

2015（平成 27）年度
点検・評価報告書

平成 27 年 4 月
京都薬科大学

目次

序章	1
本章	
1. 理念・目的	4
2. 教育研究組織	9
3. 教員・教員組織	13
4. 教育内容・方法・成果	19
(1) 教育目標、学位授与方針、 教育課程の編成・実施方針	19
(2) 教育課程・教育内容	27
(3) 教育方法	33
(4) 成果	41
5. 学生の受け入れ	46
6. 学生支援	54
7. 教育研究等環境	61
8. 社会連携・社会貢献	69
9. 管理運営・財務	76
(1) 管理運営	76
(2) 財務	84
10. 内部質保証	88
終章	93

序 章

1. 本学の沿革と薬学 6 年制

京都薬科大学（以下、「本学」と記す。）は、1884年に設立された京都私立独逸学校を礎とし、私立薬学校および京都薬学専門学校を経て、1949年に京都薬科大学へと昇格した。また、2014年には創立130周年を迎え、これまで約22,000人の卒業生を社会に輩出し、現在約15,000人が医療分野を中心とする様々な分野で社会に貢献している。建学の精神である「愛学躬行」を現在も受け継ぎ発展を遂げてきた。

2006年には薬学教育6年制を中心とした新たな薬学教育制度がスタートし、本学では薬剤師養成教育を根幹とする6年制薬学部のみを設置することとした。新薬学教育制度への移行にともなう大学院制度の改組としては、2010年に独立専攻として薬学研究科薬科学専攻博士前期課程（2年制）を設置し、2012年には薬学研究科薬学専攻博士課程（4年制）および薬科学専攻博士後期課程（3年制）を設置した。2015年度には、薬学専攻博士課程が完成年度を迎え、本学の教育体制は完成する。

2. 本学の自己点検・評価の歩み

大学設置基準大綱化後の1992年に、本学は私立の薬系大学としていち早く大学基準協会の維持会員校として承認を得た。また同年、大学基準協会から出された「大学の自己点検・評価の手引き」をもとに、教学自己点検・評価運営委員会を発足させ、1993年度を基準とする過去5年間の「教育研究の現状と課題 平成5年（1993年）」を公刊した。その後、引き続き年次報告として「同 平成6年（1994）」および「同 平成7年（1995）」のまとめを行った。1996年度には、大学基準協会により新たに設けられた大学基準を念頭に、「同 平成8年（1996）」および「大学基礎データ調書」を大学評価マニュアル（大学基準協会、1995）の様式に準じた形でとりまとめた。さらに大学基準協会の相互評価を受審するために1998年度を基準とする過去5年間の大学の点検・評価を総合的に行い、「京都薬科大学の現状と課題（平成5年5月～平成10年5月）－大学基準協会第1回「相互評価」報告－」を公刊した。その結果、1999年に大学基準に適合する認定大学の評価を得た。相互評価の際に大学基準協会から受けた助言および自己点検での改善改革の方策の実施状況を確認するため、2001年に外部の専門委員の第三者評価を受けた。その結果、2002年に「京都薬科大学における薬学の教育研究は本邦の薬科大学をリードする非常に優れたレベルにあると評価される。」との全体評価を得た。2008年には、大学基準協会の認証評価を受審し、2009年に適合認定を得た。その後、薬学教育評価機構が2009（平成21年）年度から定めた「薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準－平成19年度版」に基づいて、2009年に自己評価（自己評価21）を実施し「京都薬科大学 自己評価21 報告書」を公刊した。2013年には、2014年度に薬学教育評価機構による評価を受けるために、自己点検・評価書を提出した。一方、薬学研究科における自己点検・評価に関しては、2012年に「新制度の『大学院4年制博士課程』における研究・教育等の状況に関する自己点検・評価」（文部科学省：薬学系人材養成の在り方に関する検討会）を実施し、さらに2014年には「4年制博士課程における自己点検・評価」を実施し、それぞれホームページに公開した。

3. 前回の評価を踏まえた改善取組

2008年度大学基準協会認証評価の際に助言を受け、以下に記す改善を行った。これらに関しては2012年度に改善報告書を提出した。

①薬学研究科の理念、目的、教育目標等について、十分な周知が望まれる。

・大学ホームページおよび大学案内のほかに、2012年5月にリニューアル作成した「京都薬科大学概要2012」にも大学院に関する情報を掲載し周知を図った。

②薬学研究科における人材養成に関する目的等が明示されておらず、改善が望まれる。

- ・人材養成に関する目的等は「大学院学則第2条」に記載があるのみである。これらは、大学院の教育理念および教育目的に付随するものとして捉えており、大学ホームページに公開して周知した。また、ホームページに本学の人材育成ビジョンを学長メッセージとして強くアピールしている。さらに、大学院の「アドミッション・ポリシー」を策定し、2010年度学生募集要項から記載を開始することで広く周知している。2012年度には、専攻毎に3ポリシー（アドミッション・カリキュラム・ディプロマ）を策定し、大学ホームページに公開した。

③薬学研究科における教育方法において、FDを薬学部と区別をせず実施し、授業評価アンケートでは結果の改善が個人に委ねられ組織的に行われておらず改善が望まれる。

- ・薬学部6年制開始に起因する大学院の組織改編により、収容定員が大幅に減員したため授業評価アンケートは2009年度をもって一旦終了とした。新制度の大学院全体でのFD活動について、組織として取組む予定で検討を行っている。

④薬学研究科における教育方法において、進級時の履修指導が組織的に行われておらず、研究指導においても担当教員個人に委ねられている。研究指導計画、学位授与までのプロセスについてもシラバス等において明示しておらず、改善が望まれる。

- ・2009年度大学院生用シラバスから、専攻毎に修了要件、単位認定および成績評価について明示するとともに「学修の手引き」を設け、大学院での履修・研究活動の全体像をイメージすることができるよう配慮した。

⑤薬学研究科における学位授与・課程修了の認定において、学位論文の審査基準を学生便覧等において明示しておらず改善が望まれる。

- ・2009年度大学院生用シラバスから、「学位授与申請について」を設け、学位論文の評価基準について明示することとした。

⑥図書館を地域に開放しておらず、その検討が望まれる。

- ・学外利用者への開放により、学生の利用に支障をきたす恐れがあると考えられるため当面解放しない方針である。

⑦図書館閲覧座席数の割合が収容定員に対して7.1%と低いので改善が望まれる。

- ・2010年度に新図書館棟を含む「躬行館」を竣工した。これにより収容定員に対する図書館閲覧座席数の割合は7.1%から13.7%へと改善された。

⑧自己点検・評価運営委員会が恒常的に活動していないため改善が望まれる。

- ・継続的な自己点検・評価を実施するため、2009年度に、一般社団法人薬学教育評価機構が実施する「自己評価21」を受審するべく、学内委員会（自己評価21委員会）を設置した。また、2014年度に、薬学教育評価機構の「薬学教育評価」を受審するための組織体制を2012年10月に設置した。

さらに、改善報告書の内容に加えて上記①の助言に対して2013年度に「大学院紹介パンフレット」を作成し、大学院志望者への周知を行うことにより改善を図った。

4. 第2期認証評価に向けて

第2期認証評価では、「内部質保証」への取組みが期待されている。本学では、PDCAサイクルによる内部質保証を図るための方策の一つとして2007年度から計画期間5年間の中期計画を策定しており2007年度～2011年度の第1期は終了し、現在は2012年度～2016年度の第2期中期計画が進行中である。中期計画策定委員会は幅広い議論を展開するために若年層を含んだ教育および事務職員を構成員とする複数のワーキンググループにより構成され、単年度毎にアクションプランの推進担当者が中心となり点検・評価を行い、改善・改革につなげている。さらに、薬学教育評価機構による第三者評価も活用して、常に内部質保証を図ることを目指している。本学が現状に甘んずることなく、常に現状を真摯に見直し改善改革を図ることにより、より大きな発展を遂げ、また社会の要請に応えるためにも、今回の大学基準協会による評価を受けるべく自己点検を行ったことは有意義なことであったと確信している。自己点検・評価書の作成にあたっては学長を委員長とした組織体制を整えて臨んだ。自己点検・評価運営委員会は教育および事務職員を構成員とするワーキンググループ、審査会および10の分科会により構成され、教育職員と事務職員が協働し、全学を挙げて点検にあたり、以下の点検・評価報告書を作成した。

京都薬科大学長 乾 賢一

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1> 大学全体

本学の理念・目的は、本学の建学の精神である「愛学躬行」を源泉としてそれぞれ設定されている。本学は、1884(明治17)年、京都府御雇ドイツ人教師、ルドルフ・レーマン先生の教えを受けた者18名が設立した京都私立独逸学校をその礎としている。彼らはドイツ語を通じて西洋の医学、薬学の知識を自ら修得しようとした愛学の徒である。その後本学は、1892(明治25)年に私立京都薬学校、1919(大正8)年に京都薬学専門学校を経て、1949(昭和24)年に京都薬科大学へと昇格したが、その建学の精神である「愛学躬行」は今に受け継がれている。「愛学躬行」という言葉は、ラテン語の“Philosophia et Praktikos”を翻訳したもので、Philosophiaは「愛知」や「哲学」を意味する。Praktikosは「実践」や「躬行」を意味する。躬行という言葉は「言ったことを自ら実際に行うこと」で有言実行に近い。すなわち、本学の建学精神「愛学躬行」は「学問を愛すると共に、自ら実践すること」を意味しており、6年制教育においても医療薬学教育と創薬科学研究を両輪とする本学の基本方針の礎となっている。

薬学6年制の実施に伴い、本学が「薬学6年制学部(定員360名)」のみを選択したことを踏まえて、将来の薬学教育に求められる幅広いニーズと時代の要請に応えることができるものとした。また、理念・目的を実現するため、その具体的方策として「本学における薬学教育の特徴と指針」を設定している(資料1-1冒頭)。

本学の理念・目的の特徴は、大学全体として教育面だけでなく研究面についても重視していることである。2010年度から、学長のリーダーシップの下、「ファーマシスト・サイエンティスト」を養成するために、教養科目から専門科目、実習・演習、病院・薬局実務実習、卒業研究まで6年間一貫した教育プログラムを用意し、Science(科学)、Art(技術)、Humanity(人間性)のバランスのとれた人材育成を進めてきた。薬学の専門知識はもちろん、豊かな人間性を育みながら、高度な専門的能力と研究能力を有する薬剤師すなわちファーマシスト・サイエンティストの育成を掲げ、チーム医療、在宅医療等、変革が進む病院・保険薬局や、グローバル化が進む製薬産業界に新たな活力となる多様な人材を送り出したいと考えている。

以上のように、研究活動を通じた教育を行うことによって、本学が推進する「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成が、本学の理念・目的の主旨となっている。

<2> 薬学部

薬学部では、学則で定めるほか(資料1-2)、次のように教育理念、教育目的および薬学教育の特徴と指針を設定している(資料1-1冒頭)。

【教育理念】

本学は高度の教育および学術研究機関として、薬学の教育および研究を推進することにより、国民の健康を支える医療人として、生命の尊厳を基盤とし、人類の健康と福祉に貢献することを教育理念とする。

【教育目的】

医療に関する幅広い専門知識、豊かな教養と人間性、高い倫理観を兼備した薬剤師を養成する。さらに、高度な薬学専門知識を生かした先導的研究により、臨床面のみならず創薬科学、環境科学、社会薬学等の分野で貢献できる有為な人材を育成する。

【本学における薬学教育の特徴と指針】

これらの教育理念・目的の実現のために、本学は、6年制の薬系単科大学として、卒業生全員に薬剤師免許を取得させることを教育の根幹とし、臨床薬剤師・専門薬剤師として活躍できる人材や創薬等にも貢献できる優秀な人

材を育成するために、特色ある基礎および臨床薬学教育を推進する。

薬学6年制移行の前年、2005年1月19日開催の教授会において、「6年制準備委員会」を設置するため、委員を委嘱した(資料1-3)。同委員会での検討を経て、教育理念とともに、教育目的および指針が2005年6月15日開催の教授会で報告・決定された(資料1-4)。

本学の理念・目的の特徴は、大学全体として教育面だけでなく研究面についても重視していることである。学部学生は3年次後期の比較的早い段階から「分野・センター(研究室)」(以下、「分野等」と記す。)に全員が配属され研究活動(2.5年間)を行う。薬剤師国家試験合格のみを目指した教育に偏重することなく、研究活動を通じて幅広い領域のニーズに対応できる薬学・医療に関する高度な専門知識・技能、態度、研究能力と人間性を兼備した薬剤師である「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成を推進している。

ファーマシスト・サイエンティストの育成については、次表に示す高い薬剤師国家試験合格率【表1-1】と多様かつ偏りの少ない卒業生進路状況【表1-2】によりその成果を示すことができる。

【表1-1】過去3年間の薬剤師国家試験合格率(6年制1~3期生)

項目/年度	2011年度卒業生	2012年度卒業生	2013年度卒業生
本学(新卒)	97.18	97.47	84.00
全国新卒	95.33	85.09	70.49

単位：%

【表1-2】過去3年間の卒業生進路状況(6年制1~3期生)

項目/年度	2011年度卒業生	2012年度卒業生	2013年度卒業生
①製薬企業等	35.0	30.9	26.2
②病院等	27.5	26.7	31.1
③薬局	28.1	34.0	27.4
④公務員	2.8	4.5	4.9
⑤進学	3.1	2.2	2.8
⑥その他	3.5	1.7	7.6
計	100.0	100.0	100.0

単位：%

以上のことは、「本学が目指す薬学教育は、Science(科学)、Art(技術)、Humanity(人間性)のバランスが取れ、さらに高度の専門的能力や研究能力を有する薬剤師であるファーマシスト・サイエンティストを育成する」という本学の教育目的にも対応するものである。

<3>薬学研究科

薬学研究科では、学則で定めるほか(資料1-5)、次のように教育理念および教育目的を設定している(資料1-6)。

【教育理念】

薬学の教育および研究をさらに推進することにより、学術研究の高度化と共に、生命の尊厳を基盤とし人類の健康と福祉に貢献することを教育理念とする。

【教育目的】

高度な薬学の知識と研究能力を身につけ、創薬科学、分析化学、物理化学、環境科学、生化学、薬理学、薬剤学等の様々な薬学の分野で国際的に貢献できる有為な人材を育成する。

これらの理念・目的は、2010年11月に策定された。それまでは単科大学とい

うこともあり、大学全体の理念・目的を大学院にも適用していたが、薬学6年制への移行に伴う大学院の再編成（薬学専攻・薬科学専攻併置）を2012年度から実施するため、両専攻に対応した理念・目的を策定した。

また、6年制薬学部を基礎とする大学院として、単科大学としては比較的規模の大きい薬学専攻博士課程（4年制：収容定員40名）を設置している。本課程では、学部学生の研究活動をさらに発展させるとともに、将来、その重要性が高まると考えられる博士学位を有する臨床薬剤師の輩出を行うべく設置した。学部の「ファーマシスト・サイエンティストの育成」をさらに発展させることを意図している。なお、大学院には薬学6年制とは別に、他大学出身者、社会人および外国人留学生を対象とする薬科学専攻博士前期課程（2年制：収容定員10名）および同博士後期課程（3年制：収容定員6名）を設置している。本専攻では、基礎薬学に関する高度な研究能力および学識を有した国際的に活躍できる研究者の養成を目指している（大学基礎データ表4）。

以上のことは、「薬学専攻では、臨床薬学領域および様々な基礎薬学領域における高度な学識と研究能力を有した指導的な臨床薬剤師または国際的に活躍できる臨床および基礎薬学研究者の養成、薬科学専攻では、創薬科学または生命科学等の基礎薬学に関する高度な研究能力や学識を有し、国際的に活躍できる研究者の養成」という本学の教育目的にも対応するものである。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

建学の精神、教育理念および教育目的は大学ホームページにて周知している他、大学概要、学生便覧、シラバス等、各種冊子に掲載して周知している。特に建学の精神である「愛学躬行」の基となったラテン語の“Philosophia et Praktikos”という言葉を受学館1階エントランスホールの正面に掲げ、末永く伝えることとしている。

<2>薬学部

薬学部の教育理念および教育目的は大学ホームページにて周知している他、学生便覧、シラバス、大学案内等各種冊子に掲載して周知している（資料1-7p.(1)、資料1-8 p.(1)、資料1-9）。

<3>薬学研究科

薬学研究科の教育理念および教育目的は大学ホームページにて周知しているほか（資料1-6）、大学院紹介（薬学専攻博士課程4年制）パンフレットを作成し、周知している（資料1-10）。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

教育理念および教育目的の適切性が保持されているか否かの検証について、学部は、幹事会での事前協議を経て教授会で審議を行い、研究科は、幹事会での事前協議を経て研究科教授会で審議を行う体制が確立している（資料1-11、資料1-12、資料1-13）。

<2>薬学部

薬学部の教育理念および教育目的は、2006年度の策定以降、定期的な検証を行っていないが、現時点では、変更の必要性は特になく考えている。

<3>薬学研究科

薬学研究科の教育理念および教育目的は、2010年度の策定以降、定期的な検証を行っていないが、現時点では、変更の必要性は特になく考えている。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

本学の教育理念および教育目的は、学部においては、本学が推進する「ファーマシスト・サイエンティストの育成」、また、薬学研究科においては、ファーマシスト・サイエンティストの育成をさらに発展させることを意図し、薬学専攻では「臨床薬学領域および様々な基礎薬学領域における高度な学識と研究能力を有した指導的な臨床薬剤師または国際的に活躍できる臨床および基礎薬学研究者の養成」、薬科学専攻では「創薬科学または生命科学等の基礎薬学に関する高度な研究能力や学識を有し、国際的に活躍できる研究者の養成」という目標を踏まえており、同基準を十分に充足している。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

教育理念および教育目的を達成するための方針として、育成すべき薬剤師像を「ファーマシスト・サイエンティスト」としたことで、達成目的が明確になっている。

<2>薬学部

前出【表 1-1】より、国家試験合格率は 100%とはなっていないが、全国平均に対して、比較的高い合格率となっている。

前出【表 1-2】より、進路決定については、原則として、学生本人の希望に沿うものとしているが、ファーマシスト・サイエンティスト育成のための適切な進路指導により、結果として多様かつ均等な進路先となっている。

<3>薬学研究科

特に薬学専攻博士課程（4年制：収容定員 40名）への進学者は、同課程の必要性についての学内周知を活発に行っていることから、定員数が比較的多いにもかかわらず、ほぼ内部進学者で定員を充足できている。

②改善すべき事項

<1>大学全体

教育理念および教育目的の適切性について定期的に検証を行う体制は確立しているが、現行の理念・目的で問題ないと認識しているため、特に検証はしていない。

<2>薬学部

大学全体の記述に同じ。

<3>薬学研究科

大学全体の記述に同じ。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

大学全体としては表記せず、薬学部、薬学研究科の項目でそれぞれ記す。

<2>薬学部

薬学の専門知識はもちろん、豊かな人間性を育みながら、高度な専門的能力および研究能力を有する薬剤師、すなわちファーマシスト・サイエンティストを育成するため、次のことを重点的に行う。

1) 主体的学びを促す薬剤師国家試験対策を案出する。

2) 2014年度3年次生（2012年度新カリキュラム適用）から、これまで「研究」または「演習」のいずれかを選択させていた「総合薬学研究（演習）」を全員

「研究」を選択させることとし、学内の研究活動に関するアクティビティを高め、研究活動を通じた教育効果を高める。

<3>薬学研究科

薬学専攻（4年制博士課程）および薬科学専攻（2年制博士前期課程・3年制博士後期課程）の教育研究上の目的を明確にすることで、前者は、6年制学部でのファーマシスト・サイエンティストをさらに極めることで変革する医療現場および製薬業界等に新たな貢献ができる人材の育成を行い、後者は、多様な薬学分野で高度な専門知識および研究能力を修得した我国の創薬研究等を担う人材の育成を行う。

②改善すべき事項

<1>大学全体

教育理念および教育目的の適切性について、定期的に検証できるよう、幹事会では協議事項として、また、教授会および研究科教授会では審議事項としてそれぞれ設定する。

<2>薬学部

大学全体の記述に同じ。

<3>薬学研究科

大学全体の記述に同じ。

4. 根拠資料

- 1-1 学生便覧 2014（平成 26 年度版）
- 1-2 京都薬科大学学則
- 1-3 2005 年 1 月 19 日開催教授会議事録《抜粋》
- 1-4 2005 年 6 月 15 日開催教授会議事録《抜粋》
- 1-5 京都薬科大学大学院学則
- 1-6 京都薬科大学ホームページ（大学のご案内 教育理念・目的）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/compendium/education_idea/index.html
- 1-7 シラバス 2014 年度（平成 26 年度）1・2・3 年次生用
- 1-8 シラバス 2014 年度（平成 26 年度）4・5・6 年次生用
- 1-9 大学案内 2014
- 1-10 大学院紹介パンフレット 大学院薬学研究科 薬学専攻博士課程（4 年）
- 1-11 京都薬科大学 幹事会規程
- 1-12 京都薬科大学 教授会規程
- 1-13 京都薬科大学 研究科教授会規程

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附属研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

<1> 大学全体

本学の学部教育における教育理念は、「本学は高度の教育および学術研究機関として、薬学の教育および研究を推進することにより、国民の健康を支える医療人として、生命の尊厳を基盤とし、人類の健康と福祉に貢献することを教育理念とする。」であり、教育目的は、「医療に関する幅広い専門知識、豊かな教養と人間性、高い倫理観を兼備した薬剤師を養成する。さらに、高度な薬学専門知識を生かした先導的研究により、臨床面のみならず創薬科学、環境科学、社会薬学等の分野で貢献できる有為な人材を育成する。」である（資料 2-1 冒頭）。すなわち本学では、薬学の専門知識に加えて、科学者としての専門性や研究能力、豊かな人間性を兼ね備えた薬剤師である「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成を目的としている（資料 2-2 p. 8-9）。

さらに、大学院における教育理念は、「薬学の教育および研究をさらに推進することにより、学術研究の高度化と共に、生命の尊厳を基盤とし人類の健康と福祉に貢献することを教育理念とする。」であり、教育目的は、「高度な薬学の知識と研究能力を身につけ、創薬科学、分析化学、物理化学、環境科学、生化学、薬理学、薬剤学等の様々な薬学の分野で国際的に貢献出来る有為な人材を育成する。」である（資料 2-3）。つまり、大学院教育においては、上述の「ファーマシスト・サイエンティスト」を極めたより高度な専門知識と研究能力を身につけた薬剤師・薬学研究者の育成を目的としている。

これらの教育理念と教育目的を達成するために、本学における教育研究の基本組織は、学部（薬学部薬学科）および大学院薬学研究科（薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士前期課程・博士後期課程）からなる。また、学部・大学院教育を支援する教育研究総合センターは、薬学教育研究センター・臨床薬学教育研究センター・情報処理教育研究センター・学生実習支援センターからなる。薬学教育研究センターは共用試験（CBT）および国家試験を見据えた総括的な学部教育を先導し、臨床薬学教育研究センターは共用試験（OSCE）事前学習・実習および長期学外実務実習を統括している。同様に、情報処理教育研究センターは、共用試験（CBT）、ICT 教育および情報システム管理の円滑な実施に大きく貢献している。また、学生実習支援センターは、学部学生の実験実習を統括し、スムーズなカリキュラムの運用に大きく貢献している。さらに、本学では、3 年次後期から配属される分野等を、その専門性に基づいて、創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系、医療薬科学系、基礎科学系および薬学教育系の 7 つの科学系に分けることで、学部学生の教育ならびに研究を支える単位としている（資料 2-4 p. 2）。

一方、6 年制薬学部の上に立つ大学院教育にも注力している。薬学専攻博士課程は、上述のようにファーマシスト・サイエンティストを極めたより高度な専門知識と研究能力を身につけた薬剤師・薬学者の育成を支えており、薬科学専攻博士前期課程・博士後期課程は 4 年制薬学部・他学部卒業者および外国人留学生を対象として様々な薬学の分野で国際的に貢献出来る有為な人材の育成を支えている（資料 2-4 p. 3-4）。特に、外国人留学生の受け入れに関して、2014 年 4 月 1 日付けで国際交流センターを設立し、また事務局内に国際交流推進室を設置することで、外国人留学生の受け入れおよび海外の大学との協定締結等を充実させる体制を整えている（資料 2-5）。2012 年に設置した 4 年制薬学専攻博士課程に「基礎薬学コース」および「臨床薬学コース」を設けると共に、医学系大学と連携してがん研究に特化した「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」や医薬品医療機器総合機構（PMDA）と連携した「レギュラトリー・サイエンスプログラム」を新たに設けている（資料 2-6）。

(2) 教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

本学では、教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っており、その報告書および評価結果をホームページに広く公開している。京都薬科大学第2期中期計画（2012～2016年度）のロードマップに基づいて、単年度ごとのアクションプランを作成し、各年度の取り組みを進めている（資料2-7）。その中で、教育・研究については、関連項目相関図（資料2-8）を作成し、各項目について毎年度に具体的な事業計画を策定している。その中で教育研究組織の適切性についても検証しており、教育研究環境の拡充・最適化のために具体的な提案をしている。また、分野等については、時代とともに学術が進展し、社会からの要請も変化しているため、幹事会および研究科教授会で適宜改編等の審議を行っている。

学長は、幹事会を招集し副学長、研究科長、教務部長、学生部長、進路支援部長および図書館長と共にすべての学事を統括している。幹事会は、毎月定期的開催され、学部、研究科ならびに附属施設の適切性についても定期的に検証している。すなわち、薬学部の状況に関する点検・評価およびその結果に基づいた改善への取り組みは、長年に亘り、学長、教授会、教務部委員会、学生部委員会および進路支援部委員会が中心になって行い継続的に成果を挙げてきた。また、学生による授業評価（資料2-9 p.10）や、今年度から教員相互の授業参観（資料2-10）を行い、教育に反映している。また、研究科に関しても、本学の教育理念とその目標達成を目指して作成された薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士前期課程・博士後期課程のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づいた育成プログラム（資料2-11 p.(9)）について定期的に検証し、必要に応じて修正・追加・変更案が提示され、さらに詳細な検討が加えられた後、採用される。ついで、その修正プログラムを効果的に機能させるため、教育研究組織の変更・追加等が「研究科教授会」において検討・決定される。こうした手続きを経て、常に大学院教育研究組織の適切性について検証を行っている。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

本学の学部学科・研究科専攻および教育研究総合センター等の教育研究組織は、教育理念・教育目的に照らしてファーマシスト・サイエンティストの育成およびそれを極めるための支援を行うために適切なものである。また、これら教育研究組織の適切性については、大学基準協会における認証評価の受審および京都薬科大学第2期中期計画において定期的に検証を行っており、同基準を十分に充足している。

①効果が上がっている事項

本学では3年次後期から学生が分野等に配属され、比較的早い学年から研究に触れることにより高いリサーチマインドを醸成している。そのため、日本薬学会等の専門学術集会に多くの学部学生が参加し、優秀発表賞等多数の賞を受賞している（資料2-12）。このことは、早い段階からの分野等配属を可能にしている教育研究組織によるところが大きい。6年制学部教育において重要な位置づけである共用試験（OSCE・CBT）に関し、薬学教育研究センター、情報処理教育研究センターおよび臨床薬学教育研究センターが連携することで、共用試験のスムーズな実施が達成されている。また、学部学生実習に関して、これまでは共通仕様・共有が困難であった機器・器具・試薬や実習学生情報について、学生実習支援センターが統括し中心として機能することで、スムーズな学生実習の実施が可能になっただけでなく、1年を通して学生実習支援センターの教員が関わることで、学生のフォローアップが容易になり、学習効果の向上とともに学生のケアが効率よくできるようになった（資料2-13 薬学教育系）。これらの効果には、各センターを教育研究総合センターとして組織統合し、学長が中心となり運営を統括していることが大きく寄与している。

教育研究組織の適切性について、上述のように大学基準協会における認証評価

の受審および京都薬科大学第2期中期計画において定期的に検証を行っていることで、組織としての問題点や改善すべき点が明確になり、それを改善することでよりよい教育研究組織を構築することに繋がっている。特に、本学の中期計画においては、教育研究の質と効率の向上を目的に、教育研究組織の適切性について検証し、改善策を学内に提案・実行しているので、効率的な改善が行われている（資料 2-14、資料 2-15）。

②改善すべき事項

大学院において、ファーマシスト・サイエンティストを極めたより高度な専門知識と研究能力を備えた薬剤師・薬学研究者を育成するためには、俯瞰的研究視野を涵養するシステムが必要である。しかしながら、現状での大学院生の研究活動は、大学院入学時に配属された分野等のみにおけるものであり、俯瞰的研究視野を身につけるためには、本来の研究領域と異なる研究活動を通じて体験し、専門領域の異なる教員・大学院生と意見交換・討論することが重要である。そのためには、個別の分野等レベルで大学院生を指導するのではなく、分野を越えた教育の場を提供するようなシステムを導入する必要があり、その構築と導入の検討が課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学部学生のリサーチマインド醸成の成果として、各種学術集会での学部学生の受賞を挙げたが、その数はまだ限られたものであるため、より多くの学生による研究成果が評価されるように、今後、各分野等のみならず、一般教育系の教員、事務組織等が協力することで、学生のプレゼンテーション能力のさらなる向上を図り、より多くの受賞学生を輩出することを可能とする。

教育研究総合センターの統括的な働きによる学部学生の円滑かつ効率的な教育研究の遂行をさらに促進するために、各分野等との連携強化を行う。

本学中期計画を効果的に活用し、引き続き教育研究組織の適切性の検証と問題点の抽出および改善策を提案し、教育研究組織のさらなる改善を行う。

②改善すべき事項

大学院生の俯瞰的研究視野を涵養するためには、学内での分野を越えた教育の場の提供の導入が必要である。さらに、より高度な研究を行うには、研究領域・分野等を越えた研究連携が必要であり、学内での共同研究はもとより、連携大学の研究者とのさらなる交流等を推進する必要がある。このように、より高度な教育研究を行うためには、教育研究組織、とりわけ分野等間の密接な連携と相互理解が必要である。学長のガバナンスの下、副学長、研究科長、教務部長、学生部長、進路支援部長および図書館長からなる幹事会が中心となり、研究室間の連携を促す仕組みづくりを行う。

4. 根拠資料

- 2- 1 学生便覧 2014（平成 26 年度版）（既出 資料 1-1）
- 2- 2 大学案内 2014（既出 資料 1-9）
- 2- 3 京都薬科大学ホームページ（大学のご案内 教育理念・目的）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/compendium/education_idea/index.html
（既出 資料 1-6）
- 2- 4 京都薬科大学概要 2014（和文・英文）
- 2- 5 京都薬科大学 国際交流センター規則
- 2- 6 大学院紹介パンフレット 大学院薬学研究科 薬学専攻博士課程（4 年）
（既出 資料 1-10）
- 2- 7 第 2 期中期計画
- 2- 8 第 2 期中期計画アクションプラン教育・研究関連項目相関
- 2- 9 KPU_{NEWS} No.178（2014 年 7 月号）

- 2-10 授業参観実施要領
- 2-11 大学院シラバス 2014 年度（平成 26 年度）
- 2-12 2013 年度 受賞学生リスト
- 2-13 京都薬科大学ホームページ（研究室・附属施設の紹介 薬学教育系）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/laboratory/
- 2-14 第 2 期中期計画 2012 年度アクションプラン最終報告
- 2-15 第 2 期中期計画 2013 年度アクションプラン最終報告

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1> 大学全体

本学の教員として相応しいと認められる者は、人格が高潔で学識がすぐれ、かつ、教育・研究・専門業務に対する識見、能力、熱意およびすぐれた研究業績等を有している者とするのが、本学の「教授等選考規程」に明記されている（資料 3-1）。具体的には、教授、准教授、講師、助教については、研究歴、研究業績、教育歴、専門業務のほか、能力、人物、熱意等を総合評価して、本学の教員として相応しいと認められる者としている。助手については、薬学部卒業者またはこれと同等以上と認められる者で、将来、本学における教育および研究に有用と認められる者としている。これらは、「京都薬科大学教員選考基準」に明記されている（資料 3-2）。

本学の教員組織の編制方針は、本学における教育研究活動が、分野等を最小単位としていることから、教員は大学業務、所属科学系の教育研究および担当業務の運営が円滑に実施されるよう、相互に協力することを責務としている。各科学系には、当該科学系に所属する教員の中から科学系長が任命され、各科学系長は系内における教育研究業務が円滑かつ高度に実施されるよう、所属分野等の分担等を調整する責任を担う。基礎科学系および薬学教育系以外の科学系に所属する分野等の教員数と構成は、教授 1 名、准教授または講師 1 名、助教または助手 1 名とし、合計 3 名を標準とする。基礎科学系および薬学教育系に所属する分野等の教員数および構成は、当該分野等の特性と状況に応じて学長が別に定めている。各研究室主任（分野主任・センター長）は、教育研究をはじめとする分野等内業務が円滑に実施されるよう努める責務を負う。また、学長は、教員組織に再編制・改廃の必要が生じた場合には、それを企画し、本学の教育研究組織を改善する責務がある。学部の講義は、教授、准教授、講師および助教が連携・協力して担当することが「京都薬科大学教員組織に関する規程」に定められている（資料 3-3）。

<2> 薬学部

薬学部として求める教員像および教員組織の編制方針については「大学全体」と同じである。学部の授業は、教授、准教授、講師および助教が連携・協力して担当することとしている（資料 3-3）。また、本学では、比較的早期の 3 年次後期から 6 年次前期まで「総合薬学研究」および「総合薬学演習」を履修することから（資料 3-4 p. 139-141）、学部においても研究活動を円滑に行える体制を構築している。

本学の教育研究体制は、科学系の編制表に基づいて実施されている（資料 3-5 表 1）。すなわち、専門教育科目には 21 分野があり、教養教育科目には 5 分野がある。これらを支援する教育研究総合センターには、薬学教育研究センター、臨床薬学教育研究センター、情報処理教育研究センターおよび学生実習支援センターがある。教育研究総合センター以外の教育研究を支援する組織として、共同利用機器センター、バイオサイエンス研究センター、薬用植物園および RI センターがある（資料 3-6 p. 2）。

<3> 薬学研究科

薬学研究科として求める教員像は、特論講義および研究指導において次のとおりである。

特論講義は、大学院学則第 9 条に定める教員（本学の教授、准教授、講師および助教に加えて、学長が必要と認めた、専攻分野について特に優れた知識および経験を有する者）が連携・協力して担当すること、大学院博士前期課程の研究指導は、定められた基準に適合した大学院適合教員が連携・協力して担当すること、大学院博士課程および博士後期課程の研究指導は、教授、准教授のうちの大学院適合教員が連携・協力して担当することが「京都薬科大学教員組織に関する規程」

に定められている（資料 3-3）。また、学位論文の作成等に対する研究指導は、大学院適合教員が担当するものと「京都薬科大学大学院学則」に定められている（資料 3-7 第 9 条第 2 項）。

薬学研究科の教員組織の編制方針は、薬学専攻および薬科学専攻において次のとおりである

薬学専攻では、本専攻の最重要課題である臨床薬学研究の遂行において、医療系科目のみならず、有機化学をはじめ、生化学、薬理学、薬剤学、薬品分析学等、基礎薬学までの広範囲にわたる知識を教授し、高度な臨床薬剤師の養成を達成するための組織づくりを方針としている（資料 3-8）。また、薬科学専攻では、創薬研究が薬学の全てのエッセンスが集約されたものと捉え、有機化学をはじめ、生化学、薬理学、薬剤学、薬品分析学等、基礎薬学から医療薬学までの広範囲にわたる知識を教授し、創薬研究者の養成を達成するための組織づくりを方針としている（資料 3-9）。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<1> 大学全体

本学の理念の実現や教育研究の目標を達成するために、教員の選考規程には、厳正な基準を定めている。薬学部の専任教員数は、97 名（内、教授 39 名）であり、大学設置基準に定められた必要教員数 44 名を上回っている（資料 3-5 表 1）。専任教員 1 名あたりの学生数は 23.6 人であり、私立大学の平均的な人員を確保している（資料 3-5 表 1）。教員の年齢構成は、いずれの職位においても適正であり、十分な教育経験を有する教員組織となっている（資料 3-5 表 2）。また、女性教員の比率は約 20%と比較的高く、女子学生の多い本学の現状に対応したものとなっている（大学基礎データ表 1）。大学院の専任教員は、薬学専攻博士課程では 38 名（内、教授 17 名）、薬科学専攻博士前期課程では 29 名（内、教授 12 名）、薬科学専攻博士後期課程では 12 名（内、教授 5 名）であり、いずれも大学設置基準で定められた専任教員数を満たしている（資料 3-5 表 3）。

<2> 薬学部

薬学部では、薬学教育および実務実習モデル・コアカリキュラムに、本学独自のカリキュラムを加えた 6 年制薬学教育カリキュラムを効率的に実施するために、それぞれに専門領域をもつ教員組織を構成し、講義・演習・実習を実施している。薬学部を構成する分野等は、原則として 3 名の教員を配置しているが、教員の海外留学に伴う業務負担増を軽減するために特別教員も適宜採用している（資料 3-5 表 4）。また、長期実務実習を効果的に実施するために、学内に実務家教員 13 名（資料 3-5 表 5）、実習施設のうちの 3 病院には特定教授（3 名）を配置している。さらに、訪問指導を主たる業務とする特命教授（常勤）を 9 名配置するとともに（資料 3-5 表 4）、いわゆる「ふるさと実習」を可能にするために、近畿地区以外の病院・薬局の一部には特命教授（23 名、いずれも非常勤）を配置し、当該施設のみならず当該地域で実習する学生の指導を行い、専任教員の訪問指導における負担の軽減を図っている。

<3> 薬学研究科

薬学研究科の薬学専攻および薬科学専攻のいずれにおいても、大学院担当教員の基準である「大学院適合教員」が適切に配置されている。

薬学専攻博士課程は 6 科学系 16 分野等、薬科学専攻博士前期課程は 5 科学系 12 分野等、同後期課程は 3 科学系 4 分野等が担当している（資料 3-5 表 3）。各分野等は、所属する学生に対する研究指導のほか、大学院授業科目を担当する（資料 3-10 p. 1-25）。学生に幅広い知識を教授するためには、担当教員の専門領域での研究業績が十分であること、それが大学院授業科目として適切であることが求められるが、それらは毎年発行される教育研究業績録により確認できる（資料 3-11）。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<1>大学全体

教員（教授、准教授、講師、助教および助手）の募集・採用・昇任は、「教授等選考規程」および「京都薬科大学教員選考基準」に基づいて行われている。教員選考基準第2条には、大学院担当教員の選考基準が、同第3条には基礎科学系担当教員の選考基準が規定されている。また、同第4条には大学院担当および基礎科学系担当教員以外の教員の選考基準が規定されている。なお、教員の募集は、「教員公募要綱」に基づき、全国の関連大学・研究機関等への文書告知による公募、本学ホームページでの公募、独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベース（JREC-IN）による公募、日本薬学会機関誌ファルマシアでの公募等を原則としている（資料3-12）。

<2>薬学部

教授、准教授、講師および助教（以下、「教授等」という。）の選考は、「教授等選考規程」に基づいて教授等候補者を推薦するため、教授等候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置して行われる。選考委員会は、学長、幹事会幹事5名、当該科学系長1名、当該分野の教授1名およびその他学長が指名する者若干名により組織され、また助教を選考する場合は、学長、幹事会幹事5名および当該分野の教授1名（オブザーバー）により組織される。履歴書、研究業績目録、教育・研究に対する抱負等の書類審査および面接等を経て、応募者の中から最も適任と認められた候補者1名が選出されて教授会に推薦される。教授会に推薦された候補者は、教授会での投票（出席教授の3分の2以上の信任票が必要）によって採用または昇任が決定される（資料3-13）。一方で、助手の採用については、選考委員会を組織することなく、分野主任等が履歴書・教育研究業績を付して教授会に推薦、承認することにより採用が決定される。教授会で承認された教員の人事は、最終的には常任理事会または理事会において承認された後、正式に発令される。

<3>薬学研究科

大学院教員の採用は、まず「教授等選考規程」に則り、大学院適合教員の基準を含めて学部教員としての審査が行われる。教授会において承認が得られた後、研究科教授会（資料3-14）において、候補者の大学院兼務が「教員選考基準」に基づいて検討される。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1>大学全体

各教員の教育・研究能力と資質に関しては、採用・昇任時に慎重に評価、確認するとともに、10年または5年ごとの任期更新時の教育・研究業績で評価されている。本学では、2001年より、採用および昇任の際に任期制を導入した（資料3-15）。教授の任期は10年、准教授、講師、助教および助手の任期は5年であり、現在、教員の69.2%にあたる65名が任期制教員である。任期更新時には業績が慎重に評価され、再任の可否が決定される。5年に一度の自身の業績を振り返る機会であるとともに、学長との面接が実施される。任期制は教員自身による資質向上の努力を引き出し、大学全体の教育研究活動の活性化を促していると考えられる。

<2>薬学部

本学では、研究者行動規範教育の理解を深め、学内に定着させるため、CITI Japan プロジェクトが提供するeラーニング講座の受講を学部所属教員全員に義務付けている（資料3-16）。また、教育の質的向上に向けた全学的な取組みの推進、教育支援施策の企画・検討を行うことを目的に、FD委員会が設置され、FD委員会を中心にFD活動が発案・検討されている、その一環として講演会が年に1回程度の頻度で開催されている（資料3-17）。内容は多岐にわたり、幅広いFD活動として教員の教育

能力の向上に役立っている。また、他大学等で企画・実施されるFD関連研修会への積極的参加を促し、教員のさらなる教育力向上を図っている（資料3-18）。

<3>薬学研究科

薬学研究科においても、薬学部同様、CITI Japanプロジェクトが提供するeラーニング講座の受講を薬学研究科所属教員全員に義務付けている。

教員の研究業績の評価対象は大学院における研究活動である。1年に1回、研究業績（著書、論文、総説、プロシーディングス、講演、特許、学会発表等）を分野等单位でまとめて、「京都薬科大学教育研究業績録」として、冊子化しており、2013年で第32集を数える（資料3-11）。科学研究費補助金を始めとする競争的研究費の獲得も重要である。2012年度より、研究科長を講師として、科学研究費補助金申請書の作成のポイントを解説する説明会および草稿のレビューが、若手教員対象に実施されており、科学研究費補助金の採択率の改善につながっている（資料3-19）。一方、本学では教育研究の振興を目的に、学内に科学振興基金が設置され、教授以外の若手研究者への支援および先端的課題研究に対する助成が行われている（資料3-20）。助成の可否は提出された申請書の書類審査およびプレゼンテーションによって決定され、助成期間は最大3年間、助成額は年額200万円以内である。なお、助成終了後は、成果報告書の提出を義務付けており、その内容について審査を行っている。

また、本学は京都にキャンパスがある4大学（本学、京都府立医科大学、京都府立大学、京都工芸繊維大学）で包括協定を締結し、京都ヘルスサイエンス総合研究センターを立ち上げて、共同研究を模索する等、研究面での連携を強めている（資料）。2013年には学内科学振興基金により12件（継続分を含む）、前述の4大学連携でも同様の「研究（公募型）支援金」が創設されており、本学教員に対しては、過去3年間に1件の研究（共同研究）に助成が行われた（資料3-21）。これらの競争的研究費制度の導入は教員のモチベーションを高め、研究活動を活発化する一定の効果があると考えられる。

2. 点検・評価

● 基準3の充足状況

大学として求める教員像は、「教授等選考規程」、「京都薬科大学教員選考基準」、「京都薬科大学教員組織に関する規程」および「京都薬科大学大学院学則」に明記されており、また教員組織の編制方針は編制表に示すように明確に定められている。学部および研究科における専任教員数、年齢構成および女性教員比率は、学部・研究科の教員組織として教育課程に相応しいものと判断できる。教員の募集・採用・昇任については、「教授等選考規程」および「京都薬科大学教員選考基準」に基づいて適切に行われている。また、教員の資質向上のために、任期更新時の業績評価や学生授業アンケート・教員相互による授業参観、教育研究業績録の作製や競争的研究費申請書作成説明会等、種々の取り組みを行っている。このことから、本学では、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

<1> 大学全体

若手教員の海外留学に伴う特別教員の補充制度の整備により、若手教員が積極的に海外留学できるようになった。さらに、海外の学会参加数も増加傾向にあり、次世代教員のグローバル化への対応が進みつつある（資料3-22、資料3-23）。競争的資金、とりわけ文部科学省科学研究費補助金申請書の作成説明会の実施により、若手教員の科学研究費補助金申請数の増加と採択率の改善が認められている（資料3-24）。

<2> 薬学部

本学の人的ネットワークを活かした近畿地区以外の遠隔地における特命教授の配置により、学生のニーズに合わせたふるさと実習の実施がスムーズに行われ

ており、本学の特徴の一つとなっている（資料 3-25）。学生授業アンケート調査の継続的な実施により、教員の授業スキルが改善され、その結果として、学生による授業評価点数が毎年向上している（資料 3-26）。

<3> 薬学研究科

科学振興基金（学内）の設置は、准教授以下の若手教員への支援および先端的課題研究に対する助成という形で、そのモチベーションを高め、研究活動を活性化している。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

大学全体としては表記せず、薬学部、薬学研究科の項目でそれぞれ記す。

<2> 薬学部

長期実務実習における訪問指導を主たる業務とする特命教授およびふるさと実習のための特命教授に関して、定年による毎年の人材減のため人材確保が課題である。また、FD委員会を中心としたFD活動を行っているが、より活性化することが課題である。

<3> 薬学研究科

FD委員会を中心としたFD活動を行っているが、大学院用のFD活動をより活性化することが課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

若手教員の海外留学促進と、教育研究への影響の最大限の軽減のため、特別教員の補充制度に関して、より計画的かつ迅速な採用を行う。また、競争的資金申請書の作成説明会をより充実させる。

<2> 薬学部

今後、特命教授との連携をより緊密にすることで、本学の強みを活かした「ふるさと実習」をより一層充実させる。さらに、授業学生アンケート項目の改善や教員相互の授業参観のより積極的な推進により、学生および教員双方にとって満足できる授業スタイルの向上を図る。

<3> 薬学研究科

科学振興基金（学内）に、若手教員がより積極的に応募するように促す。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

各項目でそれぞれ記す。

<2> 薬学部

特命教授の人材確保のため本学ネットワークを駆使した人材調査を行い、計画的な採用を行う。また、FD委員会が中心となり、より教員の意見を取り入れた教員の資質向上に繋がるFD活動を活発に行う。

<3> 薬学研究科

特になし。

4. 根拠資料

- 3- 1 教授等選考規程
- 3- 2 京都薬科大学教員選考基準
- 3- 3 京都薬科大学教員組織に関する規程
- 3- 4 シラバス 2014 年度（平成 26 年度）1・2・3 年次生用（既出 資料 1-7）
- 3- 5 京都薬科大学教員組織（表 1～表 6）
- 3- 6 京都薬科大学概要 2014（既出 資料 2-4）
- 3- 7 京都薬科大学大学院学則（既出 資料 1-5）
- 3- 8 京都薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程設置届出書（抜粋）
- 3- 9 京都薬科大学大学院薬学研究科薬科学専攻博士課程設置届出書（抜粋）
- 3-10 大学院シラバス 2014 年度（平成 26 年度）（既出 資料 2-11）
- 3-11 京都薬科大学教育研究業績録 2009-2013
- 3-12 京都薬科大学教員公募要綱
- 3-13 京都薬科大学 教授会規程（既出 資料 1-12）
- 3-14 京都薬科大学 研究科教授会規程（既出 資料 1-13）
- 3-15 京都薬科大学における教員の任期に関する規程
- 3-16 CITI Japan プロジェクト提供 e ラーニングプログラム
- 3-17 FD 活動一覧
- 3-18 学内職員学外 FD プログラム派遣状況
- 3-19 科学研究費補助金勉強会資料
- 3-20 学校法人京都薬科大学科学振興基金規程
- 3-21 大学連携研究（公募型）支援費採択状況
- 3-22 海外留学生一覧
- 3-23 海外出張者一覧
- 3-24 科学研究費補助金採択状況
- 3-25 月刊薬事（別刷）平成 23 年 1 月 Vol. 53 No.1
- 3-26 授業評価平均点推移

第4章 教育内容・方法・成果

4 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1> 大学全体

本学の学位授与方針は、第1章において記載した本学学部および薬学研究科の教育理念と教育目的、さらに、本学における薬学教育の特徴と指針に基づき、薬学部、薬学研究科それぞれの方針を作成し、明示している。(資料4(1)-1、資料4(1)-2、資料4(1)-3)

また、学位授与に関しては、京都薬科大学学則第5条、京都薬科大学大学院学則第39条および第40条、京都薬科大学学位規程および京都薬科大学学位規程施行細則に定め授与している(資料4(1)-4、資料4(1)-5、資料4(1)-6、資料4(1)-7)。

<2> 薬学部

学部では、教育研究上の目的を京都薬科大学学則第1条に「薬学に関する理論および応用を教授し、医療、福祉および環境衛生の向上に寄与するとともに社会の文化と平和に貢献しうる有用な人材を養成することを目的とする」と定めている。この学則に定められた目的と第1章に記載した本学の教育理念・目的に基づき、次のような学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定めていることから、これらの内容については整合性がとれている。また、学位授与方針については、学生便覧、学部シラバス、大学案内、ホームページ等に明示し、学内外に広く公表している(資料4(1)-8)。

【ディプロマ・ポリシー】

本学が目指す薬学教育は、Science(科学)、Art(技術)、Humanity(人間性)のバランスが取れ、さらに高度の専門的能力や研究能力を有する薬剤師である「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成することである。これによって高度化・多様化が進んだ医療に求められる安全・安心に対応でき、また、製薬産業領域や公衆衛生領域等での新たな活力となる人材を輩出する。本学のカリキュラムにより、ファーマシスト・サイエンティストとしての能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

学位を授与するに当たって必要な単位については、京都薬科大学学則第32条および京都薬科大学履修規程第13条において、授業科目の修了認定および進級基準を定めている。また、進級要件等は学部シラバスの「学修の手引き」にも表形式にして掲載している(資料4(1)-9 p. (15)-(16)、資料4(1)-10 p. (17)-(18))。

<3> 薬学研究科

大学院では、教育研究上の目的を京都薬科大学大学院学則第2条に「本大学院は薬学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。この学則に定められた大学院での目的と、第1章に記載した本学大学院薬学研究科の教育理念・目的に基づき、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程および薬科学専攻博士後期課程において次のような学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定めており、これらの内容については、整合性がとれている。また、学位授与方針については、大学院シラバス、ホームページ等に明示し、学内外に広く公表している(資料4(1)-11 p. (1)、資料4(1)-12)。

【薬学専攻博士課程：ディプロマ・ポリシー】

本課程のカリキュラムにより、基礎薬学あるいは臨床薬学における高度な学識と研究能力を身につけ、所定の単位を修得し、かつ独創的研究に基づく博士論文を提出し、研究科教授会が実施する最終試験に合格した学生に学位(博士(薬学))を授与する。学位授与の基準は下記のとおりである。

- 1) 医療に関するより高度な薬学の知識と臨床薬学研究能力(臨床薬学研究者)
- 2) 様々な薬学の分野で高度の専門的な学識と独創的な研究能力(基礎薬学研究者)
- 3) 豊かな教養と人間性および高い倫理観
- 4) チーム医療の一員として活躍できる臨床薬剤師能力
- 5) 国際的に活躍できる語学力と専門性

【薬科学専攻博士前期課程：ディプロマ・ポリシー】

本課程のカリキュラムにより、様々な薬学の分野で高度な学識と研究能力を身につけ、所定の単位を修得し、かつ修士論文を提出し、研究科教授会が実施する最終試験に合格した学生に学位(修士(薬科学))を授与する。学位授与の基準は下記のとおりである。

- 1) 創薬科学および生命科学等の基盤的・先端的な専門知識と技術の修得
- 2) 豊かな教養と人間性および高い倫理観

【薬科学専攻博士後期課程：ディプロマ・ポリシー】

本課程のカリキュラムにより、様々な薬学の分野で高度な学識と研究能力を身につけ、所定の単位を修得し、かつ独創的研究に基づく博士論文を提出し、研究科教授会が実施する最終試験に合格した学生に学位(博士(薬科学))を授与する。学位授与の基準は下記のとおりである。

- 1) 創薬科学および生命科学等の基盤的・先端的な専門知識と技術の修得
- 2) 創薬科学あるいは基礎薬学に関する独創的な研究能力
- 3) 豊かな教養と人間性および高い倫理観
- 4) 国際的に活躍できる語学力と専門性

上記の各課程の修了要件については、京都薬科大学大学院学則第32条および第33条、京都薬科大学大学院履修規程第8条に定めている。また、大学院シラバスの「学修の手引き」に各課程の修了要件等を記載している(資料4(1)-11 p.(5)-(6))。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1> 大学全体

本学の教育目的および学位授与方針に明示している人材を育成するため、学部、薬学研究科それぞれの教育課程の編成・実施方針を定めている。また、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、京都薬科大学学則、京都薬科大学履修規程、京都薬科大学大学院学則および京都薬科大学大学院履修規程に定めている。

<2> 薬学部

学部においては、本学の教育目的および学位授与方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を定め、学生便覧、学部シラバス、大学案内、ホームページ等に明示し、学内外に広く公表している(資料4(1)-13)。

【カリキュラム・ポリシー】

「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」はもとより、それらに本学独自のカリキュラムを加え、次の方針に基づき体系的なカリキュラムを構築することによって「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成を行う。

- 1) (6年制薬学の基本)「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠し、適切に科目を配置することによって、6年制薬学の基本を高効率的に修得させる。
- 2) (自己実現・社会貢献) 本学独自の科目を加えた6年間の体系的なカリキュラムを学ぶことにより、高度な知識、技術、態度を身につけ、医療を通じて人に奉仕し、社会に貢献できる人材を育成する。
- 3) (科学的知識・技術) 1年次から専門科目および実習の基礎を学び、薬学へ

の興味・関心を高める。専門科目が本格化する 2 年次からは専門実習も取り入れ、専門知識や技術を涵養する。さらに総合薬学研究において最先端の科学に接することによって、科学および技術の修得とともに、問題発見・解決能力を向上させる。

- 4) (実践能力) 初年次では主に早期体験学習や基礎演習等により学生が自ら考え、行動する契機を与え、高学年次の専門科目、実務実習および総合薬学研究の履修によって、実践能力を高める。
- 5) (人間性) 教養教育の充実により社会常識や深い教養を身につけさせる。また、PBL や SGD を取り入れた少人数科目教育(早期体験、基礎演習)等を発端とし、実務実習ならびに総合薬学研究での分野での活動を通して、より深く他人を思いやる心、豊かな人間性を涵養し、実践的コミュニケーション能力を醸成する。
- 6) (倫理観) 教養やヒューマニズムに関する科目、医療薬学系科目、実務実習等により、6 年間を通して医療に関わる専門家としての自覚と倫理観を身につけさせる。

上記の方針に基づき、京都薬科大学学則第 32 条および京都薬科大学履修規程に科目区分、必修・選択の別、単位数等を定めている。6 年間を通じて修得しなければならない最少単位数は、科目群ごとに次のように定めている。薬学教養(必修 7.5 単位)、人と文化(選択 7.5 単位)、外国語(必修 15.0 単位、選択 6.0 単位)、体育(必修 2.5 単位)、専門基礎(必修 12.5 単位)、薬学専門教育(必修 128.5 単位、選択 9.5 単位)の計 189.0 単位である(資料 4(1)-14 別表第 2、別表第 2-2)。

<3> 薬学研究科

大学院においては、大学院の教育目的および各課程の学位授与方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を定め、大学院シラバス、ホームページ等に明示し、学内外に広く公表している(資料 4(1)-15)。

【薬学専攻博士課程：カリキュラム・ポリシー】

臨床薬学および基礎薬学研究を推進できる人材の育成を目指している。本課程は「臨床薬学コース」と「基礎薬学コース」から成り、特論講義、総合薬学セミナーおよび薬学研究演習を通して、医療に関するより高度な薬学の知識を修得し、チーム医療の一員として活躍出来る臨床薬剤師、臨床薬学研究におけるエキスパートおよび様々な薬学の分野で高度の専門的な学識ならびに研究能力を身につけ、国際的に貢献出来る研究者を育成する教育課程となっている。また、「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」も設置しており、がん薬物療法について深い知識と臨床経験を有し、先端がん研究の発展に貢献できる薬学研究者の育成も目指している。

- 1) 入学直後から特論講義、総合薬学セミナー、薬学研究演習等によりプレゼンテーション能力、討論能力等を向上させ、さらにはそれぞれの課題を進めながら博士学位論文作成により臨床薬学のエキスパートあるいは基礎薬学研究者としての自立を目指す。
- 2) 特論科目については、修了者の幅広い進路を確保するため、創薬科学系 5 科目、分析薬科学系 3 科目、生命薬科学系 7 科目、病態薬科学系 5 科目、医療薬科学系 3 科目および薬学教育系 2 科目の計 25 科目を隔年で開講しており、様々な薬学領域における高度の学識を培うと共に臨床医科学における知識を養う。他分野の基礎的知識の修得が必要となった場合を考慮し、4 年次まで履修可能となるように設定している。
- 3) 「臨床薬学コース」は、臨床薬剤師の育成を最重要課題と位置付けるものであり、病院薬剤部等と連携し、医療現場での実践的な教育・研究を行う。学生は特論講義で博士課程の学生が身につけるべき専門知識を修得しながら、病院薬剤部をベースに診療科病棟等で 1~2 年間薬剤師としてチーム医療を実践する。また、病院薬剤部ならびに医局において特定の症例に関する

- る臨床薬学的な研究および臨床と基礎の橋渡しとなるトランスレーショナル研究を所属分野と協同で実施することにより、臨床薬学研究能力を養う。
- 4) 「基礎薬学コース」は、原則として分野内で課題研究を進めるものであり、様々な薬学領域において高度の専門的な学識ならびに研究能力を有した国際的に貢献できる人材の育成を目的とするものであり、各分野での課題研究を通じて、高度な問題発見・解決能力および研究力を身につける。
 - 5) 課題研究は、創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系、医療薬科学系および臨床教育研究センターに属する計 17 分野による研究指導体制を整えているが、学生の希望を尊重し分野毎に受け入れる。「臨床薬学コース」では連携先の医学部および病院薬剤部と十分に打ち合わせを行った上で、学生の研究課題を決定し、相互に綿密な連絡を取り合いながら進めて行く。「基礎薬学コース」では、原則として所属分野で課題研究を進める。また、薬科学専攻博士後期課程を担当する 5 分野とも、課題の円滑な遂行のために研究指導において協力し合う。
 - 6) 「がん薬物療法を専門とする薬学研究養成コース」では、他のコースと異なり、指定された特論科目（臨床腫瘍学、腫瘍細胞生物学、腫瘍薬理学、創薬腫瘍科学、臨床医科学、医薬品評価科学）を必修化し、がんに関する基礎的知識およびがん薬物療法に関して深い知識を修得する。原則として 1～2 年間、連携大学病院薬剤部（京都大学医学部、滋賀医科大学および三重大学）において、大学院・病院連携プログラムを受講し、薬学の専門性を基盤とした基礎研究と臨床研究の橋渡しとなるトランスレーショナル研究等を所属分野と共同で実施することにより、がんに関する臨床薬学研究能力を養う。
 - 7) 分野内で課題研究についての報告・討論、英文雑誌の論文紹介、輪読会等を行うことにより、研究能力の育成、創薬マインドの養成、プレゼンテーション能力、討論能力および英語力の強化を行う。これらのセミナー、研究報告会については、薬学研究演習として必修化（4 単位）している。
 - 8) 総合薬学セミナーは原則 3 年次の夏季休暇中に関連学術領域の分野が合同で開催し、各自が作成した「総説」を基に発表と質疑応答を行う。総合薬学セミナー（必修 2 単位）を取り入れることにより、プレゼンテーション能力、討論能力および論文作成能力を向上させる。
 - 9) 英会話、英語によるプレゼンテーションおよび英論文作成に関する英語セミナーにより、国際コミュニケーション能力を身につける。

【薬科学専攻博士前期課程：カリキュラム・ポリシー】

4 年制学部を基礎とする薬科学専攻修士課程であり、創薬科学および生命科学等の基礎薬学の基盤的・先端的な専門知識と技能を修得させ、独創的な創薬研究を担うための能力を養い、後続する博士後期課程において独創的な研究を実施するための訓練期間も兼ねている。教育課程は特論講義、公開セミナー、薬科学研究演習および課題研究により構成されている。

- 1) 特論科目として、創薬科学系 4 科目、分析薬科学系 3 科目、生命薬科学系 3 科目、病態薬科学系 1 科目および医療薬科学系 1 科目の計 12 科目が隔年で開講されており、1 年次の早い段階で関連する分野の基礎的素養の涵養を図ると共に、幅広い学識を培う。
- 2) 1 年次後期からは研究活動に重点をおき、課題研究を進める中で公開セミナー、演習等によりプレゼンテーション能力、討論能力等を向上させ、さらには修士学位論文作成により研究者としての自立を目指す。
- 3) 課題研究は、創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系および医療薬科学系の計 12 分野による研究指導体制を整えており、薬学の幅広い分野で行うことができる。
- 4) 分野内で課題研究についての報告・討論、英文雑誌の論文紹介、輪読会等を行うことにより、研究能力の育成、創薬マインドの養成、プレゼンテーション能力、討論能力および英語力の強化を行う。これらのセミナー、研

- 究報告会については、薬科学研究演習として必修化（4単位）している。
- 5) 公開セミナー（必修2単位）は2年次の夏季休暇中に関連学術領域の分野が合同で開催し、各自が作成した「総説」を基に発表と質疑応答を行う。公開セミナーにより、プレゼンテーション能力、討論能力および論文作成能力を向上させる。
 - 6) 英会話、英語によるプレゼンテーションおよび英論文作成に関する英語セミナーにより、国際コミュニケーション能力を身につける。

【薬科学専攻博士後期課程：カリキュラム・ポリシー】

創薬科学研究および基礎薬学研究を推進できる高度な研究能力と学識を有し、国際的に活躍できる高度な研究者の養成を目指している。課題研究、総合薬学セミナーおよび薬科学研究演習等を通して、創薬科学研究あるいは基礎薬学研究におけるエキスパートを養成する教育課程となっている。

- 1) 入学直後から研究活動に重点をおき、課題研究を進める中で総合薬学セミナー、薬科学研究演習等によりプレゼンテーション能力、討論能力等を向上させ、さらに博士学位論文作成により研究者としての自立を目指す。
- 2) 課題研究については、薬科学を主とする3分野を始め、薬品物理化学分野および公衆衛生学を加えた5分野による研究指導体制を整えている。また、薬学専攻博士課程の16分野についても、協力分野として、本課程の学生の研究指導を行う体制を整えており、薬学の幅広い分野で行うことが出来る。
- 3) 分野内で課題研究についての報告・討論、英文雑誌の論文紹介、輪読会等を行うことにより、研究能力の育成、創薬マインドの養成、プレゼンテーション能力、討論能力および英語力のさらなる強化を行う。これらのセミナー、研究報告会については、薬科学演習として必修化（4単位）している。
- 4) 総合薬学セミナーは原則2年次の夏季休暇中に関連学術領域の分野が合同で開催し、各自が作成した「総説」を基に発表と質疑応答を行う。総合薬学セミナー（必修2単位）を取り入れることにより、プレゼンテーション能力、討論能力および論文作成能力を向上させる。
- 5) 英会話、英語によるプレゼンテーションおよび英論文作成に関する英語セミナーにより、国際コミュニケーション能力を身につける。

上記の方針に基づき、京都薬科大学大学院学則および京都薬科大学大学院履修規程に科目区分、必修・選択の別、単位数等を定めている。課程を通じて修得しなければならない最少単位数は、薬学専攻博士課程については、課題研究20単位および薬学研究演習4単位のほか、特論6単位以上および総合薬学セミナー2単位の計32単位。薬科学専攻博士前期課程は、薬学課題研究18単位および演習4単位のほか、特論6単位以上および公開セミナー2単位の計30単位。薬科学専攻博士後期課程については、薬学研究演習4単位、総合薬学セミナー2単位の計6単位である。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1> 大学全体

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の周知について、大学構成員である教職員および学生（学部学生・大学院生）に対しては、学生便覧および学部シラバス、大学院シラバスに掲載している。また、社会への公表については、ホームページ、大学概要および大学案内に掲載し公表している（資料4(1)-16 p.2、資料4(1)-17 巻末）。

<2> 薬学部

薬学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、学生便覧およびシラバスに掲載するとともに、ホームページ、大学概要および大学案内にも掲載し、職員への周知、社会への公表に努めている。

学部学生に対しては、入学時および学期始めに履修に関するガイダンスを開催

し、シラバスを基に周知している。また、本学へ入学を希望する受験生にも本学の方針を理解してもらえよう、オープンキャンパス等でも説明し、大学案内を資料として配布している。

<3>薬学研究科

大学院の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、シラバスおよびホームページに掲載し、職員に周知すると共に、社会へ公表している。

大学院生に対しては、入学時のガイダンスにおいてシラバスを基に周知している。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、教授会、研究科教授会において審議し、決定している。その適切性については、教務部委員会または大学院教育検討委員会においてそれぞれ検証し、必要に応じてカリキュラムの一部を見直し、その充実に努めている（資料4(1)-18）。

<2>薬学部

薬学部の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、教務部委員会で協議の後、教授会で承認を得ている。その後は、定期的開催している教務部委員会において、毎年カリキュラムに関する検証を行い、問題点や改善点があれば科目内容の一部を見直す等、カリキュラムの充実に努めている。なお、検証の際には「学生満足度調査」での意見も一部参考にすることがある（資料4(1)-19）。

昨年度は、薬学教育評価を受けるにあたり自己評価・報告書を作成し、その適切性について検証を行った。現在は、来年度入学生から適用される薬学教育改訂モデル・コアカリキュラムに沿ったカリキュラムを構築するため、カリキュラム検討コア委員会を組織し、その見直しを進めており、必要に応じて学位授与方針および教育課程の編成・実施方針も一部改正する予定である（資料4(1)-20）。

<3>薬学研究科

大学院の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、2010年度に薬科学専攻博士前期課程、2012年度に薬学専攻博士課程（4年制）および薬科学専攻博士後期課程（3年制）を設置するにあたり、研究科教授会で検討を行い、承認を得た。

2014年度から大学院教育検討委員会を新たに設置し、大学院のカリキュラム等について定期的に検証し、改善に努めている。具体的には、科学系の全分野による総合薬学セミナー・公開セミナーならびに大学院英語教育プログラムを実施する。また、研究倫理教育の一環として全大学院生によるSGDを開催する等、大学院の教育、研究の向上に努めている（資料4(1)-21）。

2. 点検・評価

●基準4(1)の充足状況

本学薬学部および薬学研究科においては、教育目標に基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示し、かつ、大学構成員（教職員および学生等）および社会への周知・公表を各種媒体で行い認知されていること、また、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証する体制を構築していることから、同基準を十分に充足していると考えられる。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

大学全体としては表記せず、薬学部、薬学研究科の項目でそれぞれ記す。

<2>薬学部

学位授与方針において、本学が目指す薬学教育は、Science（科学）、Art（技術）、Humanity（人間性）のバランスが取れ、さらに高度の専門的能力や研究能力を有する薬剤師である「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成することであると明確になったことにより、大学構成員である職員および学生がその同じ目標に向かって進むという意識が高まり、カリキュラムの改正等においても、ファーマシスト・サイエンティストの育成を常に念頭に置くようになった。また、本学を目指す受験生に対しても本学の教育目標を明確に説明することができ、オープンキャンパス参加者からも目標が明確であるとの評価を得ている（資料4(1)-22）。

<3>薬学研究科

新課程である薬学専攻博士課程（4年制）を中心に、大学院教育の充実を目指して2014年度から大学院教育検討委員会を設置したことにより、大学院教育課程編成・実施の方針を検証しながらカリキュラムの充実、改善に取り組んでいる。具体的には、大学院3課程合同セミナーの実施、英語教育プログラムが今年度からスタートする（資料4(1)-23）。また、研究倫理教育も研究科の教員と一般教育分野の教員が合同で企画・実施する等、新たな試みがスタートしている（資料4(1)-24）。

2014年度から、公開セミナーおよび総合薬学セミナーを、「関連学術領域の分野」でなく、「全分野等」で行うこととしたので、分野等の垣根を越え、大学院生を研究科全体で育成しようとする機運が高まっている。

②改善すべき事項

<1>大学全体

現時点では、十分であると判断している。

<2>薬学部

現時点では、十分であると判断している。

<3>薬学研究科

現時点では、十分であると判断している。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

大学全体としては表記せず、薬学部、薬学研究科の項目でそれぞれ記す。

<2>薬学部

2015年度入学生から適用となる薬学教育改訂モデル・コアカリキュラムに対応するため、本学の教育理念・目標を土台に、その趣旨を踏まえた本学の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を決定する必要がある。

<3>薬学研究科

学部と比較すると、大学院の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の広報が不足しているため、広報方法については検討する必要がある。

2014年度から、実施した全分野等合同の「公開セミナーおよび総合薬学セミナー」を定着させ、大学院生を研究科全体で育成する体制を整備する。

②改善すべき事項

<1>大学全体

各項目でそれぞれ記す。

<2>薬学部

現時点では、十分であると判断しているが、薬学教育モデル・コアカリキュラムが改訂されることに伴い、カリキュラム検討コア委員会を設置し、本学が目指すファーマシスト・サイエンティストの育成という教育目的を土台として、学習成果基盤型学習の考え方を取り入れ、「薬剤師として求められる基本的な資質(10項目)」に向かった教育課程の編成・実施方針、具体的なカリキュラムを検討している。

<3>薬学研究科

現時点では、十分であると判断しているが、大学院の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の全てが記載されているのはホームページのみである。学生便覧、大学院概要等にも掲載し広く周知していく。

4. 根拠資料

- 4(1)- 1 2012年3月研究科教授会議事録
- 4(1)- 2 2012年1月教授会議事録
- 4(1)- 3 学生便覧2014(平成26年度版)(既出 資料1-1)
- 4(1)- 4 京都薬科大学学則(既出 資料1-2)
- 4(1)- 5 京都薬科大学大学院学則(既出 資料1-5)
- 4(1)- 6 京都薬科大学学位規程
- 4(1)- 7 京都薬科大学学位規程施行細則
- 4(1)- 8 京都薬科大学ホームページ(ディプロマ・ポリシー)
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/diploma_policy/
- 4(1)- 9 シラバス2014年度(平成26年度)1・2・3年次生用(既出 資料1-7)
- 4(1)-10 シラバス2014年度(平成26年度)4・5・6年次生用(既出 資料1-8)
- 4(1)-11 大学院シラバス2014年度(平成26年度)(既出 資料2-11)
- 4(1)-12 京都薬科大学ホームページ(大学院のディプロマ・ポリシー)
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/graduate/diploma_policy/
- 4(1)-13 京都薬科大学ホームページ(カリキュラム・ポリシー)
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/curriculum_policy/
- 4(1)-14 京都薬科大学履修規程
- 4(1)-15 京都薬科大学ホームページ(大学院のカリキュラム・ポリシー)
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/graduate/curriculum_policy/
- 4(1)-16 京都薬科大学概要2014(既出 資料2-4)
- 4(1)-17 大学案内2014(既出 資料1-9)
- 4(1)-18 教務部委員会議事録(2011年11月~12月)
- 4(1)-19 京都薬科大学 2014年度学生満足度調査アンケート票
- 4(1)-20 各種委員会(2014.7.1)
- 4(1)-21 2014年度総合薬学セミナー・公開セミナー実施要領
- 4(1)-22 2013年度オープンキャンパスアンケート実施結果(6・8・11月)
- 4(1)-23 大学院英語教育プログラム実施案
- 4(1)-24 大学院研究倫理教育実施案

4 (2) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1> 大学全体

本学では、薬学教育を担う薬学部と、これを基盤とした高度な薬学専攻教育を担う薬学研究科のいずれの教育課程も、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて体系的に編成している（資料 4(2)-1、資料 4(2)-2）。

<2> 薬学部

本学薬学部では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するためにカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を体系的に編成している。アドミッション・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーと同様に、カリキュラム・ポリシーは、学生に配布する学生便覧、シラバスおよび本学ホームページに掲載している。本学は「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」に本学独自のカリキュラムを加え、「6年制薬学の基本」、「自己実現・社会貢献」、「科学的知識・技術」、「実践能力」、「人間性」および「倫理観」の6項目に基づき体系的なカリキュラムを構成することによって「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成している。カリキュラムの検証および改訂を検討する組織として、教務部委員会およびカリキュラム検討コア委員会を設置している。

卒業に要する単位数は、2012年度以降の入学生においては「薬学教養」必修 7.5 単位、「人と文化」選択 5 科目 7.5 単位以上、「外国語科目」必修 15.0 単位および選択 4 科目 6.0 単位以上、「体育科目」必修 2.5 単位、「専門基礎科目」必修 12.5 単位以上、「薬学専門教育（講義・実習等・研究等）」必修 128.5 単位および選択 9.5 単位となっている。

本学薬学部（2012年度以降の入学生）の授業科目および履修年次は、シラバスに明示されている（資料 4(2)-3）。教育課程の初期（1～2年次）では、「薬学教養」、「人と文化」、「外国語科目」、「専門基礎科目」（化学、物理学、生命科学等）および「薬学専門教育（講義）」の一部を中心に学び、2年次以降に履修する科目の学習基盤を養成する。1年次開講の「薬学教養」には、「早期体験学習（Early exposure）」と「基礎演習」が含まれており、問題立脚型学習（PBL）を取り入れたスモールグループディスカッション（SGD）や薬学関連施設等（病院、薬局、製薬関連企業）の見学を実施している。また、教育課程の中期（2～4年次）では、特に「薬学専門教育（講義）」の履修に関して、前年次に履修した科目の学習内容を応用・発展させた科目を次年次に履修するように順次性をもって授業科目を配当している。科目によっては、「薬理学 A・B・C」のように英字等が付されており、A の科目を履修後、B の科目を履修するものとして段階的に学習することとしている。また、薬局・病院実務実習（5年次）には履修資格が定められており、履修前年次までに所定の単位をすべて履修することを義務づけている。さらにファーマシスト・サイエンティストに必要とされる研究能力の基礎を修得するために、比較的早期の3年次後期から6年次前期まで「総合薬学研究」および「総合薬学演習」を長期間履修することとしている。

これらを通して本学の教育理念および教育目的を達成するために必要な教育課程が体系的に編成されている。

<3> 薬学研究科

本学大学院薬学研究科では、薬学専攻（4年制博士課程）および薬科学専攻（2年制博士前期課程および3年制博士後期課程）の2つの専攻を設置している。いずれにおいても、カリキュラム・ポリシーに基づいて履修科目を体系的に編成している（資料 4(2)-4）。

薬学専攻博士課程は、「臨床薬学コース」および「基礎薬学コース」からなり、臨床薬学および基礎薬学研究を推進できる人材の養成を目指す。また、「がん薬

物療法を専門とする薬学研究者養成コース」も設置しており、がん薬物療法について深い知識と臨床経験を有し、先端的がん研究の発展に貢献できる薬学研究者の養成も目指している。いずれのコースにおいても、入学直後から特論講義（6単位）、総合薬学セミナー（2単位）および薬学研究演習（4単位）等により、医療に関するより高度な薬学の知識の習得に加えて、プレゼンテーション能力および討論能力等の向上を図る。また、課題研究（20単位）を通して、様々な薬学の分野で高度な専門的学識および研究能力を身につけ、国際的に貢献出来る薬学研究者を養成する教育課程としている。特に「臨床薬学コース」では、病院薬剤部等と連携し、医療現場でのチーム医療を実践するとともに、病院薬剤部または医局において臨床薬学的な研究および臨床と基礎の橋渡しとなるトランスレーショナル研究を所属分野と共同で実施することにより、臨床薬学研究能力を養う。一方、「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」では、連携大学病院薬剤部（京都大学医学部、滋賀医科大学および三重大学）における大学院・病院連携プログラムから、がんおよびその薬物療法に関して深い知識を習得するとともに、トランスレーショナル研究等を所属分野と共同で実施することにより、がんに関する臨床薬学研究能力を養う。

薬科学専攻博士課程は、4年制学部を基礎とした薬科学専攻修士課程である「博士前期課程」と、これに続いて薬科学を基盤とする研究能力を養う「博士後期課程」からなる。「博士前期課程」では、創薬科学および生命科学等の基礎薬学の基盤的・先端的な専門知識と技能を修得し、独創的な創薬研究を担うための能力を養う。また、後続する「博士後期課程」において独創的な研究を実施するための訓練期間も兼ねている。本教育課程は、特論講義（6単位）、公開セミナー（2単位）、薬科学研究演習（4単位）および課題研究（18単位）により構成されている。「博士後期課程」は、博士学位論文の基礎となる研究、総合薬学セミナー（2単位）および薬科学研究演習（4単位）等を通して、創薬科学研究および基礎薬学研究を推進できる高度な研究能力と学識を有し、国際的に活躍できる高度な研究者を養成する教育課程としている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<1> 大学全体

本学薬学部および薬学研究科のいずれの教育課程においても、カリキュラム・ポリシーに基づいて適切な教育内容を提供している。

<2> 薬学部

カリキュラム・ポリシーに基づき、以下の教育内容を提供している。1年次（2012年度以降の入学生）では、哲学や文学、歴史学、法学等のいわゆる教養科目を「人と文化」科目群の中で提供している。また、薬学専門教育の基礎となる数学、物理学、化学、生物学、情報科学の各科目を「専門基礎」科目群の中で提供している。さらに「有機化学A・B」や「物理化学A・B」、「解剖学」、「生化学A」等の「薬学専門教育」科目群の一部を1年次に導入し、学生の薬学への興味・関心を高めている。一方、「薬学教養」科目群において、少人数・双方向型授業の「基礎演習」と病院・薬局・製薬関連企業の見学を含む「早期体験学習」を提供し、6年制薬学部の導入教育の一つとしている。その他、「外国語」科目群（必修科目としての英語ならびに選択必修科目としてのドイツ語、フランス語、中国語）と「体育科目」科目群を提供している。また、1年次後期に実習「基礎科学実習」を開講し、2年次以降の実験実習へのスムーズな導入を図っている。なお、「人と文化」科目を2年次と3年次にも配当し、年次進行とともに医療との関わりを意識したものとしている。また、「外国語」科目群を2年次にも配置し、そのうち「薬学英语」は3年次でも提供している。2年次では本格的な薬学専門教育が開始となる。化学系・生薬学系、分析・物理化学系、生物化学系、医療薬学系の講義科目とそれらに対応する実習科目が提供される。3年次でも同様の専門科目が提供されるほか、後期になると「総合薬学研究A」ならびに「総合薬学演習A」が始ま

り、学生は各分野等に所属して卒業論文の作成に向けた研究を開始する。これは6年次前期まで続き、その中で、分野等担当教員による直接の教育・研究指導を受けながら、基礎薬学研究を含めた医薬品の開発からその適正使用にわたる広範な領域での問題発見・課題解決能力の醸成、コミュニケーション能力や協調性の育成、プレゼンテーション能力等を身につけていく。4年次（2011年度以前の入学生）では「薬学専門教育」科目群の講義諸科目を配置しているほか、薬学部の特色である薬局・病院実務実習（5年次実施）の準備のための実習科目「実務事前実習」や、薬学共用試験のうちのCBTの準備を兼ねた演習科目「共用試験演習」を開講している。5年次では、上記実務実習を病院および保険薬局で各11週間実施し、実習期間外には「総合薬学研究（演習）」が提供される。6年次では「先端薬学概論」や「専門薬剤師概論」の多彩な選択講義科目を提供し、薬学・医学分野における高度かつ最先端のトピックスに関する学習の機会を提供している。また「総合薬学研究（演習）」では卒業論文発表会を開催して、2013年度からは英語でのポスター発表を行っている。後期には、6年間の総まとめの科目として、薬剤師国家試験にも対応できる「薬学特別演習」を開講している。

一方、1年次の専門基礎科目のうち、数学、物理学、生物学および情報科学の科目に対しては、高等学校で履修していない学生や履修したものの理解が十分でない学生を対象に、補習科目を開講している（数学補講、物理学補講A・B、生命科学補講、情報科学補講）（資料4(2)-3 p.(21)）。ただし、これらの科目は単位認定を行わない。以前は希望者が自主的に受講するシステムを取っていたため、真に履修の必要な学生が必ずしも受講していないという問題があった。2010年度からは、入学直後に数学・物理・生物の実力確認試験を実施し、その成績に基づいて各補習授業の受講者を指名している。これにより履修の必要性を気付かせ、受講を促している。また、推薦入学試験合格者に対して、学習習慣の維持と基礎学力の獲得を目的に、入学前の3ヶ月間、入学前教育を実施している。数学、物理学、生物学および化学についてはeラーニング教材による課題を、英語については本学独自の教材による課題を課している（資料4(2)-5）。

以上のように、入学生の高等学校での履修状況や理解度に配慮した補習科目を1年次に開講するとともに、初年次教育においては、SGDやPBLを通じた問題発見・課題解決能力の習得を目指す「基礎演習」や「早期体験学習」を含め、多彩な教育プログラムを提供している。また薬学専門教育では、薬学モデル・コアカリキュラムを基本に、これらを体系的に学ぶプログラムを提供している。これらは、薬学部の学士課程教育として相応しい内容であると考えられる。

<3>薬学研究科

薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士課程では、各カリキュラム・ポリシーに基づき、以下の教育内容を提供している。いずれの課程においても、所属分野等内で課題研究についての報告・討論、英文雑誌の論文紹介、輪読会等を行うことにより、さらに、総合薬学セミナーおよび公開セミナーにおいては、学生自身が作成した総説の発表と質疑応答により、研究能力の育成、創薬マインドの養成、プレゼンテーション能力、討論能力および英語力の強化を行う。特に、英会話、英語によるプレゼンテーションおよび英語論文作成に関する英語セミナーにより、国際コミュニケーション能力を身につける。また、「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」では、他のコースと異なり、指定された特論科目（臨床腫瘍学、腫瘍細胞生物学、腫瘍薬剤学、創薬腫瘍科学、臨床医科学、医薬品評価科学）を必修化し、がんに関する基礎的知識およびがん薬物療法に関して深い知識を習得する。なお、薬学専攻博士課程では、レギュラトリーサイエンス分野における教育研究の一層の充実を図るため、本学と連携・協力関係にある独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA：2012年6月26日に協定締結）での研修プログラムを実施している。本プログラムの選択にあたっては、事前学習としての特論科目（医薬品評価科学、臨床薬物動態学、腫瘍薬剤学）の受講を推奨している。

2. 点検・評価

●基準4(2)の充足状況

各カリキュラム・ポリシーに基づいて、薬学部では、カリキュラムを1度改訂を行い、年次進行で2つのカリキュラムを運用している他、薬学研究科では、2014年度に薬科学専攻博士後期課程が、また、2015年度には薬学専攻博士課程がそれぞれ完成年度を迎える。研究科については、今後教育課程の妥当性について検証を行う必要はあるが、現時点では、それぞれ教育課程を体系的に編成し、かつ、適切な教育内容を提供していることから、同基準を十分に充足していると考えられる。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

大学全体としては表記せず、薬学部、薬学研究科の項目でそれぞれ記す。

<2>薬学部

薬学部では、初年次教育に関しては、2006年度から導入した「早期体験学習」および「基礎演習」においてSGDを積極的に導入し、体験型教育システムが体系的に構築できている(資料4(2)-3 p.4-5)。また、入学試験時の理科選択科目における未履修科目へのバックアップ教育についても、専門基礎科目担当教育職員と専門科目担当教育職員の相互協力により体系化できている。さらに、「専門基礎科目」は「薬学専門教育科目(講義)」への導入教育の役割が果たせるように密接に関連する教育内容が編成されており、一貫した教育体制を実現するために工夫している。薬学教育研究センターでは、これまでの6年制学生の成績データを分析し、その結果としての情報を教育職員が教育内容の改善に有効活用できるように共有することで、学生相談員制度や分野等に所属する学生への個別指導に活かしつつある。さらに、教育課程の初・中期(1~4年次)において学力に不足を感じている学生に対しては、薬学教育研究センターの教育職員を中心に学習相談「学びコンシェルジュ」の活動を実施し、学習意欲および学力の向上を図っている。2年次から3年次の「薬学専門教育科目(実習)」では、担当教育職員および学生実習支援センターの教育職員が中心となって、体系的かつ効率的な教育システムが構築できている(資料4(2)-6)。実務実習(5年次)では、実習後の発表会を分野等ごとに開催して、異なる実務実習施設での経験を共有し合うことで、実習の意義を高めていると考える。3年次後期から6年次前期まで履修する「総合薬学研究(演習)」の総括としての卒業論文発表会では、2013年度から発表用ポスターを英語で作成し、英語で発表、質疑応答を行っている。英語でのコミュニケーション能力の醸成一層を図る目的で、海外学術交流協定を締結している瀋陽薬科大学(中華人民共和国)、アレキサンドリア大学(エジプト・アラブ共和国)、マヒドール大学(タイ王国)から教員および学生を招き、また、大学院留学生も含めて本発表会での討論に参加している(資料4(2)-7)。このように専門英語の実践を経験していることから、旧4年制薬学部での専門英語教育よりも、高い教育効果があると考えられる。

<3>薬学研究科

薬学研究科では、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前・後期課程のいずれの教育課程においても、所属分野等内での課題研究等の遂行を通して、研究能力、プレゼンテーション能力、討論能力および英語力等を身につけることが重要であるとの意識付けを、大学院生に対してできてきたと考える。このことは、2014年度より実施した英語セミナーに、大学院生のほぼ全員が自主的に参加していること、また、大学院生による学会発表等での研究内容に関する表彰を毎年受けていることからもうかがえる(資料4(2)-8)。

②改善すべき事項

<1>大学全体

大学全体としては表記せず、薬学部、薬学研究科の項目でそれぞれ記す。

<2>薬学部

本学では、2006年度入学生から薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムを制定し（資料4(2)-9）、さらに、2012年度入学生からは、教育課程を体系的に再編成した新カリキュラムを導入している（資料4(2)-3）。一方、薬学教育モデル・コアカリキュラムも改訂が行われ、2015年度からは薬学教育改訂モデル・コアカリキュラムが導入される予定である。したがって、その内容を包含した本学独自のカリキュラムを再編成することが課題である。

<3>薬学研究科

薬学専攻博士課程は、2015年度が完成年度であり、現時点では実施途中にある。したがって、第1期生修了時には、「臨床薬学コース」、「基礎薬学コース」および「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」の各コースやPMDAでの研修プログラム等の教育内容を評価点検することが課題である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<1> 大学全体

大学全体としては表記せず、薬学部、薬学研究科の項目でそれぞれ記す。

<2> 薬学部

カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を構築できていると考えるが、2012年度以降の入学生から適用されている新カリキュラムに関しては年次進行中であるため、その点検・評価を基に必要があれば改善していく。また、カリキュラムを担う教育職員の講義能力や学生指導力の向上のため、教育職員相互による授業参観を積極的に導入し（2013年度から実施）、講義の相互評価等から、各自の教授法のさらなる改善を図る。これらのことが、本学教育課程の質的向上に繋がると考える。

本学学生が教育課程において学習する上で、学習意欲の低下や基礎学力の不足が習得の妨げにならないように、自主的学習意欲を高めるためのPBL型講義の拡充や個々の学生に応じた学習支援制度のさらなる充実を目指す。この目的で、教務部員会のみならず、薬学教育研究センター、臨床薬学教育研究センターおよび学生実習支援センターとの連携体制をより強化し、教育課程の体系化を推進する。

<3> 薬学研究科

薬学研究科で学ぶ学生は、研究能力、プレゼンテーション能力、討論能力および英語力を身につけることが要求されるが、これからの研究者に求められる資質として、研究倫理観を持つことも重要となってきた。そこで、本学は薬学研究科の全学生に対して、研究倫理観に関する講習やSGD等を実施することにより、その意識付けや醸成に取り組んだところである（資料4(2)-10）。

② 改善すべき事項

<1> 大学全体

大学全体としては表記せず、薬学部、薬学研究科の項目でそれぞれ記す。

<2> 薬学部

2015年度入学生から実施される薬学教育改訂モデル・コアカリキュラムに準拠し、かつ、本学独自のカリキュラム・ポリシーに基づいた2015年度からのカリキュラム編成に関して、現在、カリキュラム検討コア委員会において、教育内容の厳選・再配置、類似科目の整理統合等を踏まえて検討している。

学生の国語力の定量的判定を含む現状把握を行い、他大学の事例も参考にしつつ、既存授業科目内での対応を含めた効果的教育プログラムを検討していく。

<3>薬学研究科

2015年度の薬学専攻博士課程の完成年度を迎えるにあたり、大学院での教育内容に関する大学院教育検討委員会等にて、本課程のカリキュラム等に関する総合的な検証方法等を検討する。例えば、PMDAでの研修に関しては、修学職員として1年間の教育研究指導を受ける予定にはなっている。現時点では指導実績がないことから、研修プログラムの内容については研修希望者のニーズも踏まえ、PMDAの教育担当者を交えて随時検討していく。

4. 根拠資料

- 4(2)- 1 2014年度 学部時間割表
- 4(2)- 2 2014年度 大学院時間割表
- 4(2)- 3 シラバス 2014年度（平成26年度）1・2・3年次生用（既出 資料1-7）
- 4(2)- 4 大学院シラバス 2014年度（平成26年度）（既出 資料2-11）
- 4(2)- 5 課題の送付・スクーリングおよび実力確認試験について
- 4(2)- 6 京都薬科大学ホームページ（学生実習支援センター）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/laboratory/cat7/post_30.html
- 4(2)- 7 卒論口述発表会プログラム
- 4(2)- 8 2013年度 受賞学生リスト（既出 資料2-12）
- 4(2)- 9 シラバス 2014年度（平成26年度）4・5・6年次生用（既出 資料1-8）
- 4(2)-10 研究倫理に関するワークショップについての研究科教授会での報告

4 (3) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

<1> 大学全体

本学は、順次性および一貫性を備えた体系的なカリキュラムに従い教育を行うことによって、Science(科学)、Art(技術)、Humanity(人間性)のバランスが取れ、さらに高度の専門的能力や研究能力を有するファーマシスト・サイエンティストの育成を目指している。大学院においても、学部での教育内容を踏まえ、臨床薬学および基礎薬学研究を推進できる人材の養成を目指している。

このような目的に沿って、学習指導ならびに学習支援の諸方策を計画・実施している。

<2> 薬学部

本学は 2006 年度に 6 年制薬学教育へ移行した後、2011 年度に最初の卒業生を輩出した。第 1 期生の教育の過程で蓄積された知見をもとに、2012 年度より新カリキュラムのもとで教育活動を行っている。

本学の教育方法は、「講義」、「実習」および「研究・演習」の 3 つに大別される。単位数に基づく各授業形態の構成比は必修科目講義が約 60%、選択科目講義が約 9%、実習等が 26%、研究等が 5%となっている。およそ 70%が講義形式の科目が占めているものの、講義形式の授業であっても、一方的な知識伝達にとどまらず、学生が主体的に学ぶためにさまざまな工夫をしている。たとえば、SGD、コミュニケーションペーパー等による教員と学生のコミュニケーション等である(資料 4(3)-1)。また、初年次教育として「基礎演習」および「早期体験学習」が開設されており、PBL チュートリアルや実地見学に基づくプロダクト作成等、学生の主体的な学びを促す仕組みを構築している。3 年次後期からは、学生は分野等に所属し、研究能力、コミュニケーション能力、汎用的な問題解決能力を、学会発表や卒業論文作成を通じて培っている。また、5 年次に行われる病院・薬局実習は、その準備としての事前実務実習、実習中・実習後の振り返りを含めて、医療の担い手としての自己形成に大きく資するものとなっている。このように、6 年間を通じた順次性、一貫性を持ったカリキュラムの下、学生の主体的な学びを促す教育方法を採用しつつ、ファーマシスト・サイエンティストとしての学生の成長を促す教育を行っている。

学習指導としては、本学では、学生一人一人に対して、学業や学生生活についてのきめ細やかな教育・指導を行うため、学生相談員制度を設けている。入学時のクラス分けにより各相談員が決められ、3 年次前期まで同じ相談員が指導・相談を行う。3 年次後期以降は所属する分野主任が主に指導・相談を行い、学生相談員も卒業まで副担当として引き続いて指導・相談を行う(資料 4(3)-2 p.16)。また、薬学教育研究センターが主体となり、学習支援ならびに CBT および国家試験対策を行っている。専任教員が学生の質問に答え、学習方法等についてアドバイスをする「学びコンシェルジュ」、始業前の 30 分間に教員の監督のもと自習を行う「朝の学習会」等の制度によって、学生の学びをサポートしている(資料 4(3)-3)。

<3> 薬学研究科

本学は 2006 年度の 6 年制薬学教育への移行後、2010 年度から大学院の課程についても変更があった。薬学専攻博士前期課程に代わって薬科学専攻博士前期課程(2 年制)が設置され、2011 年度からはそれまでの薬学専攻博士後期課程(3 年制)から薬学専攻博士課程(4 年制)と薬科学専攻博士後期課程(3 年制)が設置され、現在に至っている。【表 4-3-1】に 2009 年度以降の各課程における修了要件等を示す。授業内容、課題研究、修了要件および評価方法については大学院シラバスに述べられており、いずれの特論講義も各科学系内で協議され、適切に開講されている。

【表 4-3-1】大学院修了要件等（学則第 32 条、同第 33 条）

入学年度	博士課程・博士後期課程		博士前期課程・修士課程	
2009 年度		薬学専攻博士後期課程	薬学専攻博士前期課程	臨床薬学専攻修士課程
		在学 3 年以上 必要単位数：6 単位 薬学研究演習 4 単位 総合薬学セミナー 2 単位 博士學位論文の審査および最終試験に合格	在学 2 年以上 必要単位数：30 単位以上 1) 必須科目：24 単位 公開セミナー 2 単位 演習 4 単位 課題研究 18 単位 2) 選択科目 特論講義 6 単位以上 修士學位論文の審査および最終試験に合格	在学 2 年以上 必要単位数：30 単位 必須科目：30 単位 特論講義 16 単位 臨床薬学演習 2 単位 保健薬局実務研修（1 年次 2 週間）0.5 単位 病院薬剤部実務研修 病院臨床実務研修（1 年次 6 ヶ月）2 および 2.5 単位 臨床薬学課題研究 7 単位 医科大学臨床医学研修プログラム（希望者のみ） 修士學位論文の審査および最終試験に合格
2010 年度		薬学専攻博士後期課程	薬科学専攻博士前期課程	
		2009 年度と同じ	在学 2 年以上 必要単位数：30 単位以上 1) 必須科目：24 単位 公開セミナー 2 単位 演習 4 単位 課題研究 18 単位 2) 選択科目 特論講義 6 単位以上 修士學位論文の審査および最終試験に合格	
2011 年度		薬学専攻博士後期課程	薬科学専攻博士前期課程	
		2009 年度と同じ	2010 年度と同じ	
2012 年度	薬学専攻博士課程	薬科学専攻博士後期課程	薬科学専攻博士前期課程	
	在学 4 年以上 必要単位数：32 単位以上 ・臨床薬学コース、基礎薬学コース 1) 必須科目：26 単位 薬学研究演習 4 単位 総合薬学セミナー 2 単位 課題研究 20 単位	在学 3 年以上 必要単位数：6 単位 薬科学研究演習 4 単位 総合薬学セミナー 2 単位 博士學位論文の審査および最終試験に合格	2010 年度と同じ	

	2) 選択科目 特論講義 6 単位以上 ・がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース 必須科目：32 単位 特論講義 6 単位 総合薬学セミナー 2 単位 薬学研究演習 4 単位 課題研究 20 単位 「大学院・病院連携プログラム」を設置 博士学位論文の審査および最終試験に合格			
2013 年度	薬学専攻博士課程	薬科学専攻博士後期課程	薬科学専攻博士前期課程	
	2012 年度と同じ 「レギュラトリーサイエンスプログラム」を設置	2012 年度と同じ	2010 年度と同じ	
2014 年度	薬学専攻博士課程	薬科学専攻博士後期課程	薬科学専攻博士前期課程	
	2013 年度と同じ	2012 年度と同じ	2010 年度と同じ	

薬学研究科では、課題研究の成果を学術論文や学位論文として公表するための論文作成指導が行われている。大学院生は、指導教員の指導の下に各専門領域での課題研究を行い、実験方法の手技、データ解析、実験結果の考察に至る手順を学ぶのみならず、関連領域での情報収集と研究成果の発表方法等について指導を受けている。

薬学専攻博士課程は、その特徴として「基礎薬学コース」、「臨床薬学コース」および「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」の 3 コースで構成される。

「基礎薬学コース」では主に各分野等内で課題研究を進める。「臨床薬学コース」では、特論講義で専門知識を修得しながら、病院薬剤部等で 1～2 年間薬剤師としてチーム医療を実践し、病院薬剤部や医局において特定の症例に関する臨床薬学的な研究および臨床と基礎の橋渡しとなるトランスレーショナル研究を所属分野等と共同で実施する。「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」では指定された特論科目を必修化し、がんに関する基礎的知識およびがん療法に関する深い知識を修得する。大学院・病院連携プログラムとして、原則 1～2 年間、連携大学で研修し、がんに関する臨床薬学研究能力を養うこととなっている。課題研究においては、創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系、医療薬科学系および臨床教育研究センターに所属する計 17 分野による研究指導体制を整えている。薬科学専攻博士後期課程を担当する 5 分野も研究指導において協力している。

入学直後から特論講義、総合薬学セミナー（必修 2 単位）、薬学研究演習（必修 4 単位）等によりプレゼンテーション能力、討論能力等を向上させ、さらには博士学位論文作成により臨床薬学のエキスパートあるいは基礎薬学研究者としての自立を目指している。また、2013 年度からは PMDA と連携したレギュラトリ

一・サイエンスプログラムが開始された。本プログラムでは PMDA に修学職員として1年間出向することで、医薬品等の適正使用および医薬品・医療機器の評価に関わる教育研究能力の向上を図り、これらの専門性を有する人材養成を目指している。

薬科学専攻博士前期課程では、特論講義 12 科目が隔年で開講されており（選択 6 単位以上）、1 年次の早い段階で関連する分野の基礎的素養の涵養を図るとともに、幅広い学識を培う内容となっている。1 年次後期からは研究活動に重点をおき、課題研究を進める中で公開セミナー（必修 2 単位）、薬科学研究演習（必修 4 単位）等によりプレゼンテーション能力、討論能力等を向上させ、さらには修士学位論文作成により研究者としての自立を目指している。課題研究においては、創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系、医療薬科学系の計 12 分野による研究指導體制を整えている。

薬科学専攻博士後期課程では、入学直後から研究活動に重点をおき、課題研究を進める中で総合薬学セミナー（必修 2 単位）、薬科学研究演習（必修 4 単位）等によりプレゼンテーション能力、討論能力等を向上させ、さらには博士学位論文作成により研究者としての自立を目指している。課題研究は、薬科学を主とする 3 分野を始め、薬品物理化学分野および公衆衛生学を加えた 5 分野による研究指導體制を整えている。また、薬学専攻博士課程の 16 分野についても、協力分野として本課程の学生の研究指導を行う態勢を整えている。

さらに、大学院生はプレゼンテーション能力の向上等を目的として、学会等での研究発表が推奨されている。国内の学会やシンポジウムに参加発表する場合には、予算の範囲内で参加費および旅費の補助が行われている。

2014 年度から大学院英語教育として、国際的コミュニケーション能力を身につけることを目指した少人数での参加型の英語セミナー、英語によるコミュニケーション、プレゼンテーション講座が開始された。研究倫理の教育に関しても、全ての大学院生を対象に SGD および e-learning を実施し、研究倫理の修得を目指している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<1>大学全体

シラバスの作成は、各科目担当教員が作成したのち、教員によるシラバスの相互チェックを行っている。具体的には、科目をいくつかの領域に分け、その領域ごとの責任者および同一科学系内における教員が相互に各科目間の内容に重複や漏れがないかを確認し、修正が必要な場合は科目担当教員と協議の上修正を行う（資料 4(3)-4）。事務的なチェックを詳細に行った上で、印刷製本ならびに大学ウェブサイトでの公開を行う。各科目の記載内容は、科目名、科目群名、開講期（学年、学期）、授業形態、単位数、必修選択の別、担当教員、科目概要、一般目標、準備学習、各回の学習項目・学生の到達目標と対応する SBO コード、成績評価方法・基準、オフィスアワー等担当教員に対する質問等の方法である。

<2>薬学部

シラバスは年度始めに冊子を配付している。主な内容は、上記の授業に関する情報に加えて、行事予定表、学修の手引き、薬学教育ならびに実務実習のモデル・コアカリキュラム（SBO コード表）、薬剤師国家試験出題基準等である。また、冊子巻末にはカリキュラムマップを掲載し、6 年間の授業科目がどのように関連しているかを視覚化している。シラバスは大学ホームページにも掲載しており、学年別、教員別、分野別等、多様な項目で検索できるようにしており、より利便性を高めている（資料 4(3)-5）。また、授業評価アンケートに「授業はシラバスに沿って行われた」かどうかを問う設問があり、回答の平均値が 5 点中 4.2 点と高いことから、シラバスどおりに授業が行われていると考えられる（資料 4(3)-6）。シラバスの内容から変更があった場合も、変更内容を学生掲示板への掲示等により、速やかに学生に周知することを徹底している。

<3>薬学研究科

大学院シラバスは日本語版および英語版の2種類を印刷製本し、年度始めに配付するほか、大学ホームページに掲載している（資料4(3)-7、資料4(3)-8）。主な内容は、行事予定表、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、学修の手引き、特論講義科目、総合薬学セミナー、公開セミナー、薬科学研究演習の内容等である。また、外国人留学生には英語版シラバスも配付されている。特論講義科目の講義内容や課題研究の進捗状況については、担当教員や指導教員に任されている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<1>大学全体

成績評価は、講義・演習・実習担当者が、定期試験、レポート試験、出席・受講態度等の平常点等によって総合的に評価する。各科目の成績評価方法・基準についてはシラバスに掲載されている。

他大学で修得した単位については、当該他大学長からの成績評価および履修単位の報告に基づき、教授会の承認を経て、認定することとしている。卒業要件として認定される単位は1年間に1科目2単位（通年科目の場合は1科目4単位）までとし、選択科目「人と文化」の単位として認定される（単位互換の実施に関する規程第5条）。

大学院教育においては、特論講義科目や演習の成績評価は担当教員に委ねられているが、公開セミナー・総合薬学セミナーの評価および最終的な学位認定は複数の教員が審査を行う。

<2>薬学部

成績評価は、主に筆記試験、レポート試験または口述試験で行うが、日常の学修状況（出席状況、レポート提出、実技等）を考慮して行うこともある。評価方法については、科目の特性を考慮した上で個別に決定している。成績は秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする5段階評価である。100点満点で90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可、59点以下を不可としている。また、同時にGPAによる評価も行っている（資料4(3)-9 p. (9)-(14)、資料4(3)-10 p. (11)-(16)）。

試験には定期試験、臨時試験、追試験および再試験がある。定期試験は前期および後期の講義日程終了後に実施される。臨時試験は科目担当者の裁量によって実施される、追試験はやむを得ない事情で定期試験および前年次科目再試験を受験できなかった場合に実施される。再試験は当該年次不合格講義科目等、あるいは前年次未修得講義科目について行われる。成績の発表は定期試験についてはウェブサイト上で学生に通知するが、再試験の結果については、4年次後期の一部の再試験の結果を除き、成績通知書の配付によって通知する（資料4(3)-9 p. (9)-(14)、資料4(3)-10 p. (11)-(16)）。

単位互換制度については、「大学コンソーシアム京都」に他大学が提供する科目を履修することを認めている。卒業要件として認定する単位数は1年間で1科目2単位までであり、履修した年次の「人と文化」の単位とする（資料4(3)-11）。

<3>薬学研究科

特論講義科目の成績評価方法・基準については、科目ごとにシラバスに記載されており、出席、レポート、または筆記試験結果に基づいて評価され、演習に関する評価は各担当教員に委ねられている。

総合薬学セミナー・公開セミナーについては、2013年度までは各科学系内で総説に基づいた口頭発表が行われ、各科学系分野教授による評価が行われてきた。

学位認定に関しても、修了となる単位数、学位論文の基礎となる報文に関する規定、学位授与申請に関する規定が大学院シラバスに記載されている。課題研究の成果は学位論文としてまとめられる。学位論文の審査に関しては、口述発表による予備審査、さらに主査と2名以上の副査による学位論文の適切な審査が行わ

れ、最終的に研究科教授会で学位が認定されている（資料 4(3)-12 p. (5)-(11)）。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

<1> 大学全体

薬学分野とそれを取り巻く状況の急速な変化に対応すべく、カリキュラムの抜本的見直しも含めた教育方法の改善を継続的に行っている。また、FD委員会、授業評価検討委員会が主体となり教育方法・評価等の問題を全般的に審議している。また、共用試験、長期実務実習、国家試験、薬剤師養成という本学の使命にとって重要な課題については、全学的課題として常時取り組んでいる。大学院教育の改善についても、若手教員を含めた大学院教育検討委員会によって常時取り組んでいる。

<2> 薬学部

教員の授業改善および教育能力の向上を目指して、授業、演習および実習に対する学生授業アンケート調査を実施している（資料 4(3)-13）。授業アンケートは項目ごとに5段階評価で、自由記述欄も設けられている。授業終了後、教員は評価の分布および平均値とアンケート用紙の自由記述欄を受け取る。その後、教員は評価結果に基づいてリフレクションペーパーを提出する。年度ごとに全教員のリフレクションペーパーが「授業アンケート報告書」としてまとめられる（資料 4(3)-14）。他の教員のリフレクションペーパーに触れる機会であり、これも授業改善のヒントとなる。また、教員相互の授業参観を行い、互いにフィードバックすることによる授業改善の取り組みも行っている（資料 4(3)-15）。

演習および実習については、学長、副学長、教務部長および学生実習支援センター長が、学生に対してヒアリング調査を実施し、学生から直接意見を聴く機会を設けており、そこから得られた結果を、科目担当教員にフィードバックして改善に努めている（資料4(3)-16）。

さらに、前出のFD委員会を中心に講演会が年に1回程度の頻度で開催されており、教員の教育能力の向上に役立っている（資料4(3)-17）。

教育成果の検証の方法としては、授業評価アンケート調査の集計・評価を教務課と授業評価検討委員会が行い、結果を全教員に通知する。教員は結果に基づき改善点をリフレクションペーパーとして提出する。また、授業評価アンケートの総合評価の低い教員および講義を初めて担当する新任教員については、学長ならびに副学長が面談を実施し、必要があれば改善を促す。

授業評価アンケートを実施しない実習科目については、学生のヒアリング結果を元に、改善が必要な事項については、担当教員に文書で通知され、改善が促される。

<3> 薬学研究科

大学院教育の充実を図るため、ワールドカフェ方式によるSGD等により大学院生の意見を聴取する機会を設けるように努めている。2013年度から若手教員を含めた大学院教育検討ワーキンググループによる大学院教育に関する問題点と改善方法について検討が始まった。同ワーキンググループは、2014年度から大学院教育検討委員会に昇格し、継続的な見直しを行っている。委員会で策定された改善案は研究科教授会で審議され、承認後実施されている（資料 4(3)-18）。

2. 点検・評価

● 基準 4 (3) の充足状況

本学薬学部および薬学研究科においては、体系的なカリキュラムを編成し、ファーマシスト・サイエンティストの育成をキーワードに、精査されたシラバスに沿った適切な教育方法および学習指導、公正な成績評価による単位認定を行っている。また、授業評価アンケート、教員相互の授業参観および大学院教育検討委員会による取組を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けていることから、

同基準を概ね充足していると考え。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

大学全体としては表記せず、薬学部、薬学研究科の項目でそれぞれ記す。

<2>薬学部

授業評価アンケートについては、リフレクションペーパーの提出等によって、教員に授業の振り返りを行う場を提供し、それを公開していることで、授業改善の取り組みが教員だけでなく、職員、学生に対しても可視化されている。

<3>薬学研究科

大学院教育検討ワーキンググループおよびその後の大学院教育検討委員会による問題点の見直しの結果、総合薬学セミナー・公開セミナーの実施要領、学位論文執筆要項の見直し、各科学系長等によるシラバスのチェックが実施されるようになった。また、留学生が聴講する講義では英語による講義が実施されており、留学生以外の学生にも英語でのプレゼンテーション能力の向上に寄与している。

②改善すべき事項

<1>大学全体

成績評価ならびに教育内容の評価は、学修成果の可視化や教員の授業改善に役立てられているものの、学修において困難を抱える学生を早期に発見し、支援を行う体制づくりには十分に役立てられていない。評価という客観的指標を学修支援に活用する枠組み作りが必要であると考えられる。

<2>薬学部

成績評価を厳密に行っている一方で、単位認定基準を満たさない学生が存在していることも事実である。こうした学生の抱える学修に関する問題を特定し、改善を行うことが必要である。

また、教育評価の指標として重要である授業評価アンケートについても、回収率の低い科目も存在することから、回収率を改善することで、データの信頼性を高めていくことが必要である。

<3>薬学研究科

学習の自己評価が十分に行われていない。学部教育において行われている授業評価アンケートや担当教員以外の授業参観による評価等も大学院教育に導入し、シラバスの講義内容との整合性をより正確に検討する必要がある。演習の評価基準についてもシラバス等に明示する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

本学の教育目標であるファーマシスト・サイエンティストの育成を通じて、主体的に生涯学び続ける人材を育てていくことを目指し、特にアクティブラーニングに積極的に取り組んでいく。また、薬学教育に対する新たな養成に対応すべく、カリキュラム改訂を実施する。大学院教育に関して、大学院教育検討委員会将来に向けた発展方策を協議し、改善を進める。

<2>薬学部

授業において学生の学びをいかに促していくかという視点から、授業評価アンケートの改訂を進めていく。現行のティーチングに焦点を当てたアンケートから、ラーニングにも多くの質問項目を割くアンケートへと改訂することで、学生自身の省察を促すとともに、主体的な学びの実現に向けた教育方法の検討のための基

礎資料とする。

<3>薬学研究科

大学院教育検討委員会で将来に向けた大学院教育に関する発展方策が協議されており、大学院シラバス記載内容のチェック体制の整備（2014年度シラバスから実施済）、学位論文執筆要領の改訂、公開セミナー・薬学総合セミナーの実施要領・評価方法の改善（2014年度から実施済）、授業評価システム等の見直しを進める。

②改善すべき事項

<1>大学全体

教育成果の評価については上記のような取り組みによって継続的に行われているものの、そうした評価の結果を迅速に各教員にフィードバックする仕組み作りを図る。大学院教育においては、教育内容や指導体制の充実を図る。

<2>薬学部

授業評価アンケートのフィードバック方法について見直し、アンケートの結果をより迅速に教員が授業改善に活用できる体制を整える。

また、学内FD研修の多角化により、教員が自身の教育方法について省察する機会を増やす。

<3>薬学研究科

特論講義科目について学部同様、大学院生による授業評価アンケートの実施や担当教員以外による授業参観による評価等を実施し、講義内容や評価方法の改善に活用できる体制を整える。課題研究や演習についても定期的な状況報告やヒアリングを行なう機会を設け、各研究科学系や協力分野からの複数の教員による指導体制を充実を図る。

4. 根拠資料

- 4(3)-1 コミュニケーションペーパー用紙
- 4(3)-2 2014（平成26年度）学生便覧（既出 資料1-1）
- 4(3)-3 学習フォローアップ制度の実施について
- 4(3)-4 シラバス記載内容のチェックについて
- 4(3)-5 京都薬科大学ホームページ（Webシラバス）
<http://saturn.kyoto-phu.ac.jp/>
- 4(3)-6 授業評価アンケート結果
- 4(3)-7 京都薬科大学ホームページ（大学院シラバス）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/graduate/guideline/
- 4(3)-8 Syllabi of Graduate School 2014
- 4(3)-9 シラバス2014年度（平成26年度）1・2・3年次生用（既出 資料1-7）
- 4(3)-10 シラバス2014年度（平成26年度）4・5・6年次生用（既出 資料1-8）
- 4(3)-11 単位互換の実施に関する規程
- 4(3)-12 大学院シラバス2014年度（平成26年度）（既出 資料2-11）
- 4(3)-13 授業評価アンケート用紙
- 4(3)-14 京都薬科大学 2013年度授業評価アンケート報告書
- 4(3)-15 「授業改善プログラム」の推進について
- 4(3)-16 「学生による授業評価」の実施について
- 4(3)-17 FD活動一覧（既出 資料3-17）
- 4(3)-18 各種委員会（2014.7.1）（既出 資料4(1)-20）

4 (4) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1> 大学全体

本学では、学部教育および大学院教育を通じてファーマシスト・サイエンティストの育成を目指しており、学部 360 名、薬学専攻博士課程 10 名、薬科学専攻博士前期課程 5 名および同後期課程 2 名の学年定員をほぼ充足し、多くの卒業生・修了生を輩出していることは、社会の要請に応えるだけの教育を行っていると言える。また、基準 1 で示した高い就職率および薬剤師国家試験合格率は、教育効果が得られていることを表しており、工夫を凝らした教育カリキュラムにより問題発見解決能力を備えた人材育成に寄与している。

<2> 薬学部

本学は 6 年制教育のみを採用し、ファーマシスト・サイエンティストの育成に力を注いでいる。具体的には、高度な知識、技能、態度を身につけるための 6 年間のカリキュラムに工夫を凝らすとともに、人間性涵養のための少人数教育を 1 年次から取り入れ、また、問題発見・解決能力を伸ばさせるために、研究活動を 3 年次後期の早い段階から実施している。

学生の成績評価では、レポート提出の適宜実施、実習時の受講態度評価等、筆記試験以外での評価も対象としている。これらの評価は、各科目担当の教員の裁量に委ねており、その基準はシラバスに明記している。学生個人別の成績通知書には科目ごとの評価とともに、個人の平均点および GPA を記載し、学習状況を分かりやすくしている。

卒業論文発表会においては、2013 年度から学生全員が英語でのポスター作成およびプレゼンテーション質疑応答を行っており、国際学術交流協定締結大学の教員・学生を招聘して討論を行っていることは、学生の経験値を高めることに有効である。

学生の自己評価は、授業評価アンケートの際に授業に取り組む姿勢についての設問や、就職活動時における進路指導時の振り返りシートにて実施している。また、実務実習期間中においても、到達目標ごとに学生の自己評価を行っており、この評価結果は、指導薬剤師および本学教員の学生指導の資料として役立っている。

薬剤師国家試験では、6 年制卒業生が誕生した第 97 回では 97.5% (新卒合格者数 310 名)、第 98 回では 97.2% (新卒合格者数 347 名) であり、我国における薬剤師輩出に大きく貢献している。また、第 99 回においては、総計で 81.6%、新卒で 84.0% (合格者数 273 名) であり、依然として薬系大学の中で高い合格率を確保している。

卒業生の進路について、2013 年度卒業生では、企業 26.2%、薬局等販売業 27.4%、病院等 (研修生を含む) 31.7%、公務員 4.9%、進学 2.8% 等であり、就職希望者は全員進路が決定している。これら多方面に渡る進路先は、各方面から本学卒業生に対して高い評価を受けている証であると言える。また、学生の職種理解等を深めるために進路先から講師を招き進路ガイダンスを実施しているが、これらには本学の教育に対するフィードバックの要素がある。

<3> 薬学研究科

博士学位および修士学位の授与の状況を【表 4-4-1】に示す。研究科の改組により、修士課程の学授与者は減少したものの、表に示すとおり、毎年安定的に学位授与者を輩出している。薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士後期課程、薬科学専攻博士前期課程の修了要件は【表 4-4-2】に示したとおりであり、薬学専攻博士課程は必修科目 26 単位および選択科目 6 単位以上、薬科学専攻博士後期課程は必修 6 単位、薬科学専攻博士前期課程は必修科目 24 単位および選択科目 6 単位以上を満たし、学位論文審査および最終試験に合格すれば研究科教授会で学位授与が決定される。

【表 4-4-1】大学院の修士・博士の学位授与状況

年度	博士後期課程		論文博士		修士	
	学位授与数	学位授与数累計	学位授与数	学位授与数累計	学位授与数	学位授与数累計
2009	9	127	5	169	102	1,768
2010	4	131	6	175	102	1,870
2011	7	138	6	181	9	1,879
2012	7	145	7	188	6	1,885
2013	7	152	4	192	3	1,888

【表 4-4-2】修了要件等

科目名	薬学専攻博士課程		薬科学専攻 博士後期課程	薬科学専攻 博士前期課程	
	必修	選択	必修	必修	選択
総合薬学セミナー	2	-	2	-	-
公開セミナー	-	-	-	2	-
薬学研究演習	4	-	-	-	-
薬科学研究演習	-	-	4	-	-
演習	-	-	-	4	-
特論講義	-	6*	-	-	6
課題研究	20	-	-	18	-
合計	32		6	30	

*「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」では、特論講義は必修。

課題研究は、所属分野等における研究活動であり、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士後期課程ではそれぞれ 20 単位、4 単位（薬科学研究演習）である。薬科学専攻博士前期課程では 18 単位の修得が必要である。さらに、薬学専攻博士課程では、所属分野等内での論文紹介や実験報告等のプレゼンテーションと討論、学会発表、学会参加等に基づき、薬学研究演習として 4 単位の修得が必要である。これらについては指導教員が評価を行う。また、いずれの課程も特論講義 6 単位の修得が必要であるが、その評価は、試験、レポート、出席に加え、討論やプレゼンテーション等による総合評価としている。

総合薬学セミナーは、薬学専攻博士課程では 3 年次、薬科学専攻博士後期課程では 2 年次に、自身の関連学術に関する総説を作成し発表と質疑応答を行う。薬科学専攻博士前期課程においても、2 年次において自身の関連学術に関する総説を作成し発表と質疑応答を行い、公開セミナーとして必修化（2 単位）している。可否は関連分野の主任教授により開催される会議において決定する。学業の成績は 100 点を満点とし、90 点以上を秀、89 点から 80 点を優、79 点から 70 点を良、69 点から 60 点を可、59 点以下を不可とする。秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格としている。

学生の自己評価については、現在定期的には実施していないが、2013 年 7 月に、大学院生 19 名と教員 9 名とで、ワールドカフェ形式による SGD を行った。SGD では、大学院進学の実機、将来像や将来への不安、自己の向上のための取組み等のテーマで話し合い、自己評価・自己分析の好機となった。

2011 年度、2012 年度修了生の就職先は、製薬企業（研究）、企業（CRO）、大学、公務員、薬局等幅広く、社会で求められる人材を輩出できていると考えている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

<1> 大学全体

卒業・修了認定および学位授与については、京都薬科大学学則、京都薬科大学履修規程、単位互換の実施に関する規程、京都薬科大学大学院学則、京都薬科大学大学院履修規程、京都薬科大学学位規程により厳格に定めている（資料 4(4)-1、

資料 4(4)-2)。

<2>薬学部

学則第 40 条において、本学に 6 年以上在学し、第 32 条に定める単位(合計 189.0 単位)を修得した者を卒業と認定し、学士(薬学)の学位を授与すると定めている。また、授業科目の履修については本学履修規程にて詳細を定めており、これらの学則・規程に従って適正に行われている。

進級判定は、進級査定会(講師以上の教員で構成)にて、学生の単位修得状況を確認し進級者を決定している。また、卒業判定は、卒業査定会にて学生の 6 年間の単位修得状況を確認した上でやっている(資料 4(4)-3、資料 4(4)-4)。

また、進級および卒業要件に関する学生への説明は、入学時のみならず、各学年開始時に履修ガイダンスを開催し、周知徹底を図っている(資料 4(4)-5)。

<3>薬学研究科

薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士後期課程の学生は、課題研究をまとめた学位論文の審査を受け、合格しなければならない。博士学位論文の申請基準として、申請した学位論文中の研究結果が、博士学位論文の基礎となる報文に記載されていること、かつ、基礎となる報文のうちの少なくとも 1 報の筆頭著者であることを定めている。さらに、薬科学専攻博士後期課程においては、基礎となる報文数は 2 報以上としている。また、博士課程に在籍しないで申請される論文博士の場合は、一定の研究歴と 3 報以上の掲載論文を申請資格の基準としている。学位論文が提出されたときは、学長が研究科教授会の議を経て、学位論文の審査委員を選任し審査委員会を設置する。審査委員は主査 1 名、副査 2 名以上とし、研究科教授から選任する。学位論文の審査は、まず、予備審査を行う。予備審査では、学位論文の基礎となる報文に基づいた口述発表と口頭試問等による試験(公開)を行い、研究科教授会において本審査に進むかを決定する。本審査では、学位論文の審査を行い、審査委員会は、審査結果を研究科教授会に報告する。研究科教授会は審査委員会からの報告に基づき、学位授与の可否について議決する。研究科教授会全員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならないと定めている(資料 4(4)-2)。

薬科学専攻博士前期課程の学生は、課題研究をまとめた修士学位論文の審査に合格しなければならない。学位申請基準としては、課題研究に対する研究成果をまとめた論文を修士学位論文として申請するものであり、論文の学術誌への掲載は特に義務づけていない(資料 4(4)-6)。

2. 点検・評価

● 基準 4(4) の充足状況

薬学部では、「ファーマシスト・サイエンティストの育成」を目指しており、本学のカリキュラムを通じて教育を行うことにより、同基準を概ね充足している。

薬学専攻博士課程では、「臨床薬学および基礎薬学研究を推進できる人材の養成」、薬科学専攻博士後期課程では、「創薬科学研究および基礎薬学研究を推進できる高度な研究能力と学識を有し国際的に活躍できる高度な研究者の養成」、薬科学専攻博士前期課程では、「創薬科学および生命科学等の基礎薬学の基盤的・先端的な専門知識と技能を修得させ独創的な創薬研究を担うための能力を養うこと」を目指している。これらに基づき、それぞれの課程において学位審査および修了認定が厳格に行われており、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

<1> 大学全体

本学第 2 期中期計画(2012~2016 年度)で初年次・教養教育や専門教育の充実に向けて取り組んでおり、常に検討・改善を行っている。これらの成果等は毎年、アクションプラン最終報告としてまとめている(資料 4(4)-7)。

<2>薬学部

教育効果を高めるためには、本学独自の工夫された教育カリキュラムの構築と教員個々の資質向上が必須である。薬学部6年制へ移行後、6年を経過した時点でカリキュラムを見直し、さらなる教育効果の向上を図った(資料4(4)-8 p.4-7)。

また、学生からの授業評価に対して、各科目の担当教員のリフレクション・ペーパーをまとめた授業アンケート報告書を作成し、図書館に配置する等学生に公開している(資料4(4)-9)。このフィードバックを通じて、各教員は担当科目の授業改善を行い、学習効果を高めるための授業展開を行っている。

<3>薬学研究科

大学院における教育と研究は、講義、演習および課題研究の3つの区分で構成され、提出された学位論文の審査は、これらの教育により修得した総合力を判定するものであり、学位の授与方針・基準は適切であると評価できる。また、学位論文審査は口述発表と口頭試問が公開で行われ、さらに、薬科学専攻博士前期課程の場合はポスター発表も行われている(資料4(4)-10)。以上のことから、審査の透明性や客観性は確保されていると考えている。大学院生は、自身が行った研究成果を国内外の学会や国際的な学術専門誌において多数発表している。各種学会における優秀発表賞等の受賞も多く、このことは、本学大学院生の研究が高く評価されていることを示している(資料4(4)-11)。上述の現状を考えると、現行の学習成果の評価方法、学位授与は適切であると考えられ、大学院の教育成果にも寄与していると考えられる。

②改善すべき事項

<1>大学全体

大学での学修成果を点検・評価するために、卒業生・修了生から、社会人となってからの視点での評価・フィードバックを受ける必要がある。また、同様に、就職先からの評価・フィードバックも、現在より詳細に受ける必要がある。得られた結果を、本学の教育活動に反映する必要がある。

<2>薬学部

学生の学習に対する自己評価は、授業評価の一環として行っているが、振り返りのための具体的な項目が不足している。ポートフォリオの導入には至らなくても、学生の振り返りが十分に行える環境作りが必要である。

<3>薬学研究科

国際的に活躍できる高度な研究者の養成を掲げており、英語による特論講義、英語セミナー、短期海外留学制度等が整備され、多方面からの教育を行っている。しかし、学習成果を測定するための適当な評価指標が確立できておらず、学生の自己評価の機会も不定期であり、その方法も明確ではない。

修了生の就職先は多岐にわたり、広く社会で評価されていると考えられるが、修了生アンケート等の評価は行っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

本学第2期中期計画(2012~2016年度)は進行中であり、今後とも取り組んでいく予定である。

<2>薬学部

2012年度から開始した本学のカリキュラムが進むとともに、その有効性についての評価が必要である。従って、学生の成績、学生からの授業評価をチェックし判断する。

各教員は学生からの授業評価に基づき講義・実習の改善を行っているが、教員相互のチェックも必要との観点から、教員による授業参観を開始しており、経過

を見極めながら拡充する。

<3>薬学研究科

学習成果の評価方法は適切であると言える。特に学位授与の過程には多くの時間および労力を要しているが、これを今後も継続していく。

②改善すべき事項

<1>大学全体

卒業生および修了生から、社会で活躍している様子や大学での学修について網羅的に情報を得ることを検討する。その第一段階として、2011年度卒業生（6年制学部1期生）を対象にアンケート実施と意見交換会を行う。

<2>薬学部

講義科目ごとに実施している授業評価項目を見直し、学生の自己評価がより具体的に行うことができるように改善する。

<3>薬学研究科

国際化を目指した英語教育については明確に学習成果を評価する指標がない。学部で行っている TOEIC-IP テストを大学院生にも受験させることや、学生自身による英語セミナーの開催等を行うことで学習成果を評価する。

学習成果の自己評価を定期的に行うことが、学習成果の向上につながると考えられる。したがって、まず適切な評価項目を定め、これを用いて定期的に学生に自己評価させる。

学修成果は卒業後の評価にもつながらなければならない。本学における教育が社会におけるニーズと合致しているのかを知るためにも、修了生からの評価について、定期的な情報収集が重要であると考えられる。これらを参考にし、より良い教育方法、学習成果の評価方法の改善へと活かして行く。

4. 根拠資料

- 4(4)- 1 京都薬科大学 大学院履修規程
- 4(4)- 2 京都薬科大学 学位規程（既出 資料 4(1)-6）
- 4(4)- 3 2013 年度 1～5 年次生進級査定会レジュメ
- 4(4)- 4 2013 年度卒業査定会レジュメ
- 4(4)- 5 履修ガイダンス資料（1～6 年次）
- 4(4)- 6 学位授与申請ガイダンス資料
- 4(4)- 7 第 2 期中期計画 2013 年度アクションプラン最終報告一覧
（既出 資料 2-15）
- 4(4)- 8 KPU_{NEWS} No.169（2012 年 4 月号）
- 4(4)- 9 京都薬科大学 2013 年度授業評価アンケート報告書（既出 資料 4(3)-14）
- 4(4)-10 卒論口述発表会プログラム（既出 資料 4(2)-7）
- 4(4)-11 2013 年度 受賞学生リスト（既出 資料 2-12）

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1> 大学全体

京都薬科大学は、薬学部および薬学研究科のそれぞれにおいてアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明らかにしている。これらはホームページ、大学案内、入学試験要項（学部用）、学生募集要項（大学院用）等で公開し、受験生および一般社会に周知している（資料 5-1 巻末、資料 5-2、資料 5-3、資料 5-4、資料 5-5）。

【アドミッション・ポリシー】

京都薬科大学は、「愛学躬行」を建学精神とし、豊かな教養と人間性、高い倫理観にあふれた薬剤師や、医療および創薬・生命科学領域で貢献できる人材の養成を目指しています。入学者は本学の建学精神や教育理念・目標をよく理解し、薬学を学ぶことに強い熱意を持つ学生であることが求められます。

《建学精神》

本学の建学精神「愛学躬行」は「学問を愛すると共に、自ら実践すること」を意味しています。この建学精神は 6 年制教育に移行した現在も脈々と受け継がれており、医療薬学教育と創薬科学研究を両輪とする本学の基本方針の礎となっています。

《教育理念および目標》

本学は、「国民の健康を支える医療人として、生命の尊厳を基盤とし、人類の健康と福祉に貢献すること」を教育理念としており、「医療に関する幅広い専門知識、豊かな教養と人間性、高い倫理観を兼備した医療を支える薬剤師を養成すること、さらに、創薬科学、環境科学、社会薬学などの分野で貢献できる有為な人材を育成すること」を教育目標としています。

《期待される学生像》

- 1) 理科や数学などの基礎科学に加え、英語能力など、薬学を学ぶ上でのバランスの取れた学力を身につけている人
- 2) 高い学習意欲と知的探究心を持ち、常に自己を磨くことに努力を惜しまない人
- 3) 物事の課題や問題点を考え、解決するための努力を惜しまない人
- 4) 責任感や倫理観が強く、医療人としての思いやりと協調性を育んでゆける人
- 5) 薬剤師という職業に魅力を感じ、その仕事に携わりたいという希望や意欲を有する人
- 6) 基礎薬学・臨床薬学の研究者など、薬学の様々な領域で指導的立場に立って社会に貢献しようという意欲を有する人

障がいのある学生の受け入れに関しては、志願者から申出があれば、健康診断書の確認および本人や保護者等からの聴き取りを行い（資料 5-4 5 出願方法）、就学にあたって特別に必要となる措置（座席の位置、その他必要な特別措置等）を講じ、個別に対応している。入学選考についても、他の受験生との公平性を確保し対応している（資料 5-6）。

<2> 薬学部

薬学部は、薬学科（6 年制課程）に一本化し、語学等を含む一般教育科目から専門科目、実習・演習、病院・薬局実務実習、卒業研究まで 6 年間で一貫した教育プログラムを整備している。薬学部のアドミッション・ポリシーは、教育理念および目標に基づき定められている。

アドミッション・ポリシーに示しているように、習得しておくべき知識等の内容・水準については、理科や数学等の基礎科学に加えて、英語能力等薬学を学ぶ

上でバランスの取れた学力を身につけていることとしている。

学生の受け入れ方針については、大学案内、入学試験要項、ホームページ等で公開するとともに、オープンキャンパス（年4日実施）や大学説明会（近畿圏以外で年4～6カ所で実施）等で、アドミッション・ポリシーに加えて、本学の特色等について具体的に説明し、受験生の理解を深めるよう努力している（資料5-7）。

障がいのある学生の受け入れに関しては、大学全体の項目で記載したとおり、公平かつ柔軟に対応している。

<3>薬学研究科

薬学研究科には、薬学専攻博士課程と薬科学専攻博士前期・後期課程の2専攻を設置している。前者は6年制学部を基礎としたものであり、臨床薬学領域および様々な基礎薬学領域における高度な学識と研究能力を有した指導的な臨床薬剤師あるいは国際的に活躍できる臨床および基礎薬学研究者の育成を目指している。また、企業における医薬品開発全般を統括できる人材の育成や専門薬剤師の育成も支援している。後者は4年制学部を基礎とする2年制博士前期課程と3年制博士後期課程を設置し、創薬科学あるいは生命科学等の基礎薬学に関する高度な研究能力や学識を有し、国際的に活躍できる研究者の育成を目指している。アドミッション・ポリシーは専攻ごとに定められている。

【アドミッション・ポリシー】

京都薬科大学大学院は、「薬学の教育および研究を推進することにより、生命の尊厳を基盤とし、人類の健康と福祉に貢献する」を教育理念とし、「医療に関する幅広い専門知識、豊かな教養と人間性、高い倫理観を兼備した医療を支える薬剤師を養成すると共に、高度な薬学専門知識を生かした先導的研究により臨床面のみならず創薬科学、環境科学、社会薬学などの分野で貢献できる有為な人材を育成する」を教育目的としています。薬学研究科には薬学専攻（博士課程）と薬科学専攻（博士前期および後期課程）があり、前者では臨床薬学を中心とした様々な薬学領域の研究、後者では創薬科学を中心とした基礎薬学研究を行い、それぞれ博士（薬学）あるいは修士・博士（薬科学）の学位取得を目指します。

1) 薬学専攻博士課程

本専攻は6年制学部を基礎とする博士課程であり、臨床薬学領域および様々な基礎薬学領域における高度な学識と研究能力を有した指導的な臨床薬剤師あるいは国際的に活躍できる臨床および基礎薬学研究者の養成を目指します。また、企業における医薬品開発全般を統括できる人材の養成や専門薬剤師の育成も支援します。臨床および基礎薬学領域の学問への研究志向をもちかつ知的好奇心に満ち柔軟な思考を有する創造力あふれる学生を求めます。薬学専攻の特性と社会的要請を考慮し、6年制薬学卒業者を中心に、薬剤師資格を有する24歳以上の旧4年制薬学卒業者および海外の薬学部修士修了者も対象に、国内外に人材を募ります。

2) 薬科学専攻博士前期・後期課程

本専攻は、4年制学部を基礎とする2年制博士前期課程と3年制博士後期課程から成り、創薬科学あるいは生命科学などの基礎薬学に関する高度な研究能力や学識を有し、国際的に活躍できる研究者の養成を目指します。薬学領域の学問への研究志向をもちかつ知的好奇心に満ち柔軟な思考を有する創造力あふれる学生を求めます。薬科学専攻の特性と社会的要請を考慮し、前期課程には他大学、他学部の卒業生および社会人並びに留学生を対象に、また後期課程には博士前期課程・修士課程修了生並びに社会人および留学生も対象に、国内外に人材を募ります。

習得しておくべき知識等の内容・水準については、薬学専攻博士課程では6年制薬学部を卒業した者、あるいはそれと同等の学力を有する者とし、薬科学専攻

博士前期・後期課程では理科系大学を卒業した者・理科系大学院において修士の学位を得た者、あるいはそれらと同等の学力を有する者としている。

学生の受け入れ方針については、学生募集要項、ホームページ等で公開するとともに、学内においては大学院説明会等を実施し、アドミッション・ポリシーに加えて、薬学研究科の特色等について具体的に説明し、受験生の理解を深めるよう努力している。

障がいのある学生の受け入れに関しては、大学全体の項目で記載したとおり、その都度個別に対応しているが、薬学研究科における受け入れ実績はない。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

<1>大学全体

本学のアドミッション・ポリシーを明示し、それに基づいて、公正かつ適切で厳正な学生募集、入学者選抜を実施している。

<2>薬学部

広報活動の手段としては、まず、大学案内を作成し、本学の概要について広く紹介している。この大学案内は、冊子体のほか、ホームページ上の電子ブックでも閲覧可能である。また、入学試験要項を配布するとともに、詳細な入試案内を本学ホームページ上で行い、学生の受け入れ方針、各入試制度の試験概要、過去5年間の入試問題、入学手続方法、試験結果等、本学受験に必要な情報を公開している。6月（1日間）、8月（2日間）、11月（1日間）にはオープンキャンパスを実施し、施設見学、体験実習、在学生との交流等を通して、受験生および保護者に教育・研究内容の一端を紹介し、本学および薬学への関心を高めてもらえるよう努めている（資料 5-8）。また、学外会場における本学主催の大学説明会、新聞等での広告、業者等が主催する相談会への参加等も積極的に行い、学生募集に関する情報を広く開示し、入学希望者に対して公正な受験の機会を提供している。

本学が入学者選抜方法として実施している入学試験は次の5方式である。

1) 指定校制推薦入試

過去の本学への受験実績や入学後の学業成績に基づき、生徒の推薦依頼を行う高等学校を指定する。高等学校長からの推薦を受け、一定の出願資格を満たした、学習意欲の高い優秀な学生の獲得を目指すものである。志願者には面接および推薦書、調査書、志望理由書の提出を課す。

2) 公募制推薦入試

適性検査（英語・化学）、面接、推薦書と調査書の結果をもとに、人物、学力を総合的に評価する。専願であり、本学を第一志望とする薬学への高い関心をもった受験生を対象としている。

3) 一般入試 A 方式（センター前期）

大学入試センター試験を利用する試験である。数学・国語・英語・理科の点数で合否を判定し、より幅広い学力を備えた学生の獲得を目指している。

4) 一般入試 B 方式

本学が独自に実施する入学試験であり、数学・化学・英語の学力試験を課すことにより、本学にふさわしい能力や資質を持った人物を選抜する。

5) 一般入試 C 方式（センター後期）

大学入試センター試験を利用する試験である。数学・理科・英語の点数で、合否を判定する。

以上のように、本学が求める学生像に合致した人物を獲得するため、多様な入学試験方式を採用している。いずれの方式においても、学長と入試委員長の下、入試委員会、入試課等を中心に、学内の全職員が協力する全学体制で、入試業務が適切に実施されている（資料 5-9）。合否判定についても厳格なシステムを構築し、公正を期している。試験後、本人からの請求があれば、一般入試 B 方式は

成績開示も行っている。

<3>薬学研究科

学部同様、大学院についても、入学試験要項を配布するとともに、本学ホームページ上で、アドミッション・ポリシーおよび各入学者選抜方式の試験概要、過去の入試問題、入試結果等、入試に関する各種情報を公開し、受験生に明確に分かるようにしている。

薬学教育4年制から6年制への移行に伴い、2010年度から2014年度の間に入試区分、合否判定方法、出願資格等に関して幾度か変更がなされたが、現行の入学者選抜方法については以下のとおりである。

1) 薬学専攻博士課程〈一般・社会人入試〉

「基礎薬学コース」・「臨床薬学コース」・「がん薬物療法を専門とする薬学研究者育成コース」の3コースがあり、試験は年に2回実施される。合否判定は、面接および卒業論文またはそれに相当する研究業績のプレゼンテーションの結果に基づき行われる。

2) 薬科学専攻博士課程後期〈一般・社会人入試〉

4年制学部を基礎とする3年制博士後期課程があり、博士前期課程・修士課程修了生、社会人および留学生等を対象としている。合否判定は、面接および修士論文またはそれに相当する研究業績のプレゼンテーションの結果に基づき行われる。試験は年に2回実施される。

3) 薬科学専攻博士課程前期〈一般・社会人入試〉

4年制学部を基礎とする2年制博士前期課程があり、他大学、他学部の卒業生および社会人ならびに留学生等を対象としている。一般入試の場合は、学力試験と面接、社会人入試の場合は学力試験(小論文)、面接、成績証明書を総合して合否を決定する。

このように大学院についても、公正かつ適切に入学者選抜が行われていると言える。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1>大学全体

本学の定員は、本学が掲げるファーマシスト・サイエンティストの育成に必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮し、教育・研究の質と財務のバランスに十分配慮した上で決定している。定員の設定は、前年度から変更がない場合は、教授会および研究科教授会において審議した上で、学長が決定している。定員の変更や学部・研究科新設の際には理事会において審議した上で、理事長が決定している。教育・研究の質と財務バランス双方が担保されているため、2010年度～2014年度入試においては定員の見直しは行っていない。

<2>薬学部

本学では私立薬科大学協会の入学定員遵守に関する申し合わせに則り、入学者が入学定員の1.1倍以内となるよう管理を行っている。入学者の決定は講師以上の教育職員で構成する入学査定会で審議し、学長が決定している。2010年度～2014年度入試の入学定員に対する入学者の比率は1.05倍であり、目標とする1.1倍以内を達成することができている(大学基礎データ表3)。

<3>薬学研究科

2010年度～2014年度入試の入学定員に対する入学者の比率は、薬学専攻博士課程(2012年度設置)が0.9倍、薬科学専攻博士前期課程が1.0倍、薬学専攻博士後期課程(2012年度入試から募集停止)が1.0倍、薬科学専攻博士後期課程(2012年度設置)が1.83倍となっており、大学院全体では1.03倍となっている(大学基礎データ表3)。ただし、2014年度は入学定員17名に対し入学者

13名と定員を充足できておらず、薬学6年制教育移行に伴う新制度の大学院設置後初めて定員を充足できないこととなった。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

<1> 大学全体

薬学部は入試委員会、薬学研究科は研究科教授会において、それぞれ毎年検証を行い、必要に応じて改善を行っている。

<2> 薬学部

学部の学生募集および入学者選抜に関しては、学長、入試委員長、入試広報委員長、専門科目担当教員5名および専門担当教員以外の教員3名から構成される入学試験委員会にて定期的な検証を行っている。毎年、入試課が作成する「入試制度別入学者の入学後成績追跡調査結果」を基に、本学のアドミッション・ポリシーに従った学生の選抜の実施について検証しており、入試区分別の募集定員や指定校推薦の精査等を行っている。また、問題が生じた場合は、教授会に付議することで速やかに対応している。

<3> 薬学研究科

大学院生の募集に関しては、研究科長を含む研究科教授会において、募集要項の見直しを含めた定期的な検証を行っている。

2. 点検・評価

● 基準5の充足状況

志願者数は、2006年度の新薬学教育制度(6年制)の導入以降減少したが、2012年度以降は概ね良好に推移している。これは本学のアドミッション・ポリシーをホームページ、大学案内、入学試験要項、学生募集要項等に明示することで、受験生ならびに社会へ十分伝わった結果といえる。また、障がいのある学生への個別の対応も問題なく行われている。以上のことから、同基準を十分に充足している。

① 効果が上がっている事項

<1> 大学全体

薬学部および薬学研究科の志願者数は概ね良好に推移しており、教育理念や目的、アドミッション・ポリシー等の明示はホームページ、大学案内、入学試験要項、学生募集要項等による受験生ならびに社会への周知は一定の効果が上がっているものと思われる。志望動機により修学目的が明確な学生が増加している。

障がいのある学生の受け入れに関しては、これまでに視覚障がい者(弱視)、聴覚障がい者を受け入れた実績があり、個別の対応も問題なく行われている(資料5-10)。

<2> 薬学部

入学志願者数は、2006年度の新薬学教育制度(6年制)の導入以降減少し、2011年度においては総志願者数が2,197人と導入前の2005年度の3,708人の約6割に減少した。最も定員割合の大きい一般B方式では、導入前の2005年度の2,054人に対して、2011年度は1,084人とほぼ半減となり、実質倍率も2倍台前半まで低下したが、本学ではアドミッション・ポリシーを変更することなく学生の受け入れ方針を堅持してきた。その結果、2012年度以降、志願者数は徐々に回復し、2014年度には総志願者数は3,118人、一般B方式においては1,396人となり、実質倍率も3倍を超えたことから、本学のアドミッション・ポリシーが志願者に十分伝わるとともに社会の要請に合致したものであると考えられる。

本学は入学定員360名と、薬学部としては多くの定員を設定しているが、薬

学専門教育、薬学実務実習および本学の最大の特徴である研究指導（総合薬学研究・演習）の質は十分担保できており、定員の設定は適切であると考えている。このことは、前出の【表 1-1】および【表 1-2】に示したとおり、高い国家試験合格率、幅広い就職実績と高い就職率等からも見て取ることができる。

学生の学業成績は、入試区分間であまり差が認められないことから、現在の組織や体制の下に、公正かつ適切な選抜が実施されているものと考えている。

<3>薬学研究科

薬学専攻博士課程は、2012年度から定員10名で募集を開始し、2012年度の入学者数は10名と定員を充足し、2013年度は8名、2014年度は9名と定員を若干下回ったものの概ね順調に推移している。10名という入学定員は薬系大学の中では国公立を含めて2番目の多さである。その上で、この入学者数を維持していることは、本専攻のアドミッション・ポリシーが周知され、かつ、その意義が理解されている結果と考えている。さらに、学内において開催している大学院説明会も入学者数の維持に有効に作用しているものと考えられる。

薬科学専攻博士前期課程は定員5名に対して、2011年度以降2～4名の入学と定員を下回っているが、これは本学が4年制学部を持たないことによるものと思われる。しかし、これまでに3人の社会人、また毎年複数名の外国人入学者があることから、本専攻設置の意義は十分に果たされている。薬科学専攻博士後期課程は定員2名に対し、常に定員を上回る入学者を確保している。このことは本専攻のアドミッション・ポリシーが周知され、その意義が認められた結果と考えている。

本学大学院では基礎薬学研究者および臨床薬剤師を養成する課程に加え、がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コースやPMDAと連携したレギュラトリー・サイエンスプログラム等、多様なコースを用意し学生の教育および研究指導を行っている。提供する教育内容、研究指導の内容から鑑みても、入学定員17名に対しては十分な教育および研究指導が行えているといえる。

学生募集および入学者選抜に関する検証については、研究科教授会において公正かつ適切に行われている。

②改善すべき事項

<1>大学全体

学部入試、大学院入試とも、学生募集方法、入学者選抜方法について改善の必要性は現在のところ特段見当たらない。ただし、今後受験人口が減少していくことが予想される中で、優秀な受験生の安定的な確保について更なる努力が必要である。

<2>薬学部

広域からの志願者を促すために、2010年から近畿圏以外で年間4～6カ所（岡山、広島、鳥取、福井、三重、愛知、愛媛、福岡等）で大学説明会を開催しており、年間平均参加者数は40人程度と必ずしも多くないが、志願者の増加や近畿圏以外での本学認知度の上昇に一定の効果をあげている。今後は、大学説明会への参加者を増やすための広報活動にも力を入れ、広域からの志願者の増加に繋げていく必要がある。

<3>薬学研究科

薬学専攻博士課程は、これまでのところ一定の入学者数は維持しているものの、2013および2014年度は定員を若干下回っているのが現状である。本専攻は6年制薬学部卒業生を主たる対象としているため、学内からの入学者をさらに増やしていく必要がある。また、これまでのところ、他大学6年制薬学部卒業生の入学者は1名である。今後は、学内からの入学者を増やすとともに、他大学からの入学者を確保するための努力も必要である。

薬科学専攻博士前期・後期課程に関しては、本学が4年制学部を持たないこと

から入学者の確保あるいは更なる増加を目指すことは困難な状況である。他学部卒業生あるいは大学院修士課程修了者、外国人および社会人の入学者をさらに増やしていく努力が必要である。

本学大学院が将来の薬学を担う基礎薬学研究者および臨床薬剤師を輩出していく責務を担っていることを考えると、薬学専攻博士課程の現在の定員 10 名では少ないと考える。将来的には適切な定員を検討して、大学院進学者を増員する方策を考える必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

<1> 大学全体

入試等に関する情報提供の手段として、ホームページの有用性が益々高まってきており、本学でもホームページの整備については、今後も内容の充実を中心に随時行っていく。

視覚障がいのための点字ブロックの設置、身体障がい者・車椅子等のためのバリアフリー化、障がい者用トイレの設置等、障がいのある学生の受け入れに関しハード面での整備は全学的に進んでいる。特に、2013年にオープンした動物実験施設であるバイオサイエンス研究センターは全国で珍しく、車椅子でも動物飼育室や実験室に入室できるように設計されている。今後も、障がいのある学生に対するハードおよびソフト面の充実を図っていく。

<2> 薬学部

志願者数は順調に推移しており、このことは本学の伝統、教育理念や目的、これまでの実績、さらには就職率や国家試験合格率等が評価された結果であると考えている。今後も、これらの点に関する広報活動に力を入れ、近畿圏内はもちろんのこと、より広域からの志願者も増やしていければと考えている。具体的な方策としては、遠隔地出身学生給付型奨学金の創設等を検討していく。

<3> 薬学研究科

薬学研究科への入学者数も今のところ順調である。このことは、本薬学研究科における教育理念や目的、さらには社会での学位の有用性が理解されてきた結果であると考えている。今後、様々な広報活動に力を入れ、学内のみならず他大学からの入学者も増やす方策を検討する。

② 改善すべき事項

<1> 大学全体

志願者数はこの数年順調に推移している、将来的な薬学部のメリットとしては、臨床における薬剤師の役割が年々高まっていること、薬学部卒業生として様々な領域で活躍できること等、薬学部で学ぶことの魅力を、高等学校や予備校での出前授業、説明会等を活用し、さらに広く世間に伝え、本学はもとより、薬学部全体の志願者の増加に努める。

<2> 薬学部

昨今の経済状況を反映して、薬学部においても国公立志向が一段と高まっている。今後、奨学金制度以外にも、成績優秀者に対する入学金や授業料等の減免制度の導入、奨学金制度のさらなる充実等を検討していく。

障がいのある学生の受け入れについては、これまで個別に対応してきたが、6年制薬学教育では、学外の病院・薬局での実務実習が必須となっており、障がいの内容や程度によっては、実務実習の実施が困難な状況が出てくることが予想される。この点については、学内のみならず実習受け入れ施設を含めて検討していく。

<3>薬学研究科

大学院の入学生を今後も安定的に確保、さらには定員増としていくことが大きな課題である。本学の場合、学部定員 360 人に対して大学院進学率は必ずしも高いとは言えない。したがって、薬学専攻博士課程への学内からの進学者をさらに増加させるため、学位取得後の進路等を中心にその可能性や魅力を伝える広報活動をより精力的に行っていく必要がある。収容定員増加に向け、現在の入試広報体制の見直しを行い、学部生に対し大学院で学ぶことの魅力を訴えていく。

学生募集および入学者選抜に関する検証については、研究科教授会において公正かつ適切に行われているが、今後「大学院入試委員会」を設置することでさらに幅広い層からの意見を取り入れる。

4. 根拠資料

- 5- 1 大学案内 2014 (既出 資料 1-9)
- 5- 2 京都薬科大学ホームページ (アドミッション・ポリシー)
http://www.kyoto-phu.ac.jp/exam_information/admission_policy/
- 5- 3 京都薬科大学ホームページ (大学院のアドミッション・ポリシー)
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/graduate/admission_policy/
- 5- 4 入学試験要項 (2014 年度学部用)
- 5- 5 学生募集要項 (2014 年度大学院用)
- 5- 6 入学試験における受験特別措置について
- 5- 7 京都薬科大学 OPEN CAMPUS 大学説明会ポスター
- 5- 8 京都薬科大学ホームページ (トップページ)
<http://www.kyoto-phu.ac.jp/>
- 5- 9 京都薬科大学 入学試験委員会要綱
- 5-10 障がいのある学生への対応について

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生が、薬学士としての卒業と薬剤師国家試験の合格を目指して6年間の修学を全うできるように、主に学生の福利厚生、奨学金、修学、生活指導、課外活動の充実を目指して、学修支援や健康管理、また経済的支援や進路支援等あらゆる面からの支援を行っている（資料 6-1）。さらに、国の教育方針や社会状況の変化、また学生のニーズを汲み取って策定された本学の第1期および第2期中期計画の中で、各方針について具体的に明示され、それに基づき、学生部委員会等の各種委員会において具体的な支援策を決定している（資料 6-2）。大学院に関しては、今後の各種医療・薬業界でのリーダーとなる博士学位取得者の輩出を目指した方針を研究科教授会で決定し、実りのある研究活動が円滑に行えるよう、各分野等主任が主体となって、研究面や生活面に対するフォローを行っている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

・留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

進級査定会において留年者が決定した後、学生相談員または分野等主任と留年者および保護者による三者面談を行い、留年に至った原因についてのヒアリングや今後の対策等についての指導を行っている（資料 6-3）。6年次卒業留年者については、薬学教育研究センターの教育職員を加えた四者面談を行い、留年中の生活指導や国家試験に向けた学習指導を行っている（資料 6-4）。

休学・退学等の学生異動に関しては、異動の願い出の提出に際しては学生相談員や分野等主任との面談を必須としており、本人の意思や状況の確認を行っている。併せて、学生部・教務部等も含めて修学の継続が可能となる策についても検討を行っている。

・補習・補充教育に関する支援体制とその実施

高等学校で未履修または履修済であるが理解が十分でない科目がある学生を対象として、1年次前期13回（90分/回）、数学、物理学および生物学（生命科学）について補講を開講している。補講対象となる学生の目安として、入学時に「新入生実力確認試験」を数学・物理・生物に関して実施し、その成績を基に対象者を選定し、受講を奨励している。また、各年次の授業で、基礎が理解できていない学生に対しては、原則としてオフィスアワーの利用を促しているが、教科担当教員の都合が悪い等の理由で対応が困難な場合には、薬学教育研究センターの教育職員が各授業での疑問点・質問に答えている。また、学生自身の主体的な学びを促すことを目的とし、学習相談にのる「学びコンシェルジュ」が開設、運営されている（資料 6-5）。一方、本学入学前の高大連携となる補充教育として、推薦入学試験合格者に対して、数学、物理学、生物学、化学および英語について課題を与え、入学までの基礎事項の習得を課している（資料 6-6）。

・障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

本人からの申し出により、教務部・学生部等で連携を取りながら修学に支障のない方法を検討し、適切な措置を取っている。また、薬剤師国家試験の受験に関しても、該当学生に合わせた配慮事項等について大学が窓口となって問い合わせを行う等、受験に支障がないような支援を行っている（資料 6-7）。

・奨学金等の経済的支援措置の適切性

貸与型の奨学金として、日本学生支援機構による第1種および第2種奨学金に加えて、本学独自の貸与型奨学金がある。また、本学では学業・人物に優れた学生に対して給付される給付型奨学金、経済的に修学が困難な状況に陥った学生に対して授業料を減免する減免型奨学金も設けられている。特に給付型奨学金および減免型奨学金は

返済が不要な奨学金である（資料 6-8 p.32-37）。本学独自の奨学金の受給者数については【表 6-2-1】のとおりである。減免・給付型の奨学金受給者が増加傾向にあり、学生のニーズに応えることができているといえる。

【表 6-2-1】本学独自の奨学金受給者数 (単位:人)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
京都薬科大学 貸与型奨学金	7	11	5	11	6	-
京都薬科大学 授業料減免型奨学金	-	6	9	8	13	10 ^{※1}
京都薬科大学 給付型奨学金	-	57 ^{※2}	63	63	113 ^{※3}	114

※1：後期分は採用時期未定のため、前期分のみ的人数を記載。

※2：6年制への移行の過渡期であり、6年次生は在籍していないため、6年次生への給付がない。

※3：2013年度から、同予算内で給付人数を10名から20名に増加させ、傾斜配分にて給付することとした。

(3) 学生への生活支援は適切に行われているか。

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮として、本学では学生課に専任看護師(兼保健師)1名および常勤臨床心理士1名を配置し、非常勤校医1名、非常勤臨床心理士3名、非常勤精神科医1名とともに取り組んでいる。まず、学校保健法で定められた検査項目に加え、医療系大学であることを加味し、血圧、検尿等の検査を追加し、健康診断を行っている。さらに、学外実習前の4年次に胸部X線、各種ウイルス抗体価の測定も大学負担で行っている。実習・研究に際し電離放射線を使用する学生に対しては、電離放射線健康診断も行っている(資料 6-8 p.38-39)。なお、学生健康診断の受診率および電離放射線健診の受診結果(受診率は100%)は【表 6-3-1】および【表 6-3-2】に示すとおりである。

また昨今、心の悩みを抱える学生が増加しているため、学生相談室を設置し、常勤および非常勤臨床心理士によるカウンセリングの機会を毎日提供している(資料 6-8 p.43)。精神的アプローチが必要な学生に対しては、精神科医師の相談日も月1回設定されている。学生相談件数の推移は【表 6-3-3】に示すとおり増加傾向にある。この状況を踏まえて、【表 6-3-4】に示すとおり、カウンセラー体制の充実を図っている。

【表 6-3-1】学生健診受診率

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
受診率 (%)	94.0	95.4	97.2	96.6	95.6	96.0

※休学者を除く

【表 6-3-2】電離放射線健診受診者数

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
受診人数 (人)	98	69	58	54	43	55

【表 6-3-3】 学生相談件数（延べ件数）

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
件数	87	85	69	89	115	200	273	188※

※2014年度は4～6月末の人数

【表 6-3-4】 カウンセラー体制

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
カウンセラー体制 (週当たり)	1回	3回	2回	2回	3回	3回	5回	常勤カウンセラー配置

・ハラスメント防止のための措置の適切性

本学では全ての学生、教育職員が対等な個人として尊重され、安心して修学・研究ができるよう「京都薬科大学ハラスメントの防止措置等に関する規程」（資料 6-9）ならびに「セクシュアルハラスメントの防止等に関する取扱について」を定めている（資料 6-10）。その内容については、学生便覧に以下のとおり記載している（資料 6-8 p. 28-30）。

- 1) 代表的なハラスメント(セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等)の定義
- 2) ハラスメントを起こさないためには
- 3) ハラスメントを受けたと感じたら
- 4) ハラスメントと思われる行為を目撃したら

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

学生のキャリア支援に関する組織体制として、進路支援部が組織されている。「進路支援部委員会設置要綱」に基づき、学生の就職や進学等の進路支援に関する事項を審議するための「進路支援部委員会」（以下、委員会という）が設置されている（資料 6-11）。委員会は、進路支援部長（教授）が委員長となり、専門科目担当教育職員 3 名および進路支援課職員若干名によって構成され、毎月開催されている。委員会にて決定された事項は、教授会にて承認された後、事務職員 4 名（課長 1 名ならびにキャリア・ディベロップメント・アドバイザー（CDA）の有資格者を含む）にて構成される「進路支援課」により実施されている。なお、学生が 3 年次後期から所属する分野等主任等も各学生の進路相談に関わっており、分野等主任と進路支援課が連携して、学生のキャリア支援に関わる体制が整備されている。

学生の進路選択に関わる指導やガイダンス等に関して概略を以下に示す。まず、求人情報をウェブサイトにて閲覧可能とし、また、進路支援課に隣接する資料閲覧室にも求人票や企業案内等の参考資料を配置して、学生の進路選択に必要な情報を提供している。また、求人票は進路支援課から各分野に向けても随時配信されており、学生の閲覧を容易にするとともに、各分野等における進路選択の相談に供されている。さらに、1 年次から 6 年次までを「気づき」、「スキルアップ」および「マインド醸成」のステージに割り当て、各年次のレベルやニーズに応じた「キャリア支援プログラム」が策定・実行されている（資料 6-12）。現在、実施されている学生の進路選択に関わる指導の一部について、以下に記す。

- 1) キャリア支援プログラム：【表 6-4-1】に示すように、1 年次から 3 年次までを「気づき」のステージ、また 4 年次から 6 年次までを「スキルアップ」ならびに「マインド醸成」のステージとし、それぞれのステージに応じた全 10 回のガイダンスやセミナーを入学から卒業までの期間を通して体系的に実施している。本学出身者等の外部講師を招いたセミナーや志望先別の活動方法に関するガイダンスに加えて、模擬面接セミナー等の実践的な内容を含んでいる。これらを通じて、個々の学生の希望進路の実現を細やかに支援している。

- 2) 学内合同説明会（企業および病院・薬局・公務員等）：製薬企業・CRO等を60社以上、また病院・保険薬局・公務員等を80事業所以上について、採用担当者を大学に招いて合同説明会を開催している。これらにより、学生が進路決定に対する意識づけを促進できるよう支援している。
- 3) 個人面談：進学や就職に対する疑問・不安を解消し、効率的な活動を進めることを目的に、あらかじめ希望進路を調査した「進路調査票」に基づき、5年次生全員に個人面談を実施している。希望進路の確認やそれに対する情報提供、活動方法に対する具体的なアドバイスを学生一人一人の実情に応じてきめ細やかにを行っている。この結果は、分野等主任にも提供され、各分野等における進路指導にも活かされている。
- 4) 模擬面接：面接試験対策として個別に模擬面接を実施している。
- 5) インターンシップ：主に5年次生を対象としたガイダンスを開催し、夏季休暇中等に製薬企業を受け入れ先としたインターンシップを推進している。
- 6) 窓口での個別対応：進路支援課内に個別に対応するためのブースを数カ所設置し、進路全般や就職活動方法についての相談・指導を個別に行うとともに、情報の提供や履歴書・エントリーシートの記入等に関して個別指導を行っている。なお、病院あるいは薬局での実務実習期間中の5年次生に対しても対応が可能なように、土曜日にも対応している。
- 7) 教授会への報告：学生が進路決定状況は毎月実施される教授会にて、進路支援部長（教授）から学生の活動状況や内定状況等、学生の動向に関する情報として、各分野等主任に提供している。また、分野等主任から進路支援課に対しては、学生の進捗状況が報告される等、個々の学生が進路に関する情報が円滑に共有されるよう努めている。その結果、【表 6-4-2】に示すように、多様かつ偏りの少ない進路状況となっている。

【表 6-4-1】2013 年度キャリア支援プログラム

実施時期		行事	対象学年	全 10 回 (6 年間)
4 月	2 日	ファーマシスト・サイエンティストにとってのキャリアとは	1 年次生	第 1 回
	4 日	インターンシップガイダンス	5 年次生	
	7 日	学内合同薬局・病院等説明会	全学年	
7 月	27 日	業種別就職活動方法を知る グループディスカッションセミナー	5 年次生	第 8 回
8 月	2 日	模擬面接セミナー	5 年次生	第 7 回
10 月	5 日	自分のことを知ろう 自己分析	2・4 年次生	第 2 回 第 5 回
	5 日	業種別就職活動方法を知る グループディスカッションセミナー	5 年次生	第 8 回
	19 日	職種・進路理解セミナー	2・3 年次生	第 3 回 第 4 回
12 月	7 日	業種別就職活動方法を知る グループディスカッションセミナー	5 年次生	第 8 回
	21 日	採用選考対策セミナー	5 年次生	第 9 回

	25日	学内合同企業説明会	全学年	
3月	19日	コミュニケーション&マナー講座	4年次生	第6回
	24日	卒業生からのメッセージ - 進路選択に向けて	5年次生	第10回

【表 6-4-2】卒業生の進路（過去3年間）

区分		企業			薬局	病院	公務員	研究機関	大学等	進学	研修生	その他	合計
		製薬企業	その他	企業計									
年度		人数											
		総数	2011	71	41	112	90	88	9	0	2	10	5
22.2	12.8			35.0	28.1	27.5	2.8	0.0	0.6	3.1	1.6	1.3	100.0
2012	67		43	110	121	95	16	0	0	8	2	4	356
	18.8		12.1	30.9	34.0	26.7	4.5	0.0	0.0	2.2	0.6	1.1	100.0
2013	64		21	85	89	101	16	2	0	9	2	21	325
	19.7		6.5	26.2	27.4	31.1	4.9	0.6	0.0	2.8	0.6	6.5	100.0
男子	2011	39	10	49	27	16	4	0	0	9	2	0	107
		36.4	9.3	45.8	25.2	15.0	3.7	0.0	0.0	8.4	1.9	0.0	100.0
	2012	40	20	60	41	17	6	0	0	3	0	3	130
		30.8	15.4	46.2	31.5	13.1	4.6	0.0	0.0	2.3	0.0	2.3	100.0
	2013	33	3	36	33	16	7	0	0	7	0	5	104
		31.7	2.9	34.6	31.7	15.4	6.7	0.0	0.0	6.7	0.0	4.8	100.0
女子	2011	32	31	63	63	72	5	0	2	1	3	4	213
		15.0	14.6	29.6	29.6	33.8	2.3	0.0	0.9	0.5	1.4	1.9	100.0
	2012	27	23	50	80	78	10	0	0	5	2	1	226
		11.9	10.2	22.1	35.4	345.5	4.4	0.0	0.0	2.2	0.9	0.4	100.0
	2013	31	18	49	56	85	9	2	0	2	2	16	221
		14.0	8.1	22.2	25.3	38.5	4.1	0.9	0.0	0.9	0.9	7.2	100.0

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

6年間の修学を可能とするためには、学びへの支援のみならず、学生を取り巻く様々な問題に対して多角的にサポートしていく体制が必要となるが、薬系単科大学という小規模の大学であることを活かし、「学生相談員制度」や「分野等所属制度」を設け、教員1名が少人数の学生を対象に学業面や大学生活および研究支援できる体制を整えている。経済的支援については、京都薬科大学奨学金の拡充を図る等して、経済的な問題によって修学が困難となっている学生等への救済策として整備してきた。また、健康管理に関しても、学校保健法で定められた健康診断に加え、5年次での長期実務実習に向けた抗体検査の費用負担やワクチン接種の指導等、大学として十分な健康支援を行うとともに、2014年4月から常勤の臨床心理士を配置する等、メンタルヘルスの支援体制も整備している。

進路支援に関しては、1年次から6年次までの段階の中で3つのステージを設け、それに沿った具体的な支援策を展開する等、学生にとってよりわかりやすい体系的な支援体制を整備した。

これらの点から、同基準を概ね充足していると考えられる。

○効果が上がっている事項

学生相談員制度に加えて、新たに実施した「学びコンシェルジュ」および「朝

の学習会」が効果を上げている。いずれの取組も、特に留年経験者のサポートに大きく貢献している。留年により、直接担当教員への質問が難しくなった場合や、生活習慣が不規則になった場合の支援となっている。

家計の急変等により、経済的に修学が困難な状況に陥った学生に対して授業料を減免することにより、金銭的な影響を最小限にして、学業へ専念することができるような経済的支援ができています。

心のケアに関して、2014年度から常勤臨床心理士を配し、毎日相談が可能となり、学生の要望に応えられる状況となっている。また、常勤であることより常に見守られている安心感を学生に与えられる環境が整ってきている。

留年者への対応については、留年決定後に学生と家族ならびに担当教員との三者面談を実施する等して、留年中のケアをきめ細やかに行っている。

進路支援に関しては、CDAの資格を有する正規職員を配し、個々の要望に対してきめ細やかに対応していることから、希望する進路に決定した学生の割合が増加している。

○改善すべき事項

成績不振者や学習の進め方が分からない学生のための支援として、「学びコンシェルジュ」の取り組みは一定の効果を上げているが、その利用は学生の自主性に任せているため、現時点では有効に機能しているとは言えない。その利用促進については改善が必要である。

心のケアに関しては、年々需要が高まり、それに応じる形で相談体制の充実を図ってきた。ただし、本学での学生相談室はまだ日が浅く、必要とする学生に対しての十分な情報提供および、教育職員からの相談勧奨、また臨床心理士と教育職員との学生サポートでの連携が充分機能しているとはいえない点が課題である。

3. 将来に向けた発展方策

○効果が上がっている事項

本学独自の貸与型奨学金および減免型奨学金は、経済的に修学困難な状況に陥った学生に対する支援制度であるが、制度上適用回数に制限があるため、支援が十分であるかどうか検証する余地がある。そこで、制度の改正も視野に入れて奨学金の在り方を検討していく。

心のケアに関する支援環境は整ってきていることから、学生の相談内容を分析することが可能となるので、相談内容が大学の環境に起因する場合に関して、その要因を把握、是正する方法を検討していく。

留年者への対応については、特に、留年中の学修支援が十分に行えているか調査、検証する余地があることから、その評価方法等から検討していく。

進路に関する支援策は、社会情勢とともに年々変化していくことから、関連する情報の収集および解析をし、その時々に応じた支援の策定を継続して検討していく。

○改善すべき事項

成績不振者や学習の進め方が分からない者への支援策としての“学びコンシェルジュ”の運用に関して、薬学教育研究センターの教育職員のみならず、全教育職員の業務、責任として捉え、その運用方法に関して教務部員会および学生部員会との連携の在り方等を検討していく。

心のケアに関する学生の相談内容は多様化してきていることから、そのような学生への支援策の1つとして、早期発見に繋げることを目的とした教育職員への十分な情報提供をFD活動の一環として計画している。

4. 根拠資料

- 6- 1 学生部委員会設置要綱
- 6- 2 第2期中計アクションプラン教育・研究関連項目相関（既出 資料 2-8）
- 6- 3 1～5年次留年決定者に対する指導計画
- 6- 4 6年次留年生支援プログラム
- 6- 5 学習フォローアップ制度の実施について（既出 資料 4(3)-3）
- 6- 6 課題の送付・スクーリングおよび実力確認試験について（既出 資料 4(2)-5）
- 6- 7 障がいのある学生への対応について（既出 資料 5-10）
- 6- 8 学生便覧 2014（平成 26 年度版）（既出 資料 1-1）
- 6- 9 京都薬科大学 ハラスメントの防止措置等に関する規程
- 6-10 セクシュアルハラスメントの防止等に関する取扱について
- 6-11 京都薬科大学 進路支援部委員会要綱
- 6-12 2014 年度キャリア支援プログラム実施スケジュール

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備に関する方針については、第1期中期計画（2007～2011年度）および第2期中期計画（2012～2016年度）に明示している。2006年度の薬学教育6年制の実施に伴い、本学でも収容定員が1.5倍の2,160名となることから、薬学教育6年制に必要な教育・研究施設の整備が急務となった。各中期計画で示された方針については、次のとおりである。

1) 第1期中期計画（2007～2011年度）（資料7-1）

i) 附属保険薬局の設置について検討（設置には至らなかった）

ii) 校舎（新2号館：現「躬行館」）の建築

本校地に新2号館を建築する。新2号館には、図書館、食堂（兼多目的室）、実習室、研究室および講義室（大・中・小講義室およびセミナー室）を設置する。本学には「本校地」および「南校地」と2カ所に分断されたキャンパスを有している。新2号館の完成により、南校地で実施している1年次の授業を本校地で行うことができ、学生および教員の授業時のキャンパス間移動等をなくすることができる。

2) 第2期中期計画（2012～2016年度）（資料7-2）

中期計画第7章に「施設・設備の整備」として、その方針を明示した。

i) 老朽化した動物研究センターの代替設備として、バイオサイエンス研究センターの建設（資料7-3）

ii) 老朽化した中央講堂兼体育館の建替

iii) 南校地の整備計画（学生のためのアメニティ施設、部室棟、実験棟（抽出室・還元室）、南校地警備員室および南校地全体の外構整備）

iv) 学生実習用施設である薬用植物園（補助園）の整備（温室工事設置等）

v) 太陽光パネル設置工事（中央講堂兼体育館建築付帯工事）

vi) グラウンド人工芝設置工事

(2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

校地には「本校地」および「南校地」があり、校地面積は合わせて87,642㎡（借用地面積1,015㎡を含む）である。また、校舎面積は45,768㎡、講義室・演習室・学生自習室の総数は68室であり、その総面積は7,870㎡である。大学設置基準に定められた校地面積21,600㎡および校舎面積14,511㎡を充足している（大学基礎データ表5）。

本学の6年制薬学教育を達成するための施設としては、各校地に次のとおり整備している。いずれの施設も耐震強度の基準を満たしている。

1) 本校地（資料7-5 p.127-141）

2005年度に竣工した愛学館は、2～4階に中講義室4室、小講義室2室、実習室3室を設置し、主に2年次の講義を実施している。5～6階は6分野が配置されている。1階は教学系の事務室（学生課、教務課、進路支援課）、2・7階は法人系の事務室（学長室、理事長室、庶務課、企画・広報課、会計課、入試課、施設課、国際交流推進室、研究・産学連携推進室）が配置されている。

2007年度に竣工した臨床薬学教育センターは、模擬薬局カウンター、無菌室、病棟・保険薬局実習室等、実際の臨床現場に対応した最新の設備を備え、実務実習の見学型から参加型への施設として、共用試験（OSCE）、学内実務実習訓練が可能な施設として建設された（資料7-5）。

2010年度に竣工した躬行館は、図書館棟および講義棟で構成され、講義棟の1～3階に大講義室1室、中講義室4室、小講義室8室、実習室1室、セミナー室16室が配置されている。主に2年次以外の講義を実施している。図書館棟は地階1階～地上2階の3層で構成され、約13万冊の蔵書と、303席を有する閲覧室がある。

また、2010年度には、8号館を改修し、教員と学生が共に「心」を育てあう

場とする意味を込めて、「育心館」と名称変更した。育心館には、一般教育分野等の教員の研究室、学生実習支援センター、生涯教育センター、学生相談室および京薬会（同窓会組織）が配置されているほか、一部のクラブ部室および男子学生用ロッカー室が設置されている。

教育研究総合センター内の情報処理教育研究センターには、2012年度に K21 演習室に 226 台、K11 演習室に 100 台のパソコンを設置した。演習室は内壁を可変式にしているため、パソコンを利用した SGD にも対応できる。また、教養試験（CBT）も K21 演習室を利用すれば、180 人×2 回×2 日間で実施でき、整備前に比較して効率的に実施できるようになった。教育研究総合センター地階には、女子学生用ロッカー室が設置されている。

本校地には、上記の施設のほか、本校地への学生増加に伴い、1 階 432 台、2 階に 256 台の計 688 台の自転車を収容できる立体駐輪場、キャンパスの緑化を意識した中央庭園、学生の憩いの場となる 2 つのテラス（プラクティテラス・ソフィアテラス）を整備している。

2) 南校地（資料 7-4 p.127-141）

南校地には、創薬科学フロンティア研究センターに 4 分野、S 棟に 5 分野および 1 センター（RI センター）を配置している。2013 年度には、南校舎を解体した跡地に、先端的な設備を有する動物実験施設である「バイオサイエンス研究センター」を建設した。地下 1 階地上 3 階で構成され、地階には、大動物実験室、飼育室、感染動物実験室、洗浄室等を、1 階には、一般実験室、検疫準備実験室、飼育室、管理事務室等を、2 階には、SPF 動物実験室（6 室）および飼育室（9 室）を、3 階には、機械室をそれぞれ配置している。実験室および飼育室には、24 時間保守点検、バックアップが可能な ISS（設備点検スペース）を確保している。

3) 薬用植物園（資料 7-4 p.61-63）

薬用植物園は、本園として京都市伏見区日野の地に 13,016 m²を所有しているが、キャンパスから遠隔地にあるため、関連実習の際に移動することが非常に困難である。そこで、キャンパス近隣に、薬用植物園補助園を設置し、関連実習に必要な薬用植物等を一部移設した。このことにより、植物園本園への移動の負担が軽減され、円滑な実習運営に寄与している。

4) グラウンド（資料 7-4 p.128）

グラウンドの水捌けが良好でないため、体育実技の開講および運動系クラブの活動に支障をきたしていた。これらのことを解消するため、2013 年度にグラウンドの人工芝化を行った。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

・ 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

現在、本館図書蔵書数は 133,305 冊で【表 7-3-1】、過去 5 年間の状況を見るとおよそ増加傾向にある【表 7-3-2】。また、電子ジャーナルは 3,141 種を数えている【表 7-3-3】。

【表 7-3-1】 蔵書、視聴覚資料数（2014 年 5 月 1 日現在）

	国内出版物	海外出版物	計
図 書	75,103 冊	58,202 冊	133,305 冊
雑 誌	467 種	698 種	1,165 種
学位論文（博士論文）			348 冊
視聴覚資料*			648 タイトル

*マイクロフィルム 1、カセットテープ 22、ビデオテープ 285、CD・LD・DVD339、オープンリール 1

【表 7-3-2】 過去 5 年間の図書館蔵書数推移

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
図書館蔵書数	128,382 冊	131,739 冊	133,977 冊	133,086 冊	133,305 冊

【表 7-3-3】過去 5 年間の電子ジャーナル対応数推移

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
電子ジャーナルタイトル(累計)	1,711 種	3,313 種	3,118 種	3,065 種	3,141 種

教育・研究に必要な国内外の専門学術雑誌および専門図書に関しては、一定期間毎にアンケート方式で全教員の利用頻度および新規の購入要望を調査し、化学系、医療薬学系、生命科学系の専門雑誌および図書を充実させる努力を続けている。分類別所蔵冊数は【表 7-3-4】のとおりである。

【表 7-3-4】分類別所蔵冊数 (2013 年 3 月 31 日現在) (単位:冊)

分野	分類番号	図書		製本雑誌		合計			
		和書	洋書	和書	洋書	和書	洋書	計	
総記	000	2,621	513	486	70	3,107	583	3,690	
哲学	100	1,758	174	1	0	1,759	174	1,933	
歴史	200	3,113	287	12	0	3,125	287	3,412	
社会科学	300	5,944	289	447	0	6,391	289	6,680	
自然科学	自然科学	400	3,596	514	1,348	1,757	4,944	2,271	7,215
	数学	410	1,300	299	0	113	1,300	412	1,712
	物理学	420	1,233	254	16	1,022	1,249	1,276	2,525
	化学	430	5,011	4,285	1,608	13,361	6,619	17,646	24,265
	天文学	440	87	7	0	0	87	7	94
	地球地学	450	213	62	2	8	215	70	285
	生物化学…	460	3,620	2,936	796	11,204	4,416	14,140	18,556
	植物学	470	736	453	140	294	876	747	1,623
	動物学	480	298	93	15	0	313	93	406
	医学	490	8,400	2,058	5,989	10,033	14,389	12,091	26,480
薬学	499	7,417	1,578	0	0	7,417	1,578	8,995	
技術	500	2,732	707	1,369	1,013	4,101	1,720	5,821	
産業	600	732	106	423	241	1,155	347	1,502	
芸術	700	1,748	141	48	0	1,796	141	1,937	
言語	800	2,559	1,718	274	71	2,833	1,789	4,622	
文学	900	4,583	1,259	0	0	4,583	1,259	5,842	
合計		57,701	17,733	12,974	39,187	70,675	56,920	127,595	

* NDC 日本十進分類法により分類し、2013 年 3 月 31 日迄に登録した冊数。文庫(2,918 冊)、新書(3,437 冊)、学位論文および未製本雑誌は含まない。

学生用図書については、毎年 2 回、推薦図書方式で、各分野等の教員および非常勤講師に依頼している。また利用者からの推薦および要望は、所定の用紙で申し込む方法をとっている。さらに教職員や卒業生等からの寄贈図書も受け入れている。いずれの場合も、選書は、図書館運営委員会(資料 7-6)にて学部等の専攻に係わる教育研究のみならず一般教育をも含めた各分野等のバランスを配慮し、不必要な重複を避けることを念頭において整備している。

学生の教育図書、また一般教育に寄与する図書を整備する上で、学生父母による教育後援会からの支援が大きく寄与している【表 7-3-5】。

【表 7-3-5】教育後援会からの支援による図書受入れ推移(過去 5 年間)

2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
170 冊	342 冊	496 冊	665 冊	851 冊

一方、増え続ける図書の保存・管理に関しては、選書・収書とともに除籍・廃棄についても検討の上、実施している。

- ・ 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備等の利用環境

図書館は1959年に建設され、1974年、収容可能蔵書数約12万冊の書庫（3層、6層）を隣接増築して旧書庫を閲覧室に改築した。1998年8月、図書館内部の改装により第一閲覧室の座席数を8席増設すると共に、書庫内にあったAVブースを閲覧室に移設、整備した。現在の図書館は2010年にリニューアルされたもので、閲覧室座席数は303席で、現在の学部収容定員数2,160名の14.0%に相当する（資料7-7）。

アンケート等に見られた要望に基づき、2014年4月から平日開館時間を「8:30～21:00」に延長した（以前は「9:00～20:00」）。2013年秋季より「マイライブラリー」等ウェブサイトによる利用サービスを開始した（資料7-8）。なお、図書館に関連する概要をまとめると次のとおりである。

1) 図書館運営委員会

委員構成：図書館長（教授兼任）1名、専門教育科目担当教員6名、一般教育、外国語、保健体育科目担当教員2名（年4回以上召集）

審議事項：図書館運営の大綱・方針、予算・決算、諸規程の改廃に関する事項等。

2) 図書館の規模

開館時間：8:30～21:00（土曜日は10:00～17:00）

* 休館日は、日祝、創立記念日（4/15）、夏季/冬季休暇中の指定日、館内整理日等

閲覧室等：座席数303席（1階118席、2階116席、地階69席）

貸出冊数：10,722冊（2013年度）

延床面積：1,554.28㎡（1階519.23㎡、2階347.60㎡、地階687.45㎡）

蔵書冊数：133,305冊（2013年5月1日現在）

職員人数：委託職員8名（内2名夜間、1名土曜勤務）

* 委託先は(株)丸善。

* 大学事務局より参事(図書館担当)配置を伴う。

司書：委託職員中7名（大学事務局配置者も有資格）

情報検索：「本学所蔵資料検索」館内外からホームページを利用して検索可。「電子ジャーナル・電子ブック」「データベース」学内パソコンからアクセス可。

「リモートアクセス」館内外から電子ジャーナル・電子ブック、データベースを利用可。

「マイライブラリー」個人が館内外から貸出予約・期間延長可等。

- ・ 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

ILL（Inter library Loan 図書館間相互貸借）を通じた学術情報等の相互提供の状況は【表7-3-6】のとおり。本学は他機関からの受付分が、本学から他機関への依頼分を大きく上回っており、ILLにおける貢献度は高いと言える。

【表7-3-6】ILL過去5年間の推移（単位：件）

文献複写	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
他機関からの受付 （下段は大学図書館内数）	999 (801)	975 (805)	937 (740)	1,090 (848)	1,190 (813)
他機関への本館からの依頼 （下段は大学図書館内数）	679 (668)	538 (534)	769 (752)	476 (464)	460 (449)

* 海外の機関との間ではILLは行われてきていない。国内他機関との図書雑誌貸借も行われていない。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

研究上の共同利用を目的として、機器を効率的に管理・運営するために「共同利用機器センター」が設置されている（資料 7-9）。その管理・運営は「共同利用機器運営委員会」に委ねられ、個々の機器に関して管理担当分野等を定め、保守・運営を行っている（資料 7-10）。購入された機器の運営費に対する本学の財政面での支援体制は確立されており、機器の測定・管理・保守に関して、「共同利用機器センター」の専任教員が支援することで管理担当分野等の教員の人的な負担を軽減させている。

学生実習の支援体制として各担当分野等のみならず、「学生実習支援センター」が主体となって各実習を支援している。薬学教育研究センターでは、所属する教員が学年を問わず、学生からの各専門系から基礎系までの幅広い授業内容に対する疑問・質問事項に答える形式で支援している。

各分野等は原則として 3 名の専任教員（教授、准教授もしくは講師および助教もしくは助手から構成されている。2006 年より薬学 6 年制が始まり、3 年次後期より約 20 名の学部学生が総合薬学研究（演習）に各分野等に配属され、6 年次まで 4 学年約 70～80 名程度の学部学生が各分野等に在籍している。各分野等には、研究費として、分野等当たり年間 350 万円が配当されている。さらに、各分野等に配属される博士課程、修士課程および学部 4 年次生に対して、1 名当たりそれぞれ 40 万円、30 万円、4 万円が実習費として配当される。また、学会活動を支援する目的での国内の学会への参加旅費として教員 1 名当たり年間 10 万円、国外の学会への参加旅費として教員 1 名当たり最高 40 万円（3 年間に 1 回）が支給されている。また、学部学生の学会活動についても奨励されており、分野等に配属される学生の人数に応じてその旅費が支給されている。また、2010 年より本学の「若手研究員の自主的研究環境整備」の一環として、2010 年度から、京都薬科大学科学振興基金が再開され、若手研究員は学内審査を経て、採択されれば最大で年間 200 万円が 3 年間支給される（資料 7-11）。

本学の教員一人当たりの科学研究費補助金配分 2013 年度総額は約 173 万円である。2009 年から 2013 年の 5 年間の科学研究費補助金の申請件数と採択件数は【表 7-4-1】のとおりである。表に示すとおり、毎年安定的に採択されていると言える。

【表 7-4-1】 2009 年から 2013 年の 5 年間の科学研究費補助金の申請件数と採択件数

年度	申請件数	新規採択件数	継続	総額
2009	51 件	16 件 (31.4%)	14 件	70,270 千円
2010	42 件	14 件 (33.3%)	24 件	85,080 千円
2011	44 件	14 件 (31.8%)	29 件	83,720 千円
2012	42 件	11 件 (26.2%)	23 件	63,830 千円
2013	44 件	18 件 (40.9%)	24 件	73,465 千円

また、大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（T・A）およびリサーチ・アシスタント（R・A）制度を整備している。T・A については、薬科学専攻博士前期課程および博士後期課程の大学院生が対象であり、学生の処遇改善と教育および研究指導者としてのトレーニング機会の提供を行う。R・A については、薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士後期課程の大学院生が対象者であり、若手研究者としての研究能力の育成と生活安定化の一助とするために行っている。各業務の専念時間については、当該学生の研究活動に支障をきたさない範囲で行うものとしている（資料 7-12、資料 7-13）。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

・ 研究倫理に関する学内規程の整備状況

人体および人体より採取した材料を用いて実施する全ての研究および実験について「ヘルシンキ宣言」の趣旨にそって倫理的配慮のもとに、研究目的、研究計画等の事前審査を行うことを目的として「京都薬科大学倫理委員会規程」が定められており、倫理委員会は委員会に提出された倫理審査申請書を慎重かつ厳正に審査して

いる。なお、本規程は2003年10月より施行されている（資料7-14）。

・研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

委員会は、学長が委嘱又は任命する次に掲げる委員をもって組織されている。

- 1) 薬学研究の教授4名
- 2) 倫理および法律面の有識者1名
- 3) 法人の役員1名
- 4) 学外の有識者1名

委員会は、研究等の実施責任者から申請された実施計画について、倫理的、社会的観点から次の各号に掲げる事項について留意して審査している。

申請者は、委員会の承認を得なければ、当該研究の実施ができない。

- 1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
- 2) 研究等の対象になる者に理解を求め同意を得る方法
- 3) 研究等によって生じる個人への不利益ならびに危険性に対する配慮
- 4) 研究期間中および研究期間終了後の試料等の保存又は廃棄の方法
- 5) その他

研究中に重大な有害事象が生じた場合、速やかに倫理委員会に報告しなければならない規則である。

また、動物実験に関する学内倫理審査制度があり、適切に規制・運営されている（資料7-15）。

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

教育研究等環境の整備に関する方針は、中期計画に明示されており、その方針に基づいて十分な校地・校舎および施設・設備が確保・整備されている。

図書館、学術情報サービスについては、蔵書管理および学術情報提供がICT技術を用いて有資格者によって適切に行われている。

教育研究等を支援する環境や条件は、専任教員による共同利用機器の管理運営・学生実習支援が適切に行われており、これまで凍結されていた学内研究助成制度である「科学振興基金」を再開して、研究活動の成果を用いた教育活動の活性化を推進している。また、不正な研究活動を防止する研究倫理を遵守するための対策も講じている。

これらの点から、同基準を十分に充足していると考えられる。

①効果があがっている事項

第1期～第2期中期計画（2007～2016年度）に基づき、薬学6年制教育への対応、すなわち、定員が1.5倍増になることに対応する施設・設備を整備するとともに、校舎の老朽化、耐震強度の不足等を改善することができている（昭和56年以降に完成・改修した施設は耐震基準を充たしている）。

実施した図書館利用者アンケート（教職員、学生対象。2013年12月～2014年1月実施）結果を見ても図書館資料への満足度は「学習用図書」に対する学生の「満足」が回答者の6割以上（63.2%）を示し、「研究用図書」に対する教員の「不満足」が回答者の2割（20.6%）ある中で、一定の適切性を持ち得ているものと考えられる（資料7-16）。

前述の図書館利用者アンケートからも、図書館規模、職員について基本的に満足度の高い結果が得られている。要望に基づく開館時間の延長については、一定期間これを実施してさらに利用者からの声を聞いて行くこととした。閲覧室・情報検索設備についても、個別の質問や要望にもレファレンスカウンターでの対応や、メールマガジンや掲示等を通じて返事をしながら、利用・運営一体となった協力運営が行われ、問題となる状況はない。

「共同利用機器」のシステム化により、高額な機器を共同利用という立場で申請、分野の経済的負担を軽減、研究活動を活性化できている。また、機器の測定・

管理・保守に関して「共同利用機器センター」が支援することで、管理担当分野の教員の人的な負担を大きく軽減できている。

②改善すべき事項

焦眉の課題として、図書館の中心資料の一つである外国（学術）雑誌の整備の上で、主には電子媒体としての「雑誌そのものの値上がり」や「高額パッケージ販売」等により、これまでに維持してきた電子情報の閲覧方法を見直さざるを得ない状況がある。

薬学教育を前進させる「アクティブラーニング」（文部科学省『学修環境充実のための学術情報基盤の整備について』H25.8）に資するラーニングコモンズについては、まだ検討に至っていない。

4大学（京都工芸繊維大学、京都府立大学、京都府立医科大学、本学）連携研究フォーラムや、瀋陽大学（中華人民共和国）、マヒドール大学（タイ王国）、アレキサンドリア大学（エジプト・アラブ共和国）との間で交わされている学術協定に基づく学術情報相互提供システムの整備等が、当面する検討課題の一つとなると考えられる。

共同利用機器センターおよび学生実習支援センターの専任教員の定年退職により、その測定技術および実習内容の「確かな継承」が懸念される場所である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果があがっている事項

第2期中期計画（2012年度～2016年度）では、耐震基準が不足であった体育館兼中央講堂と旧実験動物施設を解体し、近隣住民の避難施設としての機能を備えた施設として新体育館兼中央講堂（仮称）を新築工事中である。

学生父母による教育後援会からの支援については感謝しつつ効果的な選書、整備に引き続き努める。基本的な利用者満足の上から立って、さらなる充実の為に適正規模を考えていく。アンケート結果等に見られる利用者の要望に応える職員による運営に努める。開館時間・閲覧室・情報検索設備についても、利用者からの要望を聞くなかで充実した運用を図る。

②改善すべき事項

前述の図書館利用者アンケートでは、まだ「不満足」の結果も見られ、さらに改善を図っていくことが求められる。引き続き、ホームページ上の「お問い合わせ先」の利用をはじめ、図書館利用者からの要望調査を行い、よく審議して改善を検討していく。

外国（学術）雑誌の電子媒体整備については、当面のところ効果的で前進的な「打開策」はなく、購入対象を見直さざるを得ない状況がある。限られた大学予算の条件において、各専門分野の協力の下に凌ぎの策を模索していく。

「アクティブラーニング」（文部科学省『学修環境充実のための学術情報基盤の整備について』H25.8）に資する薬学教育を前進させるラーニングコモンズについては、今後適宜の調査、報告、議論を行い、新しい大学施設の整備計画とも相俟って検討を進めたい。

学術交流等についての各大学との連携の動きに呼応して学術情報相互提供システムを構築できるよう準備する。また、特に電子ジャーナル所在情報の大学（研究機関）間共有について模索する。全国的なデータベース整備の流れにも貢献できるように努力する（資料7-17）。

4. 根拠資料

- 7- 1 第 1 期中期計画
- 7- 2 第 2 期中期計画 (既出 資料 2-7)
- 7- 3 京都薬科大学 バイオサイエンス研究センターパンフレット
- 7- 4 学生便覧 2014 (平成 26 年度版) (既出 資料 1-1)
- 7- 5 臨床薬学教育研究センターパンフレット
- 7- 6 京都薬科大学 図書館運営委員会規程
- 7- 7 京都薬科大学 図書館 (パンフレット)
- 7- 8 京都薬科大学ホームページ (マイライブラリ)
<https://lib-opac.kyoto-phu.ac.jp/mylimedio/portal/portal.do>
- 7- 9 京都薬科大学 共同利用機器センター規程
- 7-10 京都薬科大学 共同利用機器運営委員会規程
- 7-11 学校法人京都薬科大学科学振興基金規程 (既出 資料 3-20)
- 7-12 京都薬科大学 ティーチング・アシスタント内規
- 7-13 京都薬科大学 リサーチ・アシスタント内規
- 7-14 京都薬科大学 倫理委員会規程
- 7-15 京都薬科大学 動物実験実施規程
- 7-16 図書館利用者アンケート結果
- 7-17 学術情報システム検討小委員会報告書『電子環境下における今後の学術情報システムに向けて』(国立大学図書館協会 学術情報委員会 H23.11)
<http://www.janul.jp/j/projects/si/gkjhokoku201111.pdf>

第 8 章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

・産官学等との連携の方針

本学における産・官・学等との連携方針に関しては、「産学官連携ポリシー」（資料8-1）において、「京都薬科大学は、【愛学躬行】を建学の精神としており、高度の教育および研究機関として、薬学の教育および研究を推進することにより、国民の健康を支える医療人として、生命の尊厳を基盤とし、人類の健康と福祉に貢献することを教育理念としている。この理念に基づき、本学では、永年にわたり基礎から臨床までの幅広い薬学領域において最先端研究を推進し、多くの実績を上げている。これら研究成果の蓄積を広く社会に還元し、教育および研究に次ぐ大学の第三の使命である社会貢献を実現するため、次のとおり産学官連携ポリシーを定める。」と明確に示されており、その中で、「基本方針、共同研究・受託研究等の推進、知的財産の活用、管理体制、人材育成、業績評価、情報公開、自己評価、説明責任」の各方針について明示されている。加えて、研究成果の活用による社会貢献を促進するとともに学術研究の進展に資するために「知的財産ポリシー」（資料8-2）が、発明等を本学の学術研究の振興および社会貢献に資することを目的として「発明取扱規則」（資料8-3）が、成果有体物の適正な管理、本学の研究促進および外部機関との円滑な研究協力を図ることを目的として「成果有体物取扱規則」（資料8-4）が、企業との連携を推進していくことによって、大学が行う教育・研究活動への信頼が損なわれることのないよう、また、産学官連携活動が公正かつ円滑に推進されることを目的として、「利益相反ポリシー」（資料8-5）が、産学官連携活動における広義の利益相反を適正に管理することを目的として「利益相反規程」（資料8-6）が制定されている。また、本学の研究シーズと学外シーズとの連携を推進し、本学の教育研究活動の進展に資するとともに、知的財産の創出ならびに地域社会における学術研究の振興および発展に寄与することを目的として、「知的財産・産学官連携センター」および「知的財産・産学官連携センター規則」（資料8-7）が設置されている。

・地域社会・国際社会への協力量針

本学における地域社会・国際社会への協力量針に関しては、現在 PDCA サイクルに従って実行中である『第 2 期中期計画、「2 地域交流基盤の構築」、「7 大学の国際化について』』（資料 8-8 p. 3・p. 8）の中で明示されており、具体的な方針を以下に記す。

地域社会に対する協力は、地域貢献が大学に求められる重要な役割の一つと位置付け、地域に根差した大学として地域貢献や地域連携を推進していくという方針を明確に示している。本学の特徴から、地域の保健衛生の維持・増進に係る地域貢献を推進することが妥当だと考えられ、教員が積極的に地域の委員として参画する事を方針としている。例えば、「京都府毒物劇物取扱者試験委員会」、「京都府化粧品等品質管理指導員認定委員会」、「京都市食の安全安心推進審議会」および「京都市食品衛生責任者養成講習会選定委員会」、「京都府薬物乱用防止指導員」、「山科区東部文化会館文化芸術活動活性化協議会委員」として参画している（資料 8-9）。また、公開講座・生涯教育プログラムによっても地域社会に協力、貢献する事を方針としている。公開講座・生涯教育プログラムに関しては、生涯教育センター規程（資料 8-10 第 2 条・第 3 条）に明示され、委員が運営を行っている（資料 8-11）。さらに、学生主導で地域交流を推進することは、自立した学生を育成する場としても非常に有用である。現時点では京菓祭や学生が課外活動の一環として行っている地域交流活動を発展させることを方針としている。

国際社会への協力に関しては、本学が国際化することは国際社会に貢献するのみならず、教育において国内だけに留まらず海外に進出して活躍できる人材を輩出するためにも必要であると、第 2 期中期計画に明示されている。具体的には、次のことを方針としている。

- 1) 海外からの留学生の積極的な受入および本学生の海外への派遣
- 2) 教育職員の海外留学・研修制度の整備および留学期間中をサポートできる人材の育成、体制の整備
- 3) 海外の大学との協定締結の推進
- 4) 英語版ホームページの整備等を行う

なお、本学の国際化について企画・立案するとともに、外国人留学生および海外留学を希望する学生に対し必要な支援を行うことにより、本学の国際交流の推進に寄与することを目的として国際交流センターおよび事務組織として国際交流推進室が設置されている（資料 8-12）。

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

<1>教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

・公開講座

公開講座は、地域に開かれた大学として、また地域社会への貢献と交流を図ることを目的として、1995年より開始し、山科区役所後援の下、毎年1回開講している。本講座では、講演のほか、薬用植物園補助園の見学、地域住民に対する健康度チェック、くすりの相談、健康相談等保健衛生に対する啓発活動を実施してきた（資料 8-13）。

・生涯教育プログラム

卒後教育として1976年から本学同窓会組織である「京都薬科大学京薬会」を開催してきたが（資料 8-14）、2011年に生涯教育研究センターを設置し大学主催による生涯教育プログラムの提供を行っている。本プログラムは講義形式の「卒後教育講座」の開催だけでなく、臨床研究のための演習や薬剤師の技能向上を目指した実技実習である「研究支援セミナー」や「実務支援セミナー」を含むのが特徴である。また、「生涯教育 eラーニング講座」は、本学で開催された「卒後教育講座」を著作権・プライバシー等に抵触する部分を編集（削除・修正）し、WEB公開を可能としたもので、来学できない受講希望者を対象としたものである（資料 8-15）。

・臨床薬剤業務セミナー

本セミナーは学内でほぼ毎月1回開催し、病院薬剤師による話題提供を基にして薬剤師業務の現状や今後の在り方に関して、病院薬剤師・教員・学生間で討論している（資料 8-16）。

・山科区婦人会講話会

2012年9月7日に山科区婦人会の要請により講話会を本学にて開催した。このように地域より要請があれば随時講演会を行っている（資料 8-17）。

・大学コンソーシアム京都への授業提供

・大学コンソーシアム京都 FD 関連事業（各ワーキンググループ）への教員の参画

<2>学外組織との連携協力による教育研究の推進

・他大学との連携協力

1) 京都府立医科大学との「学術交流等に関する包括協定」

本学と京都府立医科大学は、両大学間の交流と協力を促進し、教育・研究の充実および発展を図ることを目的として、学術交流協定、研究交流協定を締結している（資料 8-18）。

2) 滋賀医科大学との「教育研究協力に関する包括協定」

本学と滋賀医科大学は、医学および薬学の教育研究の充実および発展のため、両大学がより交流・連携を深め、創出する成果により社会に貢献していくことを目標とした教育研究協力に関する包括協定を締結している（資料 8-19）。

3) 京都大学、三重大学、滋賀医科大学、大阪医科大学との「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」

文部科学省の事業である「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」について、標記4大学が共同申請していた「次代を担うがん研究者・医療人養成プラン」が採択され、大学院薬学専攻博士課程に「がん薬物療法を専門とする

薬学研究者養成コース」を設置した（資料8-20、資料8-21）。

4) 京都4大学連携機構の設置および協定

ヘルスサイエンス系の教育研究を充実させるとともに、地域社会に一層の貢献を行うことを目的として、京都工芸繊維大学、京都府立医科大学、京都府立大学および京都薬科大学の4大学による京都4大学連携機構が設置されている（資料8-22）。

・ 行政機関との連携協力

1) 医薬品医療機器総合機構（PMDA）との「教育研究について連携・協力に関する協定」

本学大学院・薬学研究科・薬学専攻博士課程における教育研究の一層の充実を図り「レギュラトリーサイエンス領域」での活発な研究活動と同領域における人材を育成するため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）と「教育研究についての連携・協力に関する協定」を締結し連携大学院を設置している（資料8-23）。

・ 病院、薬局および企業との連携協力

1) 国立病院機構京都医療センターおよび洛和会音羽病院との「学術交流等に関する包括協定」

2012年および2013年に国立病院機構京都医療センターおよび洛和会音羽病院とそれぞれ教育・研究面における本学との連携を目的とした学術交流等に関する包括協定を締結した（資料8-24、資料8-25）。

2) パレクセル・インターナショナル株式会社との「グローバル人材育成プログラムに関する包括協定」

パレクセル・インターナショナル株式会社と「グローバル人材育成プログラムに関する包括協定」を締結した。具体的なプログラムとしては、2013年と2014年の8月にそれぞれ1週間および2週間の日程で、「医薬品開発のためのサマープログラム」を主として5年次生向けに開講した。本プログラムでは、講義、SGD、発表が全て英語で行われる（資料8-26）。

3) 学外発案型総合薬学研究課題

社会との連携を踏まえ、また研究成果を社会に還元することにつながる目的で、卒業論文作成科目として実施している総合薬学研究（演習）の研究課題を薬局、病院、企業等にも広く求める取り組みである。この課題はこれまでに実施されているような企業と分野等との共同研究や委託研究ではなく、学生が実施する研究課題を広く社会から求め、学生が臨床現場を含めた社会から提案された研究課題に携わることにより、より一層、社会的ニーズを踏まえた専門教育を受けた学生の育成につながるために導入されている（資料8-27）。

<3> 地域交流・国際交流事業への積極的参加

・ 教職員主体の地域交流

1) 山科区人づくりネットワーク実行委員会との地域連携

2011年度から毎年8月末に山科地区の小学生（参加児童：約120名）を対象とした理科教室（体験理科実験）を本学にて開催している。本事業は、2012年度からは京都市山科区の補助金対象事業（山科“きずな”支援事業）として採択され継続して実施している（資料8-28、資料8-29）。

2) 京都府立洛北高等学校附属中学校との連携－SSH（スーパーサイエンスハイスクール）事業の受入－

文部科学省からSSHとして指定されている洛北高等学校附属中学校がSSH事業の一つとして行っている、2年生を対象とした体験理科実験を毎年6月に受入れている（資料8-30）。

3) 大阪府立茨木高等学校との連携－グローバルリーダーズハイスクール事業の協力－

大阪府からグローバルリーダーズハイスクールとして指定されている茨木高等学校がその事業の一つとして行っている、茨木サタデーカレッジの学問発見講座や卒業生講座において本学教員が講師として出席し協力している（資料8-31）。

- 4) 山科区東部文化会館との連携-文化芸術活動の活性化-
山科区における文化芸術活動を活性化させるための方策を協議する「東部文化会館文化芸術活動活性化協議会」に委員として教員1名が参加している(資料8-32)。
 - 5) 地域の自治連合会主催の団体長会議に出席
地域の自治連合会が行う団体長会議に教職員が出席し、地域住民の要望を聞き、また本学の情報を発信することによって交流を図っている(資料8-33)。
 - 6) 地域住民に対するアンケートの実施
地域住民の要望等の生の声を聞き地域交流に活かすために2012年度にアンケート調査を実施した(資料8-34)。
 - 7) 京都議定書に基づく節電対策の実施
環境対策委員会において節電の方策を審議し実施している(資料8-35)。
 - 8) 地域の広域避難場所としての協力
本学は地域の広域避難場所として指定されており整備している。
- ・ 学生主体の地域交流
 - 1) 京菓祭における幼稚園児を対象とした「子どもランド」の企画
京菓祭において近隣の幼稚園児と保護者を対象とした理科と親しむ実験や縁日を中心とした「子どもランド」を設けている。この企画は学生、教職員、幼稚園の教員が相談して企画実施している。尚、京菓祭の案内は地域の回覧板で地域住民に周知し参加を促している(資料8-28、資料8-36 p.22)。
 - 2) 地域の催しに対する積極的な参加
地域の「福祉の集い」や山科身体障害者福祉会館における「秋祭」等の地域の催しに学生が協力参加している。また、「山科区アウトリーチ事業」にクラブやサークルが登録し、地域から要請があれば学生が随時参加し、地域交流を図っている(資料8-37)。
 - 3) 京都市「京都のまちの将来像」の作成
京都市都市計画局が募集した「京都のまちの将来像」の作成に応募し採択された。美術部を中心とした学生と教員が、山科北部周辺の50年後、100年後の姿について、景観政策をはじめとする様々な分野の政策を踏まえながら、鳥瞰図として描いた(資料8-38)。
 - ・ 国際交流
国際交流の活性化および大学の国際化を目的とした大学間での国際学術交流協定の締結実績は、瀋陽薬科大学、(中華人民共和国)、マヒドール大学(タイ王国)、アレキサンドリア大学(エジプト・アラブ共和国)の3件がある(資料8-39、資料8-40、資料8-41)。なお、学術交流協定を締結していない海外の大学からも留学生等を多く受け入れている。さらに、若手教育職員の海外留学や海外における学会参加発表を支援するため、2012年度に京都薬科大学科学振興基金による支援制度(海外出張等助成金制度)を整備、また、留学期間中の分野の運営を支援するための特別教員制度の拡充等を行った(資料8-42)。夏期休暇を利用した学生の海外への短期留学に関しては、2000年から開始したフライブルク大学国際局が主催する約3週間の「日本人のためのサマープログラム-ドイツ語とドイツ文化」がある(資料8-43 p.83)。また、英文によるホームページも開設し、海外へ情報を発信している(資料8-44)。

2. 点検・評価

● 基準8の充足状況

社会連携や社会貢献の必要性が第2期中期計画の「2-2 地域交流基盤の構築」、「3-3-(1) 総合薬学研究に地域・企業等を巻き込んだ新プロジェクト科目の設置」、「3-7 大学の国際化について」、「4-1-(2) 研究サポート体制の設置」、「4-3-(1) 学外への研究成果の広報活動」(資料8-8)の中で掲げられ、各項目のアクションプランに従って順調に進行している。PDCAサイクルに従う毎年の点検評価により改善が図られており、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

教育研究の推進のために、積極的に他大学や行政、病院・薬局、企業と連携協力し効果をあげている。実績としては、滋賀医科大学 - 京都薬科大学第1回ジョイントシンポジウムの開催（資料 8-45 p.9）、京都大学等との「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」では大学院に「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」の設置（資料 8-46）、京都4大学連携研究フォーラムの開催（資料 8-47）、パレクセル・インターナショナル株式会社との「グローバル人材育成プログラム」（資料 8-45 p.3-5）が挙げられる。総括的には『京都薬科大学ホームページ「地域連携および教育・研究プロジェクト」』（資料 8-48）に公開されている。

地域交流に関して、教職員はもとより、自立した学生の育成のための教育の一環として位置付け学生主体の地域交流も効果をあげている。実績としては、毎年多くの応募者の中から抽選で参加者が選ばれる山科区の小学生を対象とした体験理科実験「身近な夏の不思議体験イン山科」（資料 8-45 p.27、資料 8-49）、京薬祭における地域の幼稚園児を対象とした「子どもランド」企画（資料 8-50 p.4-7）、京都市「京都のまちの将来像」の作成（資料 8-51 p.20）、が挙げられる。総括的には『京都薬科大学ホームページ「地域連携」』（資料 8-28）に公開されている。

国際交流に関して、積極的な海外の大学と国際学術交流協定の締結、若手教育職員の海外留学・海外における学会への参加発表に対する支援、夏期休暇を利用した学生の海外短期留学が効果をあげている。実績としては、瀋陽薬科大学からの大学院留学生の受入れ（資料 8-52）、および6年次生の英語による「卒業論文発表会」に瀋陽薬科大学およびアレキサンドリア大学の教員・学生のゲスト招待（資料 8-53、資料 8-45 p.7）、教育職員の海外留学および海外の学術発表数の着実な増加（資料 8-54）、フライブルク大学の「日本人のためのサマープログラム」に対する継続的な20名以上の参加（資料 8-50 p.8-12）が挙げられる。

②改善すべき事項

2012年度から始まった第2期中期計画が遂行されるまでは、本学が社会連携や社会貢献に対して明確な方針を掲げ十分に行ってきたとは言い難かった。現在では中期計画の中でその必要性が掲げられ、PDCAサイクルに従って遂行されているが、地域貢献に関しては、現在の枠組みの中での発展に留まっている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学部学生および大学院生の研究マインドを向上させ、大学全体の研究マインド向上につなげるために、研究発表を通じた他大学および他学部学との交流を今より増して積極的に推進する。

地域の行政に働きかけ、地域のニーズを把握できるように努める。

国際交流センターおよび事務組織として国際交流推進室を設置し、次の9項目の施策を検討している（資料 8-55）。

- 1) 外国語教育の充実に向けたカリキュラム作りの推進
- 2) 海外からの留学生の受入推進
- 3) 学部学生の海外派遣推進
- 4) 4年制博士課程の大学院生の海外派遣推進
- 5) 教育職員の海外留学・研修制度の整備推進
- 6) 海外の大学との協定締結推進
- 7) 英語版ホームページの整備推進
- 8) 在籍する外国人留学生と日本人学生との積極的な相互交流推進
- 9) 地域活性化に向けた国際交流機会の推進

②改善すべき事項

地域交流・地域貢献を組織的に進めるために、地域と大学のパイプ役となる担当部署の一元化を目指し、連携対象も地域の病院・薬局、保健所、企業、自治会および教育機関に広げていく。さらに、これらの活動を積極的に行っている学生やクラ

ブに対しては、資金面での援助を行うことも検討する。

4. 根拠資料

- 8- 1 京都薬科大学 産学官連携ポリシー
- 8- 2 京都薬科大学 知的財産ポリシー
- 8- 3 学校法人京都薬科大学 発明等取扱規則
- 8- 4 京都薬科大学 成果有体物取扱規則
- 8- 5 京都薬科大学 利益相反ポリシー
- 8- 6 京都薬科大学 利益相反規程
- 8- 7 京都薬科大学 知的財産・産学官連携センター規則
- 8- 8 第2期中期計画（既出 資料2-7）
- 8- 9 学外委員等
- 8-10 京都薬科大学 生涯教育センター規程
- 8-11 京都薬科大学 生涯教育センター運営委員会規程
- 8-12 京都薬科大学 国際交流センター規則
- 8-13 京都薬科大学 公開講座ポスター（2009～2014年度）
- 8-14 京薬会卒後教育関係資料（2011年度）
- 8-15 京都薬科大学 生涯教育プログラム（2012～2014年度）
- 8-16 臨床薬剤業務セミナー
- 8-17 鏡山地域女性会からの講演依頼について（内部資料）
- 8-18 京都薬科大学と京都府立医科大学の学術交流に関する包括協定書
- 8-19 滋賀医科大学と京都薬科大学との教育研究協力に関する包括協定書
- 8-20 大学院薬学研究科薬学専攻「がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コース」設置要綱
- 8-21 共同事業計画書
- 8-22 ヘルスサイエンス系の教育研究の連携に関する協定書
- 8-23 京都薬科大学と独立行政法人医薬品医療機器総合機構との教育研究についての連携・協力に関する協定書
- 8-24 国立病院機構京都医療センターと京都薬科大学との学術交流等に関する包括協定書
- 8-25 洛和会音羽病院と京都薬科大学との学術交流等に関する包括協定書
- 8-26 MASTER COURSE COLLABORATION AGREEMENT
- 8-27 京都薬科大学ホームページ（学外発案型総合薬学研究課題の募集）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/student_research/
- 8-28 京都薬科大学ホームページ（地域連携）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/chiiki/
- 8-29 配付資料「身近な夏の不思議体験 2014 イン山科」
- 8-30 2014年度洛北サイエンス
- 8-31 大阪府立茨木高等学校サタデーカレッジ
- 8-32 「東部文化会館文化芸術活動活性化協議会」委員に関する資料
- 8-33 団体長会議のお知らせ
- 8-34 地域交流に関するアンケート実施結果
- 8-35 節電対策の継続強化実施について
- 8-36 京薬祭パンフレット
- 8-37 京都市東部文化会館 アウトリーチ事業 実施状況
- 8-38 京都市ホームページ {京都市都市計画局（まちづくり委員会資料）「大学生が描いた京都のまちの将来像について」}
<http://www.city.kyoto.jp/shikai/iinkai/H24/machi/data/tokei2503-02.pdf>
- 8-39 京都薬科大学と瀋陽薬科大学との国際学術交流協定
- 8-40 MOU Between Kyoto Pharmaceutical University And Faculty of Pharmacy, Mhidol University
- 8-41 MOU Between Kyoto Pharmaceutical University And Faculty of Pharmacy, Alexandria University

- 8-42 学校法人京都薬科大学科学振興基金規程（既出 資料 3-20）
- 8-43 シラバス 2014 年度（平成 26 年度）1・2・3 年次生用（既出 資料 1-7）
- 8-44 京都薬科大学ホームページ（英語版）
<http://www.kyoto-phu.ac.jp/english/>
- 8-45 KPU_{NEWS} No.175（2013 年 10 月号）
- 8-46 京都薬科大学ホームページ（がん薬物療法を専門とする薬学研究者養成コースの設置）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/project/cancer.html
- 8-47 京都薬科大学ホームページ（京都 4 大学連携機構）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/project/
- 8-48 京都薬科大学ホームページ（学部教育・研究 TOP）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/
- 8-49 理科実験講座のアンケート結果
- 8-50 KPU_{NEWS} No.172（2013 年 1 月号）
- 8-51 KPU_{NEWS} No.174（2013 年 7 月号）
- 8-52 瀋陽薬科大学からの大学院留学生の受入れ状況
- 8-53 卒論口述発表会プログラム（既出 資料 4(2)-7）
- 8-54 海外出張者一覧（既出 資料 3-23）
- 8-55 京都薬科大学ホームページ（国際交流について：国際化ビジョン）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/kokusai/pdf/kokusai-vision.pdf

第9章 管理運営・財務

9 (1) 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

<1>薬学部

・中・長期的な管理運営方針の策定と周知

本学は、6年制薬学教育がスタートして2年目の2007年6月に、第1期中期計画をスタートさせ、2012年3月末までの5年間、「時代が要求する医療薬学を切り拓く人材を育成する大学」、「小さいながらも先端的、高度な研究を行える大学」を目標に取り組んできた（資料9(1)-1）。

この実績を踏まえて、2012年度から2016年度までの5年間の本学を取り巻く環境の変化に対応すべく、現在、2012年4月から2017年3月までの第2期中期計画を策定し、主に「自立した学生の育成」、「幅広い人材育成のための教育活動」、「研究を通じた教育活動」、「教育・研究活動を支える組織・制度」、「施設・設備の整備」に関する方針を定めて取り組んでいる（資料9(1)-2）。

・意思決定プロセスの改善

第2期中期計画の課題である意思決定プロセスの迅速化について、事務職員に対し、2012年度に実施したアンケート結果を踏まえて、2013年度に専決権限を見直した。具体的には、決裁の迅速化、回議書の書式変更、作成方法の改善の3事項についての改善案を策定し、現行規程の改正および新しい規則・要綱等を制定した。2014年3月に、これら新規制定の規程および要綱の取り扱いに関する事務職員対象の説明会を開催して周知を図った（資料9(1)-3）。

・教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と責任の明確化

本学の最高意思決定機関は理事会であり、運営についての責任を負っている。法人組織に関することはもとより、教学組織に関する事項のうち、教員人事、予算編成、教職員や学生の定数管理、組織の再編および大学の経営に関わる事項については教授会で審議の後、理事会で最終決定する（資料9(1)-4）。

・教授会の権限と責任の明確化

教授会は、学部の教学に関する事項（経営に関わらない事項に限る）の審議機関であり、京都薬科大学学則第9条、10条ならびに京都薬科大学教授会規程に基づいて管理運営を行っている（資料9(1)-5）。

教授会での承認事項は報告事項としてまとめられ、全教員（事務組織の所属長を含む）に学内イントラネットを利用して周知される。執行については、学長決裁に基づいた運用が行われている。

<2>薬学研究科

・中・長期的な管理運営方針の策定と周知

本学は、6年制学部卒業生を対象とした研究者の育成および高度の専門的能力を有するファーマシスト・サイエンティストの育成が重要であるという観点から、平成24年度から新たに4年制の薬学専攻博士課程を設置した。

大学院の管理運営組織としては、審議機関として、大学院適合教授のみで構成されている研究科教授会が置かれており、学長が議長を務めている（資料9(1)-6）。

大学院に係る主な審議事項は、次のとおりである。

- 1) 学則
- 2) 教育課程の編成
- 3) 学生の異動
- 4) 担当教員の人事
- 5) 研究に関する事
- 6) 学位授与に関する事
- 7) その他の重要な事項

中・長期的な管理運営方針としては、大学院に関する第2期中期計画があり、大学院教育の充実、大学の国際化、研究環境の整備、大学全体の研究マインドの

活性化が項目として掲げられ、単年度ベースでアクションプランを策定し、推進担当責任者を中心に推進されている。

・意思決定プロセスの改善

第2期中期計画の課題である意思決定プロセスの迅速化について、事務職員に対し、2012年度に実施したアンケート結果を踏まえて、2013年度に専決権限を見直した。具体的には、決裁の迅速化、回議書の書式変更、作成方法の改善の3事項についての改善案を策定し、現行規程の改正および新しい規則・要綱等を制定した。2014年3月に、これら新規制定の規程および要綱の取り扱いに関する事務職員対象の説明会を開催した。

・教学組織（大学院）と法人組織（理事会）の権限と責任の明確化

本学の最高意思決定機関は理事会であり、法人組織に関することはもとより、大学院の教学組織に関する事項のうち、教員人事、予算編成、教職員や学生の定数管理、組織の再編および経営に関わる事項については研究科教授会で審議の後、理事会で最終決定する。

・研究科教授会の権限と責任の明確化

研究科教授会は、大学院の教学に関する事項（経営に関わらない事項に限る）の審議機関であり、京都薬科大学大学院学則第10条、第11条ならびに研究科教授会規程に基づいて管理運営を行っている。

研究科教授会での承認事項は報告事項としてまとめられ、大学院担当教員（事務組織の所属長を含む）に学内イントラネットを利用して周知され、執行については、学長決裁に基づいた運用が行われている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

<1>薬学部

・関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学校教育法第93条に基づき、重要な事項を審議する機関として教授会を設置している。教授会は、京都薬科大学学則第9条、10条ならびに京都薬科大学教授会規程に基づいて管理運営されている。

学校法人京都薬科大学事務組織規則第2条第1項に規定する教務部に教務部委員会、学生部に学生部委員会、進路支援部に進路支援部委員会を設置し、教務部委員会要綱、学生部委員会、進路支援部委員会に基づいて管理運営を行っている。そのほかに15の各種委員会を設置し、それぞれ規程あるいは要綱等に基づいて管理運営を行っている（資料9(1)-7）。

・学長、理事等の権限と責任の明確化

学校教育法第92条の規定に基づいて、学長は、大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有している。また、京都薬科大学学則第7条に、学長は本学を統督し本学を代表すると規定している。

学長は、指定職の理事として、理事会において、本学の運営に関する重要事項や経営に関する事項について意思決定に参加している。

理事は、教員人事、入学定員、予算、組織の再編等の経営に関する事項の意思決定に参加している。教学に関する事項について、学長は教学に関する責任と権限をもち、他の理事の意見や質問に対して、教学組織の長として真摯に対応している。

・学長選考の選考方法の適切性

学長は、京都薬科大学学長選考規程に基づいて選考される。規程による学長選考の手続きの概要は次のとおりである（資料9(1)-8）。

- 1) 学長選挙を行うときは、学長候補者を推薦するため、学長候補者推薦委員会を設ける。
- 2) 教授3名以上で候補者の推薦を行うことができる。
- 3) 学長候補者推薦委員会は、学の内外を問わず、適任と思われる学長候補者5名を選考し、選挙管理委員会に通知する。ただし、学長候補者が4名以下2名以上の場合は、その候補者数とする。

- 4) 単記無記名投票による全職員による第1次選挙を行い、得票数の上位2名を第1次学長候補者とする。ただし、学長候補者2名の場合は、意向投票を行う。
- 5) 第1次学長候補者2名について、講師以上の教育職員による単記無記名投票による第2次選挙を行い、投票数の過半数を得た者を最終学長候補者とする。
- 6) 推薦委員会の委員長は、選挙管理委員長より最終学長候補者の報告を受けたときは、推薦委員会に報告し、速やかに文書をもって理事長に報告するものとする。
- 7) 理事長は、推薦委員会の委員長から最終学長候補者の推薦を受けたときは、理事会に諮り学長予定者として学長就任の承認を求める。
- 8) 理事長は、学長予定者の承諾を得たときは、学長に任命する。

<2>薬学研究科

- ・関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用
大学院については、大学院に関する重要な事項や学位審査の機関として研究科教授会を設置し、京都薬科大学大学院学則第10条、第11条ならびに研究科教授会規程に基づいて管理運営を行っている。
予算を伴う重要案件および政策的・戦略的に判断すべき案件を審議又は協議を行う機関として、経営推進会議が設置されており、経営推進会議規程に基づいて管理運営を行っている（資料9(1)-9）。
- ・学長、研究科長および理事等の権限と責任の明確化
研究科長の権限と責任については、京都薬科大学大学院学則第8条に、研究科長は、「大学院の学事を統括する」と規定している。
研究科長は学長の委任を受け大学院の運営に当たっている。重要事項は事前に学長と協議し、幹事会の意見を聴いている。
- ・学長選考および研究科長等の選考方法の適切性
学長は、京都薬科大学学長選考規程に基づいて選考される。規程による学長選考の手続きの概要は次のとおりである。
 - 1) 学長選挙を行うときは、学長候補者を推薦するため、学長候補者推薦委員会を設ける。
 - 2) 学長候補者推薦委員会は、学の内外を問わず、適任と思われる学長候補者5名を選考し、選挙管理委員会に通知する。ただし、学長候補者が4名以下2名以上の場合は、その候補者数とする。
 - 3) 単記無記名投票による第1次選挙を行い、得票数の上位2名を第1次学長候補者とする。ただし、学長候補者2名の場合は、意向投票を行う。
 - 4) 第1次学長候補者2名について、単記無記名投票による第2次選挙を行い、投票数の過半数を得た者を最終学長候補者とする。
 - 5) 推薦委員会の委員長は、選挙管理委員長より最終学長候補者の報告を受けたときは、推薦委員会に報告し、速やかに文書をもって理事長に報告するものとする。
 - 6) 理事長は、推薦委員会の委員長から最終学長候補者の推薦を受けたときは、理事会に諮り学長予定者として学長就任の承認を求める。
 - 7) 理事長は、学長予定者の承諾を得たときは、学長に任命する。
 - 8) 研究科長は、大学院教授の中から学長が指名する。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

<1>薬学部

- ・事務組織の構成と人員配置の適切性
事務組織は、事務局として、企画・広報課、庶務課、会計課、施設課、教務課、入試課、学生課、進路支援課、研究・産学連携推進室および国際交流推進室で構成している。人員構成は、当該課に必要な人員と員数で構成しており、適材適所の方針で人員配置している（資料9(1)-10）。
- ・事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

「意思決定プロセスの明確化」の点検項目で記載したが、2013年度に専決権限の見直し、決裁の迅速化、回議書の書式・作成方法の改善の3事項について検討を行い、現行規程の改正および新たな規程および要綱を制定した。2014年3月に、これら新規制定の規程および要綱に関する説明会を実施し、事務機能の改善の周知を行った。業務内容の多様化への対応策としては次の2点がある。

- 1) 研究支援の一環として、2014年4月に、産官学連携事業や共同研究の推進、知的財産の創出と活用等に組織的に取り組む「知的財産・産学連携センター」を設置するとともに、その事務を担う組織として「研究・産学連携推進室」を事務局に設置した。
 - 2) グローバル化への対応として、外国の大学との交流協定の締結、留学生の受け入れ、派遣等の国際交流を推進することを目的に2014年4月に、「国際交流センター」を設置するとともに、その事務を担う組織として「国際交流推進室」を事務局に設置した。
- ・ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- 教育職員の採用・昇任については、教授等選考規程、教員選考基準および教員公募要領に基づいて選考を行い、教授会の承認の後、職制に応じて常任理事会あるいは理事会の承認を経て決定する。事務職員の採用は、定年退職者の補充、新規組織の設置等に伴う人員配置等の必要に応じて募集し、1次面接、2次面接、3次面接を経て職制に応じて常任理事会あるいは理事会の承認を経て決定する。事務職員の昇任については、事務職員給与規程、事務職員等級制度規程および事務職員評価制度規程に基づいて、所属長の推薦により行っている（資料9(1)-11、資料9(1)-12、資料9(1)-13）。

<2>薬学研究科

- ・ 事務組織の構成と人員配置の適切性

事務組織は、事務局として、企画・広報課、庶務課、会計課、施設課、教務課、入試課、学生課、進路支援課、研究・産学連携推進室および国際交流推進室で構成している。大学院は、教務課に1名担当者を置いている。さらに、2014年4月に新設した研究・産学連携推進室および国際交流推進室は、今後、大学院における研究活動および国際交流を支援する組織として機能する。

- ・ 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

「意思決定プロセスの明確化」の点検項目で記載したが、2013年度に専決権限の見直し、決裁の迅速化、回議書の書式・作成方法の改善の3事項について規程および要綱を制定した。2014年3月に、これら新規制定の規程および要綱に関する説明会を実施し、事務機能の改善の周知を行った。業務内容の多様化への対応策としては次の2点がある。

- 1) 研究支援の一環として、2014年4月に、産官学連携事業や共同研究の推進、知的財産の創出と活用等に組織的に取り組む「知的財産・産学連携センター」を設置するとともに、その事務を担う組織として「研究・産学連携推進室」を事務局に設置した。
 - 2) 本学の国際化の進展に伴い、国際交流に対応することを目的に2014年4月に、「国際交流センター」を設置するとともに、その事務を担う組織として「国際交流推進室」を事務局に設置した。
- ・ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- 教育職員の採用・昇任は、教授等選考規程、教員選考基準および教員公募要領に基づいて選考を行い、研究科教授会の承認の後、職制に応じて常任理事会あるいは理事会の承認を経て決定する。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1>薬学部

- ・ 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

2008年度から目標管理制度を導入し、実施してきたが、2014年からは評価結果が給与に反映される人事・給与制度を導入した。具体的には、事務職員給与規程、

事務職員等級制度規程および事務職員評価制度規程を新規に制定し、2014年1月から新人事・給与制度としてスタートした。従来の国家公務員給与体系に基づく年功序列型給与制度からメリハリのある人事・評価制度に基づく給与制度に移行し、評価、処遇、育成を循環させる制度改革を行った。

・スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

SD活動としては、大学コンソーシアム京都が実施している「SDフォーラム」および大学職員共同研修事業として実施されている「大学職員共同研修プログラム」への積極的な受講を促進している。本学でのSD活動としては、大学職員に求められる「情報を収集し、分析する能力」、「企画・提案する能力」、「課題を認識し、解決する能力」等を獲得できるワークショップ形式のグループ研修を実施している。さらに管理職を対象にマネジメント研修や評価者研修等も実施している。

また、自主的なSD活動として、業務終了後にSD勉強会を実施している。SD勉強会は、日常的な課題や問題等を解決するような勉強会、研修会参加報告および情報共有の場として機能している（資料9(1)-14）。

<2>薬学研究科

・人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

人事考課については、事務職員給与規程、事務職員等級制度規程および事務職員評価制度規程を新規に制定し、2014年1月から新人事・給与制度としてスタートした。従来の国家公務員給与体系に基づく年功序列型給与制度からメリハリのある評価制度に基づく給与制度に移行し、評価、処遇、育成を考慮した制度改革を行った。

・スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

SD活動としては、大学コンソーシアム京都が実施している「SDフォーラム」および大学職員共同研修事業として実施されている「大学職員共同研修プログラム」への積極的な受講を促進している。本学でのSD活動としては、大学職員に求められる「情報を収集し、分析する能力」、「企画・提案する能力」、「課題を認識し、解決する能力」等を獲得できるワークショップ形式のグループ研修を実施している。さらに管理職マネジメント研修や評価者研修等も実施している。

また、自主的なSD活動として、業務終了後にSD勉強会を実施し、日常的な課題や問題等を解決するような勉強会、研修会参加報告および情報共有の場として機能している。

2. 点検・評価

●基準9(1)の充足状況

前述のとおり、本学の理念・目的の実現に向けての管理運営方針は明確化されており、本学の教授会、各種委員会等の審議機関および学長、理事等の権限と責任は、それぞれ明文化した規則・規程、要綱および学則等に規定されている。

また、大学業務を支援する事務組織が設置され、十分機能しているところであり、特に、事務職員については、2014年1月から新人事・給与制度を導入し年功序列型から目標管理による成果主義型へ抜本的に改革したことにより、事務職員の意欲・資質の向上に寄与している。

これらの点から、同基準を十分に充足していると考えられる。

①効果が上がっている事項

<1>薬学部

本学の理念・目的の実現に向けた中・長期の具体的プランである第2期中期計画の2013年度のアクションプランにおいて、100%達成した主な事項は次のとおりである（資料9(1)-15、資料9(1)-16）。

- 1) 推薦入学試験合格者のための入学前教育
- 2) CBT対策のための基礎学力の定着
- 3) 質の高いOSCEの継続実施

- 4) 学生のグローバル化を目的とした海外留学・研修制度の創設およびその支援策
- 5) 意思決定システムの改善
- 6) 事務職員の人事制度・給与制度改革
- 7) 施設・設備の整備（バイオサイエンス研究センターの建設、テニス部のクラブボックスの建設、薬用植物園補助園温室工事、グラウンド人工芝設置工事）

教授会と理事会の権限と責任は、教授会は、京都薬科大学学則第9条、10条ならびに京都薬科大学教授会規程に、理事会は、学校法人京都薬科大学寄附行為ならびに京都薬科大学寄附行為施行細則において、それぞれ管理運営方針および権限と責任が明確化されており、問題はない。

教授会等の審議機関および各種委員会等は、それぞれ明文化された規程、要綱、学則等に基づいて管理運営されており、問題はない。

学長の権限と責任は、京都薬科大学学則第7条に、学長は本学を統督し本学を代表すると規定されており、権限と責任は明確化されている。学長は、大学の代表として指定職の理事でもあり、理事会においては教学関係事項だけでなく経営に関する意思決定にも参加している。

学長選考については、京都薬科大学学長選考規程に基づいて実施されており、問題はない。

副学長、研究科長、教務部長、学生部長、進路支援部長、入試委員長、入試広報委員長等は、学長の指名により選考しており、学長とビジョンを共有し、学長を補佐している。このように学長のリーダーシップが発揮できるようになっている。

事務組織は、事務局に8つの課と2つの室を設置しており、大学業務の支援組織として十分機能している。

事務機能の改善については、「意思決定プロセスの明確化」を図ることで効果を上げている。

産官学連携事業や知的財産の創出と活用等の研究支援のために「研究・産学連携推進室」を設置した。また、国際化の推進と国際交流に対応することを目的に「国際交流推進室」を設置して大学業務の多様化にも対応している。

教育職員の採用・昇任は、選考規程、選考基準および公募要領に基づいて教授等選考委員会で時間をかけ選考を実施しており、能力・人格ともに当該所属の適任者の採用・昇任に効果を上げている。事務職員は、必要に応じて募集し、人材紹介業者による中途採用を中心に1次～3次面接を経て候補者を選考し、能力・人格ともに優れた人材の確保に効果を上げている。

事務職員の昇任については、事務職員給与規程、事務職員等級制度規程および事務職員評価制度規程に基づいて、所属長の推薦により行っており、年齢・経験等に関係なく上位の職位の能力要件に達している者を抜擢し効果を上げている。

これまでの年功序列型の給与制度と異なり、新人事・給与制度は、目標管理と考動力評価の2つの評価を合わせて総合評価し、その結果を給与および処遇に反映することにより、努力して成果を上げた者が報われるので、事務職員の育成および活性化が図れる。

<2>薬学研究科

本学の理念・目的の実現に向けた中・長期の具体的プランである第2期中期計画の2013年度のアクションプランにおいて100%達成した主な事項は次のとおりである。

- 1) 学生のグローバル化を目的とした短期海外留学・研修制度および海外の学会出張の支援策
- 2) 意思決定システムの改善

研究科教授会と理事会の権限と責任は、研究科教授会は、京都薬科大学大学院学則第10条、第11条ならびに研究科教授会規程に、理事会は、学校法人京都薬科大学寄附行為ならびに京都薬科大学寄附行為施行細則においてそれぞれ管理

運営方針および権限と責任が明確化されており、問題はない。

研究科教授会等の審議機関および大学院に関する委員会等は、それぞれ明文化された規程、要綱、学則等に基づいて管理運営されており、問題はない。

学長の権限と責任は、京都薬科大学学則第7条に、学長は本学を統督し本学を代表すると規定されており、権限と責任は明確化されている。学長は、指定職の理事でもあり、研究科長は、学長の指名により選考しており、学長の意向が反映し、効果が上がっている。

教育職員の採用・昇任は、選考規程、選考基準および公募要領に基づいて教授等選考委員会で時間をかけ大学院担当教員としてふさわしい選考を実施しており、能力・人格ともに当該所属の適任者の採用・昇任に効果を上げている。大学院は、要件に適合した教員が担当している。

これまでの年功序列型の給与制度と異なり、新人事・給与制度は、目標管理と考動力評価の2つの評価を合わせて総合評価し、その結果を給与および処遇に反映することにより、努力して成果を上げた者が報われるので、事務職員の育成および活性化が図れる。

②改善すべき事項

<1>薬学部

2013年度のアクションプランの「自立した学生の育成」、「幅広い人材育成のための教育活動」等の推進項目において、検討中の事項や企画段階にとどまりまだ実施には至っていない項目があり、課題が残っている。

<2>薬学研究科

2013年度のアクションプランの「研究を通じた教育活動」等の推進項目において、検討中の事項や企画段階にとどまりまだ実施には至っていない項目があり、課題が残っている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>薬学部

第2期中期計画は、2012年～2016年度の期間の計画であり、2015年度、2016年度のアクションプランの策定・実施に向けた検討を実施している。

本学は、教授会の審議事項の事前審議機関として、幹事会および各種委員会を設置しており、教授会のスムーズな審議、運営に効果を上げている。

大学業務を支援する事務組織が設置され、十分機能しており、効果が上がっている。将来、大学業務がさらに多様化しても、事務組織の改編等で対応が可能である。新人事・給与制度は、成果主義に基づくメリハリのある評価・処遇・育成を図ることができるので、将来にわたって効果が期待できる。

<2>薬学研究科

第2期中期計画は、2012年～2016年度の期間の計画であり、2015年度、2016年度のアクションプランの策定・実施に向けた検討を主に大学院教育検討委員会で行っている。

本学は、教授会の審議事項の事前審議機関として、幹事会および各種委員会を設置しており、研究科教授会のスムーズな審議、運営に効果を上げている。

大学(大学院を含む)業務を支援する事務組織が設置され、十分機能しており、効果が上がっている。将来、大学業務がさらに多様化しても、事務組織の改編等で対応が可能である。新人事・給与制度は、成果主義に基づくメリハリのある評価・処遇・育成を図ることができるので、将来にわたって効果が期待できる。

②改善すべき事項

<1>薬学部

第2期中期計画の実施過程において、計画の変更や修正を要する事項があり、

今後の課題である。

学校教育法の改正に伴い、教授会の役割の明確化および学内諸規程の改正を行い、学内で周知徹底することにより、学校教育法改正の主旨に沿ったスムーズな管理運営が図れるよう改善する。

大学業務の多様化の進展に伴い、それに対応する新設の事務組織（課、室）が増加する場合、執務場所の確保が課題になる。

新人事・給与制度による目標管理制度において、1次評価者による業績評価および考動力評価を調整する評価者会議では、特に考動力評価の調整をスムーズに行うための仕組みが課題である。新人事・給与制度では公正な評価を行うために評価者研修による評価者のブラッシュアップの継続が重要である。

目標管理では、最終面談での目標達成度評価も重要であるが、最初の目標項目の適切性および難易度について、上司と部下が話し合うことが重要である。また、中間面談での目標の変更や達成手段の支援など適切な上司の働きかけも必要である。

<2>薬学研究科

第2期中期計画の実施過程において、計画の変更や修正を要する事項があり、今後の課題である。

学校教育法の改正に伴い、研究科教授会の役割の明確化および学内諸規程の改正を行い、学内で周知徹底することにより、学校教育法改正の主旨に沿ったスムーズな管理運営が図れるよう改善する。

大学業務（大学院を含む）の多様化の進展に伴い、それに対応する新設の事務組織（課、室）が増加する場合、執務場所の確保が課題になる。

新人事・給与制度による目標管理制度において、1次評価者による業績評価および考動力評価を調整する評価者会議では、特に考動力評価の調整をスムーズに行うための仕組みが課題である。新人事・給与制度では公正な評価を行うために評価者研修による評価者のブラッシュアップの継続が重要である。

目標管理では、最終面談での目標達成度評価も重要であるが、最初の目標項目の適切性および難易度について、上司と部下が話し合うことが重要である。また、中間面談での目標の変更や達成手段の支援など適切な上司の働きかけも必要である。

4. 根拠資料

- 9(1)- 1 第1期中期計画（既出 資料7-1）
- 9(1)- 2 第2期中期計画（既出 資料2-7）
- 9(1)- 3 「意思決定システムの改善」等に関する説明会
- 9(1)- 4 学校法人京都薬科大学 寄附行為
- 9(1)- 5 京都薬科大学 教授会規程（既出 資料1-12）
- 9(1)- 6 京都薬科大学 研究科教授会規程（既出 資料1-13）
- 9(1)- 7 各種委員会（2014.7.1）（既出 資料4(1)-20）
- 9(1)- 8 京都薬科大学 学長選考規程
- 9(1)- 9 経営推進会議規程
- 9(1)-10 学校法人京都薬科大学 事務組織規則
- 9(1)-11 京都薬科大学 事務職員給与規程
- 9(1)-12 京都薬科大学 事務職員等級制度規程
- 9(1)-13 京都薬科大学 事務職員評価制度規程
- 9(1)-14 学内電子掲示板（企画・広報課）
<http://musashi.kyoto-phu.ac.jp/kikaku/sd/index.html>
- 9(1)-15 第2期中期計画 2012年度アクションプラン最終報告（既出 資料2-14）
- 9(1)-16 第2期中期計画 2013年度アクションプラン最終報告（既出 資料2-15）

9 (2) 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

・中・長期的な財政計画の立案)

本学では、2012年4月から2017年3月までの5年間を期間として策定した第2期中期計画において財務計画を策定している。これにより、同期間中の財政見通しを立て、財務面からの中期計画実行の裏付けを行っている。

次に、建物整備等の多額の資金を必要とする事業については、第2号基本金を積み立てて計画的に進めている(資料9(2)-1)。

また、奨学事業と若手研究者への支援等による教育研究の振興を目的とした科学振興事業を行うため、第3号基本金を積み立てるとともに、これらの事業について更なる充実を図るべく、奨学事業については2016年度まで、科学振興事業については2015年度まで第3号基本金の組入計画を定めて積み増しを行っている(資料9(2)-2)。

このように、中期計画の推進に向けて財務面の裏付けを行うとともに、多額の資金が必要な事業は計画的に進めている。さらに、奨学事業や科学振興事業を拡充するための方策も講じている。

・科学研究費補助金、受託研究等の外部資金の受け入れ状況

本学における最近の外部資金の受け入れ状況は【表9-2-1】、【表9-2-2】および【表9-2-3】に示すとおりである。

科学研究費補助金については、2010年度には2009年度と比較して採択件数で9件(131%)、交付金額で13,300千円(125%)の増となった。しかし、翌2011年度には、交付金額で2009年度の実績を下回る(対2010年度:△14,244千円、対2009年度:△1,124千円)等年度毎に増減はあるものの、この5年間は平均して50,000千円を超えて獲得している。

しかし、本学における過去の獲得実績のうち、例えば2004年度(採択件数:42件、交付額:177,870千円)と比較すると大きく減少している。また、受託研究費については、2012年度、2013年度の2年間は、その前年度までと比較して減少しており、研究助成寄附金についても2013年度は減少している。

これらの状況を踏まえ、産学官連携事業や共同研究、受託研究の推進等に組織的に取り組むべく、知的財産・産学官連携センターを2014年4月に設置し、あわせて同センターの事務を担当する研究・産学連携推進室を事務局に設置した(資料9(2)-3、資料9(2)-4)。

この研究・産学連携推進室は、従前は庶務課が他の業務と並行して行っていた科学研究費補助金の申請、受入れ、実績報告の業務を専門に担当することにより、これらの業務を強化するとともに、公的研究費の不正防止等への対応強化に向けて執行監視を行うこととしている。今後はこれらの組織が教育職員と協働して外部資金の獲得拡大を目指すこととしている。

さらに、知的財産・産学官連携センターは、知的財産の創出、取得、管理、活用等の業務も担う。

【表9-2-1】科学研究費補助金

(金額単位:千円)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
採択件数 (新規+継続)	29	38	37	33	39
交付額 (直接経費)	53,000	66,300	52,056	46,413	52,834

【表 9-2-2】 受託研究費

(金額単位：千円)

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
受入件数	30	29	37	23	24
受 入 額	59,302	57,597	58,611	36,090	31,438

【表 9-2-3】 研究助成寄附金

(金額単位：千円)

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
受入件数	24	15	25	19	18
受 入 額	35,070	33,677	62,930	34,974	19,330

・消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率は、大学基礎データ表 6～表 8 のとおりであるが、ここでは、そのうち主な指標について薬系単科大学の平均値との比較を行う。薬系単科大学の平均値は、平成 25 年度版『今日の私学財政 大学・短期大学編』から抜粋し、また、比較は、同一年度で比較可能な 2012 (平成 24) 年度について行う。その結果は【表 9-2-4】 および【表 9-2-5】 のとおりであるが、全般を通じて特に問題なく良好な数値を示している。

さらに、本学は 2004 年度から 2013 年度まで引き続き、R&I (株式会社格付投資情報センター) から「AA- (ダブル A マイナス) 方向性 安定的」の発行体格付を取得している。

【表 9-2-4】 消費収支計算書関係比率

比 率	本 学 2012 (平成 24) 年度	薬系単科大学 2012 (平成 24) 年度
人件費比率	32.5%	35.2%
人件費依存率	41.2%	43.5%
教育研究比率	31.4%	36.1%
管理経費比率	6.0%	7.9%
消費収支比率	92.2%	108.6%
学生生徒納付金比率	78.8%	81.0%

【表 9-2-5】 貸借対照表関係比率

比 率	本 学 2012 (平成 24) 年度	薬系単科大学 2012 (平成 24) 年度
自己資金構成比率	94.3%	92.7%
消費収支差額構成比率	4.8%	△0.9%
固定比率	94.5%	95.7%
総負債比率	5.7%	7.3%

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

・予算編成の適切性と執行ルールの特明確性、決算の内部監査

予算編成は、毎年 10 月初旬に予算編成方針を理事長・学長連名で学内に通知し、その後、11 月初旬に各部局 (分野) 等からの予算要求調書提出、12 月中旬に予算委員会審議、1 月予算原案作成の手順としている。なお、主要な施設設備関係予算等については、2 月に開催する常任理事会、理事会で審議した後、3 月に行う評議員会で意見を聞き、理事会で最終決定している。具体的なスケジュールは以下のとおり。

- 1) 予算編成方針の通知（理事長・学長、10月初旬）
- 2) 各部局等から予算要求調書提出（11月初旬）
- 3) 担当部署（会計課、施設課）でとりまとめ（11月中旬～12月初旬）
- 4) ヒアリング・調整（部局等の長、事務局長、会計課長）
- 5) 予算委員会で審議（12月中旬 3日間）
 予算委員会の構成員は、理事長、常務理事（財務担当理事）、学長、副学長、研究科長、教務部長、学生部長、進路支援部長、事務局長
- 6) 委員会審議結果とりまとめ（12月下旬）
- 7) 予算原案作成（1月）
- 8) 施設設備関係等主要案件について常任理事会、理事会において審議（2月）
- 9) 各部局等へ予算内示（2月下旬）
- 10) 評議員会で審議のうえ理事会で決定（3月）

このように、本学では、理事長・学長連名で全学に対して当該年度の予算編成方針を示し、部局等はその方針を踏まえて予算要求を行っている。そのうえで予算委員会での審議を通じて学校法人と大学との意見調整を行いつつ予算原案作成し、その後、必要な審議を経ており、適切な予算編成が行われている。

次に、執行ルールの明確性については、Web上に設けた掲示板に本学諸規則を掲載しており、経理規則等の会計関係規則についても構成員がアクセスすれば何時でも確認できる体制を構築している。さらに、本学における執行ルールおよび会計手続き全般を記載した「会計の手引」を作成して全部局等に配付している。

これらにより、執行ルールの明確性は確保できている。なお、同手引を大きく変更した場合は、説明会を開催して変更箇所の周知を行っているところである。

本学における監査は、私立学校法第37条第3項および学校法人京都薬科大学寄附行為第15条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による会計監査を受けており、決算における監査結果は適正であるとの「監査報告書」を頂いている。

監査法人による会計監査は、大谷巖公認会計士事務所と契約を交わし、期中監査、現金・預金実査、固定資産実査、決算期末監査が行われている。期中において不明な点が生じた際には、監査法人と会計担当部署が意見を交わしながら正しい会計処理を行っている。さらに、会計監査の状況について監査法人と監事との間で意見交換が行われ、その連携も踏まえて適切な指導助言を受けており、実効性の高い監査を受けている。

さらに、経理業務等の内部監査について、「学校法人京都薬科大学内部監査規程」を制定し、同規程において監査の対象事項や実施部門、実施方法等を定めて実効性を確保している。なお、監査の実施部門は、理事長の直轄機関として設置し、独立性を確保している。（資料9(2)-5）

法人監事、公認会計士および内部監査員による三様監査が実施されており、それぞれ連携を深めるため、情報交換の場がもたれている。

・ 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

当該年度に増額となる経常的経費や新たに発生する経費については、提出された予算要求調書に基づき、予算委員会において必要性、優先度、効果等について十分審議のうえ決定しているところであるが、予算執行後の効果を分析・検証する仕組みについては確立できていない。

しかし、今後の更なる教育研究の充実に必要な予算を確保するためには、収入の増加策に加えて、個別の事業等毎に必要性や効率性を洗い直す必要が生じることから、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立が急務と考えている。

2. 点検・評価

● 基準9(2)の充足状況

本基準については、外部資金の受入れ状況や予算執行の効果の分析・検証について課題が認められるが、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しており、また、予算編成および予算執行は適切に行われていると判断する（資料9(2)-6、資料9(2)-7、資料9(2)-8、資料9(2)-9、資料9(2)-10）。

これらの点から、同基準を十分に充足していると考ええる。

①効果が上がっている事項

知的財産・産学官連携センターおよび研究・産学連携推進室を2014年4月に設置し、産学官連携事業や共同研究、受託研究等の強化・推進に関して組織的に取り組むための体制を整えた。

②改善すべき事項

今後の更なる教育研究の充実に必要な予算を確保するためには、収入の増加策に加え、場合によっては予算を大胆にカットすることも含め、これまで以上の思い切った選択と集中を行う等による支出の見直しが必要になると考えられる。

この支出の見直しを適切に実行するために投資に対する効果を的確に測定できる仕組みを早急に構築する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

2014年4月に設置した知的財産・産学官連携センターと研究・産学連携推進室が教育職員と協働して外部資金の獲得増を目指すとともに、本学の研究シーズを広く知らしめる等による産学官連携事業や共同研究、受託研究等の推進を通じ、本学の研究活動の更なる進展、活性化を目指す。

②改善すべき事項

予算の策定時に想定した効果と執行に伴い得られた成果を比較する等により、投資に対する効果を測定する仕組みを構築して一層の効果的・効率的な予算執行を進め、更なる教育研究の充実にに向けた重点投資を可能にする。

4. 根拠資料

- 9(2)-1 第2号基本金の組入に係る計画表
- 9(2)-2 第3号基本金の組入に係る計画表
- 9(2)-3 京都薬科大学知的財産・産学官連携センター規則（既出 資料8-7）
- 9(2)-4 学校法人京都薬科大学事務組織規則（既出 資料9(1)-10）
- 9(2)-5 学校法人京都薬科大学内部監査規
- 9(2)-6 5カ年連続資金収支計算書（大学部門）[資料9]
- 9(2)-7 5カ年連続資金収支計算書（学校法人）[資料10]
- 9(2)-8 5カ年連続消費収支計算書（大学部門）[資料11]
- 9(2)-9 5カ年連続消費収支計算書（学校法人）[資料12]
- 9(2)-10 5カ年連続貸借対照表 [資料13]

第 10 章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

<1>薬学部

1991年に大学設置基準が改正され、大学がそれぞれの目的を定め、その目的により社会的使命を達成するために、大学自らが恒常的に現状を点検・評価し、問題意識をもって将来に向けた改善・改革を常時推進することが制度上必須となった。本学では、1992年に教員を中心とする「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会」を設置した。このことは学則第2条に規定している。本委員会委員は発足当時、教員中心であったが、現在では事務部門の関係課長も委員として参加している。委員は学内職員のみで外部委員は含まれていない。また、委員会は自己点検・評価実施に合わせて設置し、終了すれば解散する「一時的」な組織となっている（資料10-1）。

薬学部における最近（2008年度以降）の自己点検・評価の実績は【表10-1-1】のとおりである。自己点検・評価の結果および教育情報ならびに財務に関する情報は大学ホームページにて公開（資料10-2、資料10-3、資料10-4）するとともに、冊子製本し、内外の関係先に配付している（資料10-5、資料10-6）。

【表10-1-1】薬学部における自己点検・評価の実績

評価年度	認証機関(または点検名称)	有効期間	備考
2008	大学基準協会	2009.4.1～2016.3.31	適合評価
2009	自己評価21	—	—
2014	薬学教育評価機構	2015.4.1～2022.3.31	申請中

<2>薬学研究科

学部同様、1992年に教員を中心とする「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会」を設置した。このことは大学院学則第3条に規定している。本委員会委員は発足当時、教員中心であったが、現在では事務部門の関係課長も委員として参加している。委員は学内職員のみで外部委員は含まれていない。また、委員会は自己点検・評価実施に合わせて設置し、終了すれば解散する「一時的」な組織となっている。

薬学研究科における最近（2008年度以降）の自己点検・評価の実績は【表10-1-2】のとおりである。自己点検・評価の結果は大学ホームページにて公開するとともに、冊子製本し、内外の関係先に配付している。

【表10-1-2】薬学研究科における自己点検・評価の実績

評価年度	認証機関(または点検名称)	有効期間	備考
2008	大学基準協会	2009.4.1～2016.3.31	適合評価
2012	平成24年度「新制度の『大学院4年制博士課程』における研究・教育等の状況に関する自己点検・評価」(文部科学省：薬学系人材養成の在り方に関する検討会)	—	—
2014	平成26年度大学院4年制博士課程における自己点検・評価について(文部科学省：薬学系人材養成の在り方に関する検討会)	—	申請予定

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

<1>薬学部

本学には、内部質保証の方針と手続きを明確に示したものはない。これは本学の設置形態が「単科大学」であることに起因していると考えられる。しかし、方

針および手続きが明確化されていないから内部質保証が行われていないという訳ではなく、各部局の委員会、中期計画および自己点検・評価を活用することで、創立130周年を迎えた今日まで、PDCAサイクルによる内部質保証が行われてきたと言える。また、内部質保証を掌る組織として、各部局の委員会、中期計画推進体制および自己点検・評価運営委員会の連携体制を整備している。

各部局の委員会は資料に示したとおりである(資料10-7)。各委員会は、実施された取り組みを点検・評価し、次年度の計画を立案する。各委員会から出された案件は、「幹事会」において事前協議され、案件ごとに「教授会」または「研究科教授会」にて、審議される。また、教学レベルと学校法人レベルの調整として、「経営推進会議」を設置している。同会議では、予算を伴う重要案件および政策的・戦略的に判断すべき案件について審議・協議を行う。

本学では2007年度から中期計画(計画期間:5年)を策定しており(第1期は2007年度~2011年度)、現在第2期中期計画(2012年度~2016年度)が進行中である。中期計画は、教員および事務職員で構成された4つのワーキンググループ(学生部会・教育部会・研究部会・制度部会)が策定した「答申」を受け、理事長および学長の下、中期計画策定委員会が策定する。中期計画を推進するために中期計画担当理事を置き計画の進捗管理を行う。また、各推進項目については推進担当責任者と推進担当者(「教員」と「事務職員」の協働チーム)を配置し、PDCAサイクルにより、項目の改善方を盛り込んだ各年度のアクションプランを策定する。アクションプランは推進項目を所管する委員会等に提案され、承認を得たうえで実行される。また、各年度始めに、「中期計画推進担当責任者会議」を開催し、前年度アクションプランの進捗状況および当該年度アクションプランの概要について報告を行う。同会議において、推進担当責任者は、各責任者の方針・進捗状況を把握することができ、互いに協調関係を築く等、項目を推進する上で貴重な情報共有の機会となっている。

自己点検・評価運営委員会は、各委員会および中期計画推進担当からの報告を受け、認証評価を受審するための作業を行う。認証評価後、認証機関から付された助言等については、同委員会から関係部局(委員会)にフィードバックされる。

認証評価受審後は、付された改善事項等について改善取り組みを行っていることから、自己点検・評価は学内の改善・改革に貢献していると考えている。繰り返しになるが、本学は「単科大学」であることから、認証評価結果から得られる示唆を受け止めやすいため、自己点検・評価を改革・改善に繋げやすい状況にある。

本学では、職員全員に「コンプライアンスハンドブック」を配付し、内容確認後、ハンドブック内に設定した「誓約書欄」に署名させ、コンプライアンス(法令・モラルの遵守)を誓約させている。ハンドブックの内容は、コンプライアンスの推進、ハラスメントの防止および研究活動に係る不正防止である(資料10-8)。

また、コンプライアンス関連の学内研修を開催している。最近の開催状況は【表10-2-1】のとおりである。

【表10-2-1】コンプライアンス関連の学内研修開催実績

実施日	講師	所属	演題
2011.4.18	中村 勝彦	TMI 総合法律事務所	社会環境の変化とコンプライアンス ～研究費の不正使用問題からハラスメントまで～
2011.9.7	大久保 和孝	新日本有限責任監査法人	研究費不正防止に係る研修会
2012.8.22	郷原 信郎	関西大学特任教授 総務省コンプライアンス室長	経済社会の環境変化とコンプライアンス
2013.3.25	桑野 里美	(株)ビジネス・パートナー・オフィス 社会保険労務士	大学におけるハラスメントを防止するために
2014.7.23	野崎 亜紀子	本学准教授 博士(法学)	研究者とともにある研究倫理を考える

<2>薬学研究科

本学は単科大学であるため、研究科は学部とほぼ同じ体制である。研究科の特徴的な事項としては、2013年度から、研究科における教育・研究活動の改善を図るため、研究科長の諮問機関として「大学院ワーキンググループ」を発足させた。なお、本ワーキンググループは、現在「大学院教育検討委員会」に昇格しており、現行の大学院カリキュラム等の見直しを行い、研究科の内部質保証を担う委員会として機能していることが挙げられる。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

<1>薬学部

組織レベルでの自己点検・評価活動については前述(2)で示したとおりである。また、2009年度から開始した「学生満足度調査(学部2～6年次生対象)」から得られた学生の改善要望事項を精査し、要改善事項と認めた場合は、中期計画等に盛り込み改善を行っている(資料10-9)。個人レベルでの自己点検・評価活動については、現状では十分機能しているとは言い難いが、小規模な組織であるため、個人が組織に関与する機会が比較的高いと考えられる。よって、組織レベルの自己点検・評価活動と一体化して行われていると言える。

教育・研究活動のデータベース化の推進については、整備されているとは言い難い。ただし、データベースに代わるものとして、大学ホームページに各年度の教員の業績をまとめた「教育研究業績録」をPDF化して公開している。また、各分野等の研究活動についても、大学ホームページ上で「研究室紹介」として公開している(資料10-10)。

内部質保証の機能を担う各部局の委員会において、【表10-3-1】に示すように、専門的な知識を有する学外委員を委嘱している。

【表10-3-1】委員会における学外委員委嘱状況

委員会名	委員名	委員所属
衛生委員会	郡 靖裕	こおり内科医院(学校医)
遺伝子組換え実験安全委員会	垣田 敬治	垣田医院
倫理委員会		
動物実験委員会	尾崎 清和	摂南大学薬学部講師
利益相反委員会	谷村 和治	谷村弁護士事務所
コンプライアンス委員会		
研究活動不正行為等防止委員会		
生涯教育センター企画専門部会	隠岐 英之	滋賀県薬剤師会
	川島 弓枝	滋賀医科大学医学部附属病院
	田代 麻実子	京都府薬剤師会
	中山 英夫	大津市民病院
	三上 正	京都第二赤十字病院

また、2014年度に一般社団法人 薬学教育評価機構の薬学教育評価を受審するため、2013年度に自己点検・評価を行い、同機構へ申請を行った。同機構による評価を受審することは、薬学教育に関する本学の課題を明確にし、その結果を真摯に受け止め、その改善を迅速に行うことで、本学の内部質保証をさらに充実させる意図がある。

文部科学省からの指摘事項については、2011年11月に「科学研究費補助金実地検査(文部科学省)」を受けた際に、補助金の執行についての問題はなかったものの、その検収体制が同省の示すガイドラインを充たしていないとの指導を受けた。この指導に基づき、学内の発注および検収体制の検討・改善を行った結果、2012年1月に会計課「検収係」を、同年4月には会計課「契約係」をそれぞれ設置した。このことにより、事務職員による発注と検収を前提とした「発注から納品検収システム」が構築された。

大学基準協会からの指摘事項については、2008年度大学基準協会認証評価の際に助言を受け、2012年度に改善報告書を提出している(資料10-11)。また、

2012年度から2014年度までには、改善報告書の内容に加えて、それぞれ【表10-3-2】に示したとおり改善を行った（資料10-12）。

【表10-3-2】大学基準協会から付された提言に対する改善について

助言1	薬学研究科の理念・目的・教育目標等についての周知が十分ではなく、刊行物やホームページ等における周知が望まれる。
対応1	・2013年度に「大学院紹介パンフレット」を作成し、大学院志望者への周知を行った。

<2>薬学研究科

本学は単科大学であるため、研究科は学部とほぼ同じ体制である。研究科の特徴的な事項としては、完成年度を迎えていない専攻があることである。本学の研究科の現状を【表10-3-3】に示す。

【表10-3-3】本学薬学研究科の開設状況

名称	修業年限	収容定員	学位	開設年度	備考
薬科学専攻 博士前期課程	2年	10	修士（薬科学）	2010年度	—
薬科学専攻 博士後期課程	3年	6	博士（薬科学）	2012年度	2014年度 完成年度
薬学専攻 博士課程	4年	40	博士（薬学）	2012年度	開設3年目
薬学専攻 博士後期課程	3年	24	博士（薬学）	1977年度	2012年度から 募集停止

薬科学専攻博士後期課程および薬学専攻博士後期課程については、現在、「設置に係る設置計画履行状況報告書」をそれぞれ提出・公表を行っている。両専攻とも、これまで「留意事項」は付されていない。また、薬科学専攻博士後期課程については、2013年度に「設置計画履行状況等調査（面接調査）」を受けたが、特段の留意事項は付されなかった。

2. 点検・評価

●基準10の充足状況

本学の内部質保証は、比較的複雑でない「指揮系統」による意思決定の速さ、単年度アクションプランの実現を目指した「PDCAサイクル」による中期計画の実施および第三者評価機関の認証評価を受審すること等を活用して内部質保証サイクルを構築しており、概ね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>薬学部

中期計画の推進体制を「教員＋事務職員」のユニットとすることで、中期計画における進捗管理が容易になった。また、学生満足度調査によれば、2012～2014年度の学生満足度が向上していることが挙げられる（資料10-13）。

<2>薬学研究科

大学院教育検討委員会の提言により、教育改革が行われ、これまで関係領域での分野等による研究指導が中心であったが、その垣根を越えた研究科全体での大学院生の研究指導が行われる機運が高まっている（資料10-14）。

②改善すべき事項

<1>薬学部

教育・研究活動のデータベース化が推進されていない面があるので、今後の改善策を検討する必要がある。

<2>薬学研究科

教育・研究活動のデータベース化が推進されていない面があるので、今後の改善策を検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>薬学部

学長が全学的にリーダーシップを発揮できるガバナンス改革を推進することで、内部質保証システムをさらに機能させることができる。また、この改革の過程で、内部質保証の方針および手続きを明確化することができると思う。

<2>薬学研究科

学長が全学的にリーダーシップを発揮できるガバナンス改革を推進することで、内部質保証システムをさらに機能させることができる。また、この改革の過程で、内部質保証の方針および手続きを明確化することができると思う。

②改善すべき事項

<1>薬学部

教育・研究活動のデータベース化について、関係部署（教務課、企画・広報課および研究・産学連携推進室）が協力して推進する。また、学生満足度調査により得られた要望であっても、精査した結果、特に改善を必要としない事項もあるが、学生に対してその理由をフィードバックする機会が十分とは言えないのでその機会を設け、理解を促す。

<2>薬学研究科

教育・研究活動のデータベース化について、関係部署（教務課、企画・広報課および研究・産学連携推進室）が協力して推進する。

4. 根拠資料

- 10- 1 京都薬科大学 自己点検・評価運営委員会規程
- 10- 2 京都薬科大学ホームページ（自己点検・評価報告書）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/information_discovery/self_check/
- 10- 3 京都薬科大学ホームページ（大学のご案内）
<http://www.kyoto-phu.ac.jp/compendium/#page01>
- 10- 4 京都薬科大学ホームページ（財務報告）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/information_discovery/h25/
- 10- 5 京都薬科大学 自己点検・評価報告書 2008年度 大学基準協会
認証評価結果
- 10- 6 2009～2013年度報告書
- 10- 7 各種委員会（2014.7.1）（既出 資料4(1)-20）
- 10- 8 コンプライアンス ハンドブック
- 10- 9 京都薬科大学 2014年度学生満足度調査アンケート票（既出 資料4(1)-19）
- 10-10 京都薬科大学ホームページ（研究室・附属施設の紹介）
http://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/laboratory/
- 10-11 改善報告書
- 10-12 大学院紹介パンフレット 大学院薬学研究科 薬学専攻博士課程（4年）
（既出 資料1-10）
- 10-13 学生満足度調査結果推移
- 10-14 2014年度総合薬学セミナー・公開セミナー実施要領（既出 資料4(1)-21）

終章

本学は、これまで綿々と建学の精神である「愛学躬行」を学生と教育職員および事務職員が共有実行し続け、多くの優れた卒業生を輩出し社会に貢献してきた。また、2014年に創立130周年を迎え、この節目の時に自己点検・評価を行い、本学の現状を真摯に見つめ直し、「何が評価でき、これから何に取り組むべきなのか」を明確に浮き彫りにすることができたことは、これから本学がさらなる発展を遂げるためにも非常に良い機会であった。2006年に薬学教育6年制を中心とした新たな薬学教育制度がスタートし、ハード面・ソフト面においてかなり充実はしてきたが、その一方で課題も残っている。本学は、常に現状を見つめ直し改善・改革に取り組み、時代にあった社会の要請に応えることのできる大学として、より良い教育を実践することによって社会に貢献できる人材を輩出するために、たゆまぬ努力を続けるつもりである。

1. 理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況

本学の理念・目的、教育目標の主旨は、一般的な教育のみならず、研究活動を通じた教育を行うことによって、「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成することにある。学長の強いリーダーシップの下、「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成するために、6年間一貫した体系的な教育プログラムを編成し、Science(科学)、Art(技術)、Humanity(人間性)のバランスのとれた人材育成を進めている。薬学の専門知識に加えて、豊かな人間性を育みながら、高度な専門的能力と研究能力を有する薬剤師、すなわちファーマシスト・サイエンティストの育成を目標とすることにより、薬剤師国家試験の高い合格率を継続的に維持し、かつ薬系単科大学としては比較的多い大学院の定員数を確保できている。また、進路に関しても100%に近い就職率で、病院、薬局、製薬企業等、多様な業種が進路先となっており、それぞれにほぼ均等に人数配分されている。以上のことから判断しても、理念・目的、教育目標は十分に達成できていると考えることができる。

2. 優先的に取り組むべき課題

今回の自己点検・評価により、本学が取り組むべき課題が明確となった。その中でも早急に取り組まなければならない課題を列挙する。

①教育内容・方法・成果（教育方法）

大学院の講義において、授業評価アンケートや教員相互で行われる授業参観等による授業改善に対する点検・評価が十分に行われていない。これらに関しては既に大学院教育検討委員会により検討が進められている。

②教育内容・方法・成果（成果）

大学や大学院での学修成果を点検・評価するための、就職先や卒業生・修了生による評価・フィードバックを十分に受けていない。これに関しては、既に2011年度卒業生（6年制学部1期生）を対象にアンケートを実施する等して改善を進めている。

③社会連携・社会貢献

地域と大学のパイプ役となる部署が案件によって一定ではないため、組織的、計画的な地域貢献や地域交流が充分に行われているとは言い難く、大学を主体とする地域交流や地域貢献を活性化する基盤形成が必要である。これに関しては、既に第2期中期計画に地域交流基盤の構築として盛り込まれ推進されている。

3. 今後の展望

優先的に取り組むべき課題に関しては、既に第2期中期計画のアクションプランや各種委員会によってその改善策が進行中である。これらの結果に関しては、随時検証を行い、さらなる改善を図らなければならないことは言うまでもない。自己点検・評価は定期的に行うのではなく、自主的に常に行わなければ真の改善・改革を達成することはできない。そのためにも、現在進行中の中期計画をさらに充実させ、各種委員会との連携を図ることにより、より有効な改善・改革を行い、本学のさらなる発展につなげたいと考えている。

京都薬科大学長 乾 賢一